建築基準法の一部を改正する法律の施行に伴う国土交通省関係省令の整備等に関する省令 新旧対照条文

\bigcirc	\bigcirc	\bigcirc	\bigcirc	\bigcirc	\bigcirc
建築士法施行規則(昭和二十五年建設省令第三十八号)(第七条関係)————————————————————————————————————	津波防災地域づくりに関する法律施行規則(平成二十三年国土交通省令第九十九号)(第六条関係)――――――――――――――――――――――――――――――――――――	マンションの建替え等の円滑化に関する法律施行規則(平成十四年国土交通省令第百十六号)(第四条関係)————————————————————————————————————	都市再生特別措置法施行規則(平成十四年国土交通省令第六十六号)(第三条関係)————————————————————————————————————	建築基準法に基づく指定資格検定機関等に関する省令(平成十一年建設省令第十三号)(第二条関係)————————————————————105	建築基準法施行規則(昭和二十五年建設省令第四十号)(第一条関係)————————————————————————————————————

建築基準法施行規則(昭和二十五年建設省令第四十号)(第一条関係)

(傍線部分は改正部分)

第一号の二様式 (第一条の二の二関係) (A4) 平成〇年 構造計算適合判定資格者検定受検申込書 私は、構造計算適合判定 ※ 数 英	(略)	(略)	(略) 平 超 年 月 月 大	(略) 生年月日 (略)	第一号様式(第一条関係)(A4) 平成〇年 建築基準適合判定資格者検定受検申込書 (略)	新
(新設)	(略)	(略)	(略) 超 大 生 月 月 則	(略) 生年月日 (略)	第一号様式(第一条関係)(A4) 平成〇年 建築基準適合判定資格者検定受検申込書 (略)	III

勤務先所在地	勤務先 (課名・ 係名まで	現住所	本籍地			ふりがな 氏 名	国土交通大臣	(=	氏名	平成 年
一一一		(〒					通大臣	(署 名)		月
幾)		当			男・女	性別	骤			ш
話電〕		[電話(大 煛	昭 平	生年月日				横 地沿
					Д					
				解 种	ロ 合格 目 昭和・平成	一級建築士イ 登録				
	ない。)	収入印紙貼付欄(消印	田田	者確認欄	※受付担当	\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\	別の氏名を対対して	では住所の 対済時間を	日首の南西	平成年月撮影

(2) 記入は青か黒のインク又はボールペンで丁寧に書き、数5 は算用数字を用い、該当するものを○で囲むこと。 (3) 太線内のみを記入し、※のところは記入しないこと。 (4) 裏面の記載を忘れないこと。 年月
明 A (2) 第 A 4 A
に
るだけ詳細に記載すること。 は青か黒のインク又はボールペンで丁3 用数字を用い、該当するものを〇で囲。 内のみを記入し、※のところは記入し7 の記載を忘れないこと。 (性判定) (性判定) (性判定) (性判定)
インク又はボールペンで丁3人し、※のところは記入し、※のところは記入してないこと。
マンドラック は
は、
画 むな 地 職 で ここり ひ 名 単 で ここり
C。 W 、 II
》、

(第三面)	【8. 備考】	【7.構造計算適合性判定の申請】 □申請済 () □未申請 () □申請不要	確認申請書(建築物) (第一面) (略) (第二面) (第二面)	第二号様式 <u>(第一条の三、第三条、第三条の三関係)</u> (A4)	(正記) 17 ま、の神垣町 年週日は刊足の未め入は年来を中に地口 7 名 名 条の 4 各 号に掲げる業務に関する経歴全てについて年代順に書いて下さい。なお、勤務先、地位職名又は職務内容が変わつた場合には区別して個々に記入すること。 2) 職務内容は、建築物の設計(構造)、建築物の確認(構造)等具体的に詳しく書いてください。 3) 所在地については、〇〇県〇〇市、郡〇〇町、村、程度で結構です。 4) 在職期間は、地位職名ごとの満年月数とし、1ヶ月未満は切り捨てること。 5) 地位職名は、建築課長、技師、防災計画係等と明記すること。
(第三面)	【7. 備考】		三条の五、第六条の三関係) (A4) 確認申請書(建築物) (第一面) (略) (第二面) 【1. 建築主】~【6. 工事施工者】(略)	第二号様式 <u>(第一条の三、第二条、第三条、第三条の三、第三条の四、第</u>	

【9.確認の特例】 【イ.建築基準法第6条の3第1項ただし書又は法第18条第4項ただし書 <u>の規定による審査の特例の適用の有無】</u> <u>口有 口無</u> 【ロ.建築基準法第6条の4第1項の規定による確認の特例の適用の有無】 無】 【 <u>ハ</u> . (略)】~【 <u>ホ</u> . (略)】 (略)	【6. 階数】~【8. 建築設備の種類】	【5. 耐火建築物等】 □耐火建築物 □準耐火建築物(イー1) □準耐火建築物(イー2) □準耐火建築物(ロー1) □準耐火建築物(ロー2) □耐火構造 建築物 □特定避難時間倒壊等防止建築物 □その他	(第四面) 【1.番号】~【4.構造】 (略)	【12. 建築物の数】~【19. 備考】 (略)	【 <u>フ</u> . 延べ面積】・【 <u>ワ</u> . 容積率】 (略)	の部分】 (略) 【ハ、エレベーターの昇降路の部分】~【ヌ、住宅の部分】 (略) 【ル、老人ホーム、福祉ホームその他これらに類するものの部分】 ()()(横る参加を	【1. 地名地番】~【10. 建築面積】 (略)
【 <u>イ</u> . 建築基準法 <u>第 6 条の 3 第 1 項</u> の規定による確認の特例の適用の有無】	【6. 階数】~【8. 建築設備の種類】	[5. 耐火建築物]	(第四面) [1.番号]~【4.構造】 (略)	【12. 建築物の数】~【19. 備考】 (略)	【 <u>ル</u> . 延べ面積】・【 <u>ヲ</u> . 容積率】 (略)	【ハ、エレベーターの昇降路の部分】~【ヌ、住宅の部分】 (略)	【11. 延べ面積】 (申請部分)(申請以外の部分)(合計 (イ. 建築物全体】 (略) (P. 地階の <u>住宅</u> の部分】 (略)	【1. 地名地番】~【10. 建築面積】 (略)

【10. (略)】 ~【17. (略)】 (略)
(略)
建築物独立部分別概要
【1. 番号】
【2. 延べ面積】
【3. 建築物の高さ等】 【イ. 最高の高さ】
【二. 構造】 造 一部 造
【4. 特定構造計算基準又は特定増改築構造計算基準の別】 □特定構造計算基準
口特定增改築構造計算基準
【5. 構造計算の区分】 □建築基準法施行令第81条第1項各号に掲げる基準に従つた構造計算 □建築基準法施行令第81条第2項第1号イに掲げる構造計算 □建築基準法施行令第81条第2項第1号ロに掲げる構造計算 □建築基準法施行令第81条第2項第2号イに掲げる構造計算 □建築基準法施行令第81条第3項に掲げる構造計算
【6. 構造計算に用いたプログラム】

さい。 4. 第三面関係 ①~③ (略) ④ 都市計画区域内、進都市計画区域内及び建築基準決第68条の9第1項	なお、所在地については、○○県○○市、郡○○町、村、程度で結構です。② 建築物の名称又は工事名が定まつているときは、8欄に記入してくだ)都道府県名又は指定構造計算適合性判定機関の名称 1を記入し、申請をした後に、遅滞なく、申請をした 2た場合においては、申請をした都道府県名又は指定 2、機関の名称及び事務所の所在地を含む。)を届け出	② 7欄は、該当するチェックボックスに「レ」マークを入れ、申請済の 場合には、申請をした都道府県名又は指定構造計算適合性判定機関の名 称及び事務所の所在地を記入してください。未申請の場合には、申請す	第二面関化)~8 (#	(注意) (注意) (略)	【8. 備考】	【7. 建築基準法施行令第137条の2各号に定める基準の区分】 ()	【□. 区分】□建築基準法第20条第1項第2号イ又は第3号イの認定を受けたプログラム(大臣認定番号)□その他のプログラム	【7. 名称】
さい。 4. 第三面関係 ①~® (略) (略)	⑨ 建築物の名称又は工事名が定まつているときは、7欄に記入してくだ			第二面関係 []~8 (m	(注意) (1. • 2. (略)				

の規定に基づく条例により建築物の容積率の最高限度が定められた区域内においては、11欄の「ロ」に建築物の地階でその天井が地盤面からの高さ 1メートル以下に<u>あるものの住宅又は老人ホーム、福祉ホームその他これらに類するもの</u>の用途に供する部分、「ハ」にエレベーターの昇降路の部分、「ニ」に共同住宅の共用の廊下又は階段の用に供する部分、「ホ」に自動車車庫その他の専ら自動車又は自転車の停留又は駐車のための施設(誘導車路、操車場所及び乗降場を含む。)の用途に供する部分、「小」に蓄電池(床に据え付けるものに限る。)を設ける部分、「チ」に自家発電設備を設ける部分、「リ」に貯水槽を設ける部分、「ヌ」に住宅の用途に供する部分、「ル」に老人ホーム、福祉ホームその他これらに類するものの用途に供する部分のそれぞれの床面積を記入してください。

- (6) 住宅又は老人ホーム、福祉ホームその他これらに類するものについては、11欄の「ロ」の床面積は、その地階<u>の住宅又は老人ホーム、福祉ホームその他これらに類するもの</u>の用途に供する部分の床面積から、その地階のエレベーターの昇降路の部分<u>又は共同住宅の</u>共用の廊下<u>若しくは</u>階段の用に供する部分の床面積を除いた面積とします。
- (1) 11欄の「三」の延べ面積及び「三」の容積率の算定の基礎となる延べ面積は、各階の床面積の合計から「ロ」に記入した床面積(この面積が敷地内の建築物の住宅及び老人ホーム、福祉ホームその他これらに類するものの用途に供する部分(エレベーターの昇降路の部分又は共同住宅の共用の廊下若しくは階段の用に供する部分を除く。)の床面積の合計の3分の1を超える場合においては、敷地内の建築物の住宅及び老人ホーム、福祉ホームその他これらに類するものの用途に供する部分(エレベーターの昇降路の部分又は共同住宅の共用の廊下若しくは階段の用に供する部分を除く。)の床面積がびに「ホ」から「リ」までに記入した床面積(これらの面積が、次の(1)から(5)までに掲げる建築物の部分の区分に応じ、敷地内の建築物の各階の床面積の合計にそれぞれ(1)から(5)までに定

の規定に基づく条例により建築物の容積率の最高限度が定められた区域 内においては、11欄の「ロ」に建築物の地階でその天井が地盤面からの 高さ1メートル以下に<u>あるものの住宅</u>の用途に供する部分、「ハ」にエ レベーターの昇降路の部分、「ニ」に共同住宅の共用の廊下又は階段の 用に供する部分、「ホ」に自動車車庫その他の専ら自動車又は自転車の 停留又は駐車のための施設(誘導車路、操車場所及び乗降場を含む。) の用途に供する部分、「へ」に専ら防災のために設ける備蓄倉庫の用途 に供する部分、「ト」に蓄電池(床に据え付けるものに限る。)を設け る部分、「チ」に自家発電設備を設ける部分、「リ」に貯水槽を設ける 部分、「ヌ」に住宅の用途に供する部分のそれぞれの床面積を記入して ください。

<u>共同住宅</u>については、11欄の「ロ」の床面積は、その地階<u>の住宅</u>の用途に供する部分の床面積から、その地階のエレベーターの昇降路の部分及び共用の廊下<u>又は</u>階段の用に供する部分の床面積を除いた面積とします。

5

⑩ 11欄の「<u>ル</u>」の延べ面積及び「<u>2</u>」の容積率の算定の基礎となる延べ面積は、各階の床面積の合計から「ロ」に記入した床面積(この面積が敷地内の建築物の<u>住宅</u>の用途に供する部分の床面積の合計の3分の1を超える場合においては、敷地内の建築物の<u>住宅</u>の用途に供する部分の床面積の合計の3分の1の面積)、「ハ」及び「二」に記入した床面積並びに「ホ」から「リ」までに記入した床面積(これらの面積が、次の(1)から(5)までに掲げる建築物の部分の区分に応じ、敷地内の建築物の各階の床面積の合計にそれぞれ(1)から(5)までに定める割合を乗じて得た面積を超える場合においては、敷地内の建築物の各階の床面積の合計にそれぞれ(1)から(5)までに定める割合を乗じて得た面積を超える場合においては、敷地内の建築物の各階の床面積の合計にそれでれ(1)から(5)までに定める割合を乗じて得た面積とします。また、建築基準法第52条第12項の規定を適用する場合においては、「<u>2</u>」の容積率の算定の基礎となる敷地面積は、7欄「ホ」(2)によるこ

める割合を乗じて得た面積を超える場合においては、敷地内の建築物の各階の床面積の合計にそれぞれ(1)から(5)までに定める割合を乗じて得た面積)を除いた面積とします。また、建築基準法第52条第12項の規定を適用する場合においては、「<u>フ</u>」の容積率の算定の基礎となる敷地面積は、7欄「ホ」(2)によることとします。

(1)~(5) (路)

17)~22 (器)

② 7欄の「ハ」、「ニ」、「へ」及び「ト」、10欄の「ロ」並びに11欄の「<u>ワ</u>」は、百分率を用いてください。

24~26 (略)

5. 第四面関係

①~⑤ (器)

⑥ 5欄は、「耐火建築物」、「準耐火建築物(イー1)」(建築基準法第2条第9号の3イに規定する準耐火建築物で、同法施行令第129条の2の3第1項第1号口に掲げる技術的基準に適合するものをいう。)、「準耐火建築物(イー2)」(同法第2条第9号の3イに規定する準耐火建築物(増耐火建築物(ロー1)」(同法施行令第109条の3第1号に掲げる技術的基準に適合する準耐火建築物(ロー2)」(同条第2号に掲げる技術的基準に適合する準耐火建築物(ロー2)」(同条第2号に掲げる技術的基準に適合する準耐火建築物をいう。)、「耐火構造建築物」(同法第27条第1項の規定に適合する特殊建築物をいき。)、「耐火構造建築物」(同法第27条第1項の規定に適合する特殊建築物をいき。)、「耐火構造建築物」、「同法第27条第1項の規定に適合する特殊建築物を映き物」(特定選難時間倒接等防止建築物を除く。)をいう。)、「特定選難時間倒接等防止建築物といるうち該当するチェックボックス全でに「レ」マークを入れてください。

7~9

⑩ 9欄の「イ」及び「ロ」は、該当するチェックボックスに「レ」マークを入れてください。

113~18 (器)

· (累

7. 第六面関係

ととします。

(1)~(5) (器)

(野)~(2) (路)

》 7欄の「ハ」、「ニ」、「へ」及び「ト」、10欄の「ロ」並びに11欄 の「<u>ヲ</u>」は、百分率を用いてください。

②3~②6 (略)

5. 第四面関係 ①~⑤ (略

6

) 5欄は、「耐火建築物」、「準耐火建築物(イー1)」(建築基準法第2条第9号の3イに規定する準耐火建築物で、同法施行令<u>第115条の2の2第1項第1号</u>に掲げる技術的基準に適合するものをいう。)、「準耐火建築物(イー2)」(同法第2条第9号の3イに規定する準耐火建築物(準耐火建築物(イー1)に該当するものを除く。)をいう。)「準耐火建築物(ロー1)」(同法施行令第109条の3第1号に掲げる技術的基準に適合する準耐火建築物をいう。)、「準耐火建築物(ロー2)」(同条第2号に掲げる技術的基準に適合する準耐火建築物をいう。)、「準耐火建築物をいう。)又は「その他」のうち該当する<u>ものを記入し</u>てください。

⑦~⑨ (器)

⑩ 9欄の「イ」は、該当するチェックボックスに「レ」マークを入れてください。

(器) (器)

6. (器)

(略) 【1. 地名地番】~【10. 建築面積】 (略)	(略) 【1. 地名地番】~【10. 建築面積】 (略)
(第二面)	(第二面)
(略) (第一面)	(略) (第一面)
建築計画概要書	建築計画概要書
:十一条の四関係)_ (A4)	第十一条の四関係)_(A4)
第三号様式 <u>(第一条の三、第三条、第三条の三、第三条の四、第三条の五、</u>	第三号様式 <u>(第一条の三、第三条、第三条の三、第三条の</u> 四、第三条の七、
	て記入してください。
	⑧ 計画の変更申請の際は、8欄に第六面に係る部分の変更の概要につい
	当する基準の号の数字及び「イ」又は「ロ」の別を記入してください。
	⑦ 7欄は、建築基準法施行令第137条の2各号に定める基準のうち、該
	してください。
	⑥ 6欄の「イ」は、構造計算に用いたプログラムが特定できるよう記載
	入れてください。
	⑤ 4欄、5欄及び6欄は、該当するチェックボックスに「レ」マークを
	ださい。ただし、建築物の数が1のときは記入する必要はありません。
	④ 3欄の「ニ」は、申請に係る建築物の主たる構造について記入してく
	る必要はありません。
	、それぞれ記入してください。ただし、建築物の数が1のときは記入す
	③ 2欄及び3欄の「イ」から「ハ」までは、申請に係る建築物について
	ださい。
	上のときは、申請建築物ごとに通し番号を付し、その番号を記入してく
	② 1欄は、建築物の数が1のときは「1」と記入し、建築物の数が2以
	だない。
	いる場合においては当該建築物の部分。以下同じ。)ごとに作成してく
	ションジョイントその他の相互に応力を伝えない構造方法のみで接して
	□ この書類は、申請に係る建築物(建築物の二以上の部分がエキスパン

<u>建築主事</u> 印 下記による確認申請書に記載の計画は、建築基準法第6条第1項(建築基 準法第6条の4第1項の規定により読み替えて適用される同法第6条第1項)の建築基準関係規定に適合していることを証明する。	建築基準法第 6 条第 1 項の規定 確認済証	第五号様式(第二条、第二条の二、第三条関係)(A4)	計画変更確認申請書 (建築物)	第四号様式 <u>(第一条の三、第三条、第三条の三関係)</u> (A4)	(【12. 建築物の数】~【18. その他必要な事項】 (略)	(<u>ラ</u> . 延べ面積】・【 <u>ワ</u> . 容積率】 (略)	の部分】 (略) 【ハ、エレベーターの昇降路の部分】~【ヌ、住宅の部分】 (略) 【ル、老人ホーム、福祉ホームその他これらに類するものの部分】	i積】 i物名 inのfi
<u>建築主事</u> 印 下記による確認申請書に記載の計画は、建築基準法第6条第1項(建築基 準法第6条の3第1項の規定により読み替えて適用される同法第6条第1項)の建築基準関係規定に適合していることを証明する。	<u>建築基準法第6条第1項の規定</u> <u>確認済証</u>	第五号様式(第二条、第二条の二、第三条関係) (A 4)	計画変更確認申請書(建築物)(略)	第四号様式 <u>(第一条の三、第二条、第三条、第三条の三関係)</u> (A4)	(第三面)	【12. 建築物の数】~【18. その他必要な事項】 (略)	【 <u>ル</u> . 延べ面積】・【 <u>ヲ</u> . 容積率】 (略)	【ハ、エレベーターの昇降路の部分】~【ヌ、住宅の部分】 (略)	【11. 延べ面積】 (申請部分)(申請以外の部分)(合計 (イ. 建築物全体】 (略) 【ロ. 地階の住宅の部分】 (略)

第六号様式 (第二条、第二条の二、第三条関係) (A4) 建築基準法 <u>第6条第7項</u> の規定による 適合しない旨の通知書 (略) 別添の確認申請書及び添付図書に記載の計画は、下記の理由により建築基	第五号の二様式(第二条関係)(A4) 建築基準法第6条第4項に規定する 期間を延長する旨の通知書 (略) 下記による確認申請書は、下記の理由により建築基準法第6条第4項に規 定する期間内に確認済証を交付できないので、下記期間の範囲内において同 項の期間を延長することを、同条 <u>第6項</u> の規定により通知します。 (略)	1. 申請年月日 2. 建築場所、設置場所又は築造場所 3. 建築物、建築設備若しくは工作物又はその部分の概要 4. 適合判定通知書の番号 5. 適合判定通知書の交付年月日 6. 適合判定通知書の交付者 (注意) この証は、大切に保存しておいてください。 注 不要な文字は、抹消してください。	<u>なお、当該計画が同法第6条の3第1項ただし書に規定する特定構造計算基準又は特定増改築構造計算基準に適合するかどうかの審査を同項ただし書に規定する建築主事が行つたものである。 </u> <u>記</u>
第六号様式 (第二条、第二条の二、第三条関係) (A4) 建築基準法 <u>第6条第13項</u> の規定による 適合しない旨の通知書 (略) 別添の確認申請書及び添付図書に記載の計画は、下記の理由により建築基	第五号の二様式(第二条関係)(A4) 建築基準法第6条第4項に規定する 期間を延長する旨の通知書 (略) 下記による確認申請書は、下記の理由により建築基準法第6条第4項に規 定する期間内に確認済証を交付できないので、下記期間の範囲内において同 項の期間を延長することを、同条 <u>第12項</u> の規定により通知します。 (略)	1. 申請年月日 2. 建築場所、設置場所又は築造場所 3. 建築物、建築設備若しくは工作物又はその部分の概要 4. 構造計算適合性判定の結果を記載した通知書の番号 5. 構造計算適合性判定の結果を記載した通知書の交付年月日 6. 構造計算適合性判定の結果を記載した通知書の交付者 (注意) この証は、大切に保存しておいてください。	

準法第6条第1項(建築基準法 <u>第6条の4第1項</u> の規定により読み替えて適用される同法第6条第1項)の建築基準関係規定に適合しないことを認めましたので、通知します。 (略)	準法第6条第1項(建築基準法 <u>第6条の3第1項</u> の規定により読み替えて適用される同法第6条第1項)の建築基準関係規定に適合しないことを認めましたので、通知します。 (略)
第七号様式(第二条、第二条の二、第三条関係)(A4) 建築基準法 <u>第6条第7項</u> の規定による 適合するかどうかを決定することができない旨の通知書	第七号様式(第二条、第二条の二、第三条関係)(A4) 建築基準法 <u>第6条第13項</u> の規定による 適合するかどうかを決定することができない旨の通知書
	(略) 下記による確認申請書は、下記の理由により建築基準法第6条第1項(同 法 <u>第6条の3第1項</u> の規定により読み替えて適用される同法第6条第1項) の建築基準関係規定に適合するかどうかを決定することができないので、 <u>同</u>
第1項若しくは第2ます。	同法第87条第1項、第87条の2又は第88条第1項若しくは第2用する場合を含む。)の規定により通知します。
第八号様式 <u>(第一条の三、第二条の二、第三条の三関係)(昇降機用)</u> (A 4)	第八号様式 <u>(第一条の三、第二条、第二条の二、第三条の三関係)(昇降機</u> <u>用)</u> (A 4)
確認申請書 (昇降機)	確認申請書 (昇降機)
第八号様式 <u>(第一条の三、第二条の二、第三条の三関係)(昇降機以外の建築設備用)</u> (A4)	第八号様式 <u>(第一条の三、第二条、第二条の二、第三条の三関係)(昇降機</u> 以外の建築設備用)(A4)
確認申請書(昇降機以外の建築設備)(略)	確認申請書(昇降機以外の建築設備)(略)
第九号様式 <u>(第二条の二、第三条の三関係)(昇降機用)</u> (A 4)	第九号様式 <u>(第二条、第二条の二、第三条の三関係)(昇降機用)</u> (A 4)

1. 建築場所、設置場所又は築造場所 2. 建築物、建築設備若しくは工作物又はその部分の概要 3. 確認を行つた確認検査員氏名		指定確認検査機関名 印	建築主、設置者又は築造主 様	第十五号様式(第三条の四関係)(A 4) 建築基準法第6条の2第1項の規定による 確認済証 第 平成 年 月 日	計画変更確認申請書(昇降機以外の建築設備)(略)	第九号様式 <u>(第二条の二、第三条の三関係)(昇降機以外の建築設備用)</u> (A4)	計画変更確認申請書(昇降機) (略)
1. 建築場所、設置場所又は築造場所 2. 建築物、建築設備若しくは工作物又はその部分の概要 3. 確認を行つた確認検査員氏名	記	指定確認検査機関名 印 下記による計画は、建築基準法第6条第1項(建築基準法第6条の3第1 項の規定により読み替えて適用される同法第6条第1項)の建築基準関係規定に適合していることを証明する。	建築主、設置者又は築造主 様	第十五号様式(第三条の四関係)(A4) 建築基準法第6条の2第1項の規定による 正 重数基準法第6条の2第1項の規定による 確認済証 第 写 型成 年 月 日	計画変更確認申請書(昇降機以外の建築設備) (略)	(第九号様式 <u>(第二条、第二条の二、第三条の三関係)</u> (昇降機以外の建築設 <u>備用)</u> (A4)	計画変更確認申請書(昇降機)

- 適合判定通知書の番号
- σı 適合判定通知書の交付年月日
- 適合判定通知書の交付者

(注意) この証は、大切に保存しておいてください。

不要な文字は 抹消してください。

第十五号の二 . 蕪式 (第三条の四関係) (A4)

適合しない旨の通知書

建築基準法<u>第 6 条の 2 第 4 項</u>の規定によ

る同法第6条第1項)の建築基準関係規定に適合しないことを認めましたの 準法第6条第1項(同法<u>第6条の4第1項</u>の規定により読み替えて適用され 第2項において準用する場合を含む。)の規定により通知します。 で、同条第4項 別添の確認申請書及び添付図書に記載の計画は、下記の理由により建築基 (同法第87条第1項、 第87条の2又は第88条第1項若しくは

第十五号の三様式 (第三条の四関係) (A4)

建築基準法<u>第6条の2第4項</u>の規定によ

適合するかどうかを決定することができない旨の通知書

の建築基準関係規定に適合するかどうかを決定することができないので、同 法<u>第6条の2第4項</u>(同法第87条第1項、第87条の2又は第88条第1項若し 法第6条の4第1項の規定により読み替えて適用される同法第6条第1項) くは第2項において準用する場合を含む。)の規定により通知します。 下記による確認申請書は、下記の理由により建築基準法第6条第1項(同

第十六号様式 (第三条の五関係) (A4)

構造計算適合性判定の結果を記載した通知書の番号

構造計算適合性判定の結果を記載し 、た通知書の交付年月

構造計算適合性判定の結果を記載した通知書の交付者

6

(注意) この証は、大切に保存しておいてください。

第十五号の二様式 (第三条の四関係) (A4)

建築基準法<u>第6条の2第9項</u>の規定による

適合しない旨の通知書

第2項において準用する場合を含む。)の規定により通知します。 で、同条第9項(同法第87条第1項、第87条の2又は第88条第1項若しくは る同法第6条第1項)の建築基準関係規定に適合しないことを認めましたの 準法第6条第1項(同法<u>第6条の3第1項</u>の規定により読み替えて適用され 別添の確認申請書及び添付図書に記載の計画は、下記の理由により建築基

(器)

第十五号の三様式(第三条の四関係) (A4)

建築基準法<u>第6条の2第9項</u>の規定によ

適合するかどうかを決定することができない旨の通知書

(瑟

法<u>第6条の2第9項</u>(同法第87条第1項、第87条の2又は第88条第1項若 の建築基準関係規定に適合するかどうかを決定することができないので、同 法<u>第6条の3第1項</u>の規定により読み替えて適用される同法第6条第1項) くは第2項において準用する場合を含む。)の規定により通知します。 下記による確認申請書は、 下記の理由により建築基準法第6条第1項

第十六号様式 (第三条の五関係) (A4)

建築基準法第6条の2第5項の規定による

確認審査報告書

(悪

む。)の規定による確認のための審査を行ったので、同法第6条の2第5項 準用する場合を含む。)の規定により、当該審査の結果を報告します。 (同法第87条第1項、 下記による計画について、建築基準法第6条の2第1項 第87条の2又は第88条第1項若しくは第2項において準用する場合を含 第87条の2又は第88条第1項若しくは第2項において (同法第87条第1

빤

\ 4. (晃

<u>.</u>

- 5 確認審査を行った確認検査員氏名
- 6. 構造計算適合性判定の結果
- 7. 適合判定通知書の番号
- 適合判定通知書の交付年月 Ш

 ∞

- 9. 適合判定通知書の交付者
- 10. · 11. (暴

(注意) 書に規定する確認検査員が行つた場合においては、 準又は特定増改築構造計算基準に適合するかどうかの審査を同項ただし 建築基準法第6条の3第1項ただし書に規定する特定構造計算基 <u> 5 欄に同項ただし書</u>

の確認検査員である旨が分かるように記入してください。

第十七号様式 (第三条の六関係) (A4)

建築基準法<u>第6条の2第6項</u>の規定による

適合しないと認める旨の通知書

法第6条の4第1項の規定により読み替えて適用される同法第6条第1項) 下記による確認済証に記載の計画は、建築基準法第6条第1項(建築基準

建築基準法<u>第6条の2第10項</u>の規定による

確認審査報告書

準用する場合を含む。)の規定により、当該審査の結果を報告します。 む。)の規定による確認のための審査を行ったので、同法第6条の2第10項 (同法第87条第1項、 下記による計画について、建築基準法第6条の2第1項 第87条の2又は第88条第1項若しくは第2項において準用する場合を含 第87条の2又は第88条第1項若しくは第2項において (同法第87条第

빤

- (翠
- 5 確認審査を行つた確認検査員氏名
- 6. 構造計算適合性判定の結果
- ∞ 7. <u>構造計算適合性判定の結果を記載した通知書の交付年月</u> <u>構造計算適合性判定の結果を記載した通知書の</u>番号
- 9 <u>構造計算適合性判定の結果を記載した通知書</u>の交付者
- · 11. (瑟

10.

第十七号様式 (第三条の六関係) (A4)

建築基準法<u>第6条の2第11項</u>の規定による

適合しないと認める旨の通知書

の建築基準関係規定に適合しないことを認めましたので、通知します。これ | の建築基準関係規定に適合しないことを認めましたので、通知します。これ 法第6条の3第1項の規定により読み替えて適用される同法第6条第1項) 下記による確認済証に記載の計画は、建築基準法第6条第1項

構造計算適合性判定申請書 (第一面) 建築基準法第6条の3第1項(同法第18条の2第4項の規定により読み替えて適用される場合を含む。)の規定による構造計算適合性判定を申請します。この申請書及び添付図書に記載の事項は、事実に相違ありません。	(第三条の七、第三条の十関係) (A4)	職から報告を受けた下記による確認済証に記載の計画は、建築基準法第 貴職から報 有1項(建築基準法 <u>第6条の4第1項</u> の規定により読み替えて適用され 6条第1項 去第6条第1項)の建築基準関係規定に適合しないことを認めましたの る同法第6名 重知します。これにより下記による確認済証はその効力を失います。 で、通知しま	$\overline{}$	第十八号様式(第三条の六関係)(A4) 建築基準法 <u>第6条の2第6項</u> の規定による 第十八号様式(第三条の六関係)(A4) 建築基準法 <u>第6条の2第11項</u> の規定による	により下記による確認済証はその効力を失います。
知事又は指定構造計算適合性判定機関 様 平成 年 月 日	構造計算適合性判定申請書 (第一面) (第一) (第一面) (第一) (第一面) (第一) (第一) (第一) (第一) (第一) (第一) (第一) (第一	- 八号の二様式(第三条の七、第三条の十関係)(A4) 構造計算適合性判定申請書 (第一面) 2000年請書及び添付図書に記載の事項は、事実に相違ありません。 1事又は指定構造計算適合性判定機関 様	世職から報告を受けた下記による確認済証に記載の計画は、建築基準法第 貴職から報告を受けた下記による確認済証に記載の計画は、建築基準法第 貴職から報告 (第1項 (建築基準法第6条の4第1項の規定により読み替えて適用され 6条第1項 通知します。これにより下記による確認済証はその効力を失います。 で、通知しまう) (第一年) (第一年) 標造計算適合性判定申請書 (第一面) 標造計算適合性判定申請書 (第一面) 標造計算適合性判定を申請しまこの申請書及び添付図書に記載の事項は、事実に相違ありません。 「新設」 (新設) 事又は指定構造計算適合性判定機関 様	適合しないと認める旨の通知書 (略) (略) (略) (略) (報から報告を受けた下記による確認済証に記載の計画は、建築基準法第 貴職から報告を受け	-八号様式(第三条の六関係)(A4) 建築基準法 <u>第6条の2第6項</u> の規定による 適合しないと認める旨の通知書 (略) (略) (第1項(建築基準法 <u>第6条の4第1項</u> の規定により読み替えて適用され 6条第1項 の建築基準関係規定に適合しないことを認めましたの 5同法第6条第1項 の建築基準関係規定に適合しないことを認めましたの 5同法第6条第1項 の建築基準関係規定に適合しないことを認めましたの 5同法第6系 2 1 項 (第一面) (第一面) (第一面) (第一面) (新設) (新設) (新設) (新設) (新設) (本文 道知します。これにより下記による確認済証はその効力を失います。 で、通知しまな (第三条の七、第三条の十関係) (A4) (新設) (略) (新設) (本文 道知します。 2 5 4 項の規定により読み替 (略) (本) (本) (本) (本)

【八、建築士事務所名】	. 74	【ロ. 氏名】 【ハ. 建築士事務所名】 【二. 郵便番号】 【ホ. 所在地】 【ヘ. 電話番号】	【2.代理者】 【イ.資格】	【1. 建築主】 【イ. 氏名のフリガナ】 【ロ. 氏名】 【ハ. 郵便番号】 【ニ. 住所】 【ホ. 電話番号】		※受付欄 ※ 平成 年 月 日 第 号 係員印 号
			$\widehat{}$			
						※決裁欄
\smile	<u>)</u>) ¾			
建築士事務所(建築士	建築士事務所	建築士		第二面)	※適合判定通知書番号欄 平成 年 月 日 第 号
務戸		務見				
Ť (开 (月月
\smile	\smile	\smile	\smile			樂
知事登録第	登錄第	知事登録第	登録第			
तमः	中	यमर	ᆁ			
垣		J ^I				

· · · ·	\[\frac{1}{\tau}.	7.7	7 ?	· 并 [7 5		7.	7	<u></u>	()	[[<u>.</u>		(その他	7777
郵便番号】 所在地】	氏名】 建築士事務所名】	資格】	電話番号』 作成又は確認した設計図書】	野在地】	连架工事统则名]	氏名】	資格】	作成又は確認した設計図書】	電話番号】	所在地】	郵便番号】	建築士事務所名】	天名】	(その他の設計者) 【 / ※ ※ 】	郵便番号】 所在地】 電話番号】 作成又は確認した設計図書】
			, t		Г.	4	$\overline{}$, ,						_	7
			文計					グゴ				$\widehat{}$			XZ T
	\smile) 7) * 7	X Tuli				$\overline{}$	×	<i>></i>	
	建築士事務所	建築士			是架上	14 14 - 4 - 4 - 4 - 4 - 4 - 4 - 4 - 4 -	建築士					建築士事務所	# - -	本 年	"
	海河				3 79	7 						努所		_	
	\smile	\smile					\smile					\smile	_	_	
	知事登録第	登録第			刈 	4 = 4 × 5 × 6 = 4	登録第					知事登録第	K K	松 华	
	草	d I			ਹੈ	†	垣					ᅺ박	Ŭ	П	
	卓				Þ							草			

					[1.番号]
	面)	(第三面)	Λщ	3分別概要	建築物独立部分別概要
					【7. 備考】
□大規模の模様替	□大規模の修繕	□移転	□改築	別】□増築	【6. 工事種別】 □新築 □助
		<u> </u>		申請】	【5.確認の申請】 □申請済 □未申請
				.地の位置】 地名地番】 住居表示】	【4. 敷地の位置】 【イ. 地名地番】 【ロ. 住居表示】
	寸第 号	氏名】 資格】構造設計一級建築士交付第	设計一級後	清 構造記	【7. 氏名】
)表示をし	2第3項0	i20条の 2	□建築士法第20条の2第3項の表示をした者
	寸第 号	氏名】 資格】構造設計一級建築士交付第	2計一級爱	】 構造部	【イ. 氏名】 【ロ. 資格】
	た者)表示をし	2第1項の	;20条の2	□建築士法第20条の2第1項の表示をした者
	をした者)	旬の表示を	94 97	- 級建築士 - のうち、	(構造設計―級建築士である旨の表示をした者) 上記の設計者のうち、
		一区書	電話番号】 作成又は確認した設計図書】	電話番号】 作成又は確認	【~. 電話 【卜. 作成

		【4. 特定構造計算基準又は特定増改築構造計算基準の別】	【6. 構造計算に用いたプログラム】	【イ. 名称】
		階数】 地上() 地下(構造】 造 一部	 一、階数】 地上() 地下() 地下() 地下() 地下() 造 一部 特定構造計算基準又は特定増改築構造計算基準の別】	
建築物の高さ等】 イ. 最高の高さ】 ロ. 最高の軒の高さ】 ・ハ. 階数】 地上() 地下() 地下() ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・			□特定増改築構造計算基準 【5. 構造計算の区分】 □建築基準法施行令第81条第2項第1号イに掲げる構造計算 □建築基準法施行令第81条第2項第1号ロに掲げる構造計算 □建築基準法施行令第81条第2項第2号イに掲げる構造計算 □建築基準法施行令第81条第3項に掲げる構造計算	
建築物の高さ等】 イ. 最高の高さ】 ロ. 最高の南さ】 地上() 地下() 地下() ・		口特定構造計算基準	【5. 構造計算の区分】 □建築基準法施行令第81条第2項第1号イに掲げる構造計算 □建築基準法施行令第81条第2項第1号ロに掲げる構造計算 □建築基準法施行令第81条第2項第2号イに掲げる構造計算 □建築基準法施行令第81条第3項に掲げる構造計算	
建築物の高さ等】 イ. 最高の高さ】 ロ. 最高の軒の高さ】 地上() 地下(ハ. 階数】 地上() 地下(ニ. 構造】 造 一部 年定構造計算基準又は特定増改築構造計算基準の別】 □特定構造計算基準		□特定構造計算基準 □特定増改築構造計算基準	□建築基準法施行令第81条第2項第1号イに掲げる構造計算□建築基準法施行令第81条第2項第1号ロに掲げる構造計算□建築基準法施行令第81条第2項第2号イに掲げる構造計算□建築基準法施行令第81条第3項に掲げる構造計算	
			□建築基準法施行令第81条第2項第2号イに掲げる構造計算 □建築基準法施行令第81条第3項に掲げる構造計算	
		□特定構造計算基準 □特定増改築構造計算基準 □特定増改築構造計算基準 【5. 構造計算の区分】 □建築基準法施行令第81条第2項第1号イに掲げる構造計算 □建築基準法施行令第81条第2項第1号ロに掲げる構造計算		
			1. 名称】	
建築物の高さ等】 イ. 最高の高さ第 ロ. 最高の南の高さ】 ハ. 階数】	特定構造計算基準又 □特定構造計算基準 □特定増改築構造計算 構造計算の区分】 一建築基準法施行令第 □建築基準法施行令第 □建築基準法施行令第 □建築基準法施行令第 □建築基準法施行令第 □建築基準法施行令第 □建築基準法施行令第 □建築基準法施行令第 □建築基準法施行令第 □建築基準法施行令第	□特定構造計算基準 □特定増改築構造計算 構造計算の区分】 構造計算の区分】 □建築基準法施行令第 □建築基準法施行令第 □建築基準法施行令第 □建築基準法施行令第 □建築基準法施行令第 □建築基準法施行令第	イ.名称】 ロ.区分】 □建築基進法第20条第	区分】 車築基準法第20条第
	特定構造計算基準又 □特定構造計算基準 □特定増改築構造計算 構造計算の区分】 一建築基準法施行令第 □建築基準法施行令第 □建築基準法施行令第 □建築基準法施行令第 「一、区分】 ロ、区分】 ロ、区分】 □建築基準法第20条第 ラム(大田認定番号	□特定構造計算基準 □特定増改築構造計算 構造計算の区分 構造計算の区分 □建築基準法施行令第 □建築基準法施行令第 □建築基準法施行令第 □建築基準法施行令第 □建築基準法施行令第 □建築基準法施行令第 オ. 名称 ロ. 区分 ロ. 区分 フム (大田認定番号	イ.名称】 ロ.区分】 口建築基準法第20条第 ラム (大臣認定番号	区分】 連築基準法第20条第 ラム(大臣認定番号
建築物の高さ等】 イ. 最高の高さ等】 ロ. 最高の高さ】 ハ. 階数】 地. 構造計算基準又 四特定構造計算基準又 回特定構造計算の区分】 「建築基準法施行令第 「建築基準法施行令第 「建築基準法施行令第 「建築基準法施行令第 「連築基準法施行令第 「連築基準法施行令第 「連築基準法施行令第 「連築基準法施行令第 「連築基準法施行令第 「連築基準法施行令第 「連築基準法施行令第 「連築基準法施行令第 「連発基準法施行令第 「連発基準法施行令第	特定構造計算基準又 □特定構造計算基準 □特定増改築構造計算 構造計算の区分】 □建築基準法施行令第 □建築基準法施行令第 □建築基準法施行令第 □建築基準法施行令第 □建築基準法施行令第 □建築基準法施行令第 方よ(大臣認定番号 ラム(大臣認定番号 □その他のプログラム	□特定構造計算基準 □特定増改築構造計算 構造計算の区分】 構造計算の区分】 □建築基準法施行令第 □建築基準法施行令第 □建築基準法施行令第 □建築基準法施行令第 □建築基準法施行令第 □建築基準法施行令第 対よ、名称】 ロ、区分】 ロ、区分】 ロ、区分】 ロ、区分】 ロ、区分】 ロ、区分】 ロ、区分】 ロ、区分引 コ建築基準法第20条第 ラム(大臣認定番号 コその他のプログラム	イ.名称】 ロ.区分】 □建築基準法第20条第 ラム (大臣認定番号	区分】 書築基準法第20条第 ラム(大臣認定番号 その他のプログラム
注案物の高さ等】 イ. 最高の高さ等】 ロ. 最高の南さる】 ハ. 階数】 ・ 構造】 特定構造計算基準又 特定構造計算基準又 一 特定増設整構造計算基準 工	特定構造計算基準又	□特定構造計算基準 □特定増改築構造計算 構造計算の区分】 対象基準法施行令第 □建築基準法施行令第 □建築基準法施行令第 □建築基準法施行令第 □建築基準法施行令第 □建築基準法施行令第 □ は計算に用いたプイ.名称】 ロ.区分】 ロ.区分] ロ.経築基準法第20条第 ロ.区の他のプログラム 連築基準法施行令第 連築基準法施行令第	イ. 名称】 ロ. 区分】 ロ. 区分】 フ建築基準法第20条第 ラム (大臣認定番号 フその他のプログラム 工その他のプログラム 建築基準法施行令第	【ロ. 区分】 □建築基準法第20条第 ラム (大臣認定番号 ラム (大臣認定番号 □その他のプログラム ・ 建築基準法施行令第
. 建築物の高さ等】 【イ. 最高の高さ】 【ロ. 最高の軒の高さ】 【ハ. 階数】			構造計算に用いたプログラ	【イ. 名称】

(注意)

1. 各面共通関係

数字は算用数字を、単位はメートル法を用いてください。

2. 第一面関係

- ① 申請者の氏名の記載を自署で行う場合においては、押印を省略することができます。
- ② ※印のある欄は記入しないでください。

第二面関係

- ① 建築主が2以上のときは、1欄は代表となる建築主について記入し、別紙に他の建築主についてそれぞれ必要な事項を記入して添えてください。
- ② 建築主からの委任を受けて申請を行う者がいる場合においては、2欄に記入してください。
- ② 2欄及び3欄は、代理者又は設計者が建築士事務所に属しているときは、その名称を書き、建築士事務所に属していないときは、所在地はそれぞれ代理者又は設計者の住所を書いてください。
- 3欄の「ト」は、作成した又は建築士法第20条の2第3項の表示をした図書について記入してください。
-) 3欄は、代表となる設計者及び申請に係る建築物に係る他の全ての設計者について記入してください。3欄の設計者のうち、構造設計一級建築土である旨の表示をした者がいる場合は、該当するチェックボックスに「レ」マークを入れてください。記入欄が不足する場合には、別紙に必要な事項を記入して添えてください。
- 住居表示が定まつているときは、4欄の「ロ」に記入してください。
-) 5 欄は、該当するチェックボックスに「レ」マークを入れ、申請済の場合には、申請をした市町村若しくは都道府県名又は指定確認検査機関の名称及び事務所の所在地を記入してください。未申請の場合には、申請する予定の市町村若しくは都道府県名又は指定確認検査機関の名称及び事務所の所在地を記入し、申請をした後に、遅滞なく、申請をした旨(申請先を変更した場合においては、申請をした市町村若しくは都道府

県名又は指定確認検査機関の名称及び事務所の所在地を含む。)を届け出てください。なお、所在地については、〇〇県〇〇市、郡〇〇町、村、程度で結構です。

- ⑧ 6欄は、該当するチェックボックスに「レ」マークを入れてください。
- ⑨ 建築物の名称又は工事名が定まつているときは、7欄に記入してください。

. 第三面関係

- ① この書類は、申請に係る建築物(建築物の二以上の部分がエキスパンションジョイントその他の相互に応力を伝えない構造方法のみで接している場合においては当該建築物の部分。以下同じ。)ごとに作成してください。
- ② 1欄は、建築物の数が1のときは「1」と記入し、建築物の数が2以上のときは、申請建築物ごとに通し番号を付し、その番号を記入してください。
- 》 2欄及び3欄の「イ」から「ハ」までは、申請に係る建築物について、それぞれ記入してください。
- 3欄の「二」は、申請に係る建築物の主たる構造について記入してくごさい。
- 4欄、5欄及び6欄は、該当するチェックボックスに「レ」マークを 入れてください。

(5)

- 6欄の「イ」は、構造計算に用いたプログラムが特定できるよう記載してください。
- 7 欄は、建築基準法施行令第137条の2各号に定める基準のうち、該当する基準の号の数字及び「イ」又は「ロ」の別を記入してください。
- ⑧ 計画の変更申請の際は、8欄に第三面に係る部分の変更の概要について記入してください。

第十八号の三様式(第三条の七、第三条の十関係)(A4) 計画変更構造計算適合性判定申請書

(舞器)

(第一面)

ません。 定を申請します。この申請書及び添付図書に記載の事項は、事実に相違あり えて適用される場合を含む。)の規定による計画の変更の構造計算適合性判 建築基準法第6条の3第1項(同法第18条の2第4項の規定により読み替

知事又は指定構造計算適合性判定機関

蔟

平成 併 耳

田 正

申請者氏名

設計者氏名

프

【計画を変更する建築物の直前の構造計算適合性判定】

【適合判定通知書番号】 徭

导月

Ш

【適合判定通知書交付年月日】 平成 併

【適合判定通知書交付者】

【計画変更の概要】

※手数料欄

孫員印 平成 徭 ※受付欄 併 且 声 Ш ※決裁欄 係員印 平成 舥 ※適合判定通知書番号欄 併 旦 Ш 声

(注意)

 \bigcirc 申請者の氏名の記載を自署で行う場合においては、押印を省略すること

第十八号の五様式(第三条の九関係)(A4) 建築基準法第6条の3第4項の規定による 適合しない旨の通知書	(注意) この証は、大切に保存しておいてください。	1. 申請年月日 平成 年 月 日 2. 建築場所 3. 建築物又はその部分の概要	記	下記による構造計算適合性判定申請書に記載の計画は、建築基準法第6条の3第1項に規定する特定構造計算基準又は特定増改築構造計算基準に適合していることを証明する。	知事	第 号 建築主 様	第十八号の四様式(第三条の九関係)(A4) 建築基準法第6条の3第4項の規定による 適合判定通知書	ができます。 ② 数字は算用数字を用いてください。 ③ ※印のある欄は記入しないでください。
(新設)				-7 <i>I</i> u·			(新設)	

建築主 当な理由があるときを除きます。)。 損害を避けるため緊急の必要があるとき③その他裁決を経ないことにつき正 す。)。ただし、当該処分の取消しの訴えは、当該裁決を経た後でなけれ から1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなりま の日から1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。)。ま 第十八号の六様式(第三条の九関係) ても裁決がないとき②処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい ば、提起することができません(①審査請求があつた日から3か月を経過し 裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内であつても、裁決の日 た、当該審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月 増改築構造計算基準に適合しないものであると判定しましたので、 由により建築基準法第6条の3第1項に規定する特定構造計算基準又は特定 して60日以内に (なお、この通知を受けた日の翌日から起算して60日以内であつても、処分 となります。)、処分の取消しの訴えを提起することができます(なお、 なお、この処分に不服があるときは、この通知を受けた日の翌日から起算 別添の構造計算適合性判定申請書及び添付図書に記載の計画は、 (田田) を被告として(訴訟において 建築基準法第6条の3第5項に規定する 建築審査会に対して審査請求をすることができます (A4)蔟 知事 を代表する者は 平成 併 通知しま 下記の理 且 프 导音

	第十八号の七様式(第三条 建築基準治 適合するかどうえ	(備考)	(延長する期間)	(理由)	 申請年月日 平 建築場所 		下記による構造計算適合性判定申請書は、6条の3第4項に規定する期間内に同項の通期間の範囲内において同項の期間を延長するり通知します。		建築主	男
第年年年年	D七様式(第三条の九関係)(A4) 建築基準法第6条の3第6項の規定による 適合するかどうかを決定することができない旨の通知書				平成 年 月 日	恺	下記による構造計算適合性判定申請書は、下記の理由により建築基準法第6条の3第4項に規定する期間内に同項の通知書を交付できないので、下記期間の範囲内において同項の期間を延長することを、同条第5項の規定により通知します。	知事	第 平成 年 月 様	期間を延長する旨の連知書
田 号	(新設)						第 記 元	——————————————————————————————————————	日 号	

建築主

蓧

知事

프

下記による構造計算適合性判定申請書は、下記の理由により建築基準法第6条の3第1項に規定する特定構造計算基準又は特定増改築構造計算基準に適合するかどうかを決定することができないので、同条第6項の規定により通知します。

なお、この処分に不服があるときは、この通知を受けた日の翌日から起算して60日以内に 建築審査会に対して審査請求をすることができます(なお、この通知を受けた日の翌日から起算して60日以内であつても、処分の日から1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。)。また、当該審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に を被告として(訴訟において を代表する者は

となります。)、処分の取消しの訴えを提起することができます(なお、裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内であつても、裁決の日から1年を経過すると処分の取消しの訴えな提起することができなくなります。)。ただし、当該処分の取消しの訴えは、当該裁決を経た後でなければ、提起することができません(①審査請求があつた日から3か月を経過しても裁決がないとき②処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき③その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるときを除きます。)。

Ш

- 申請年月日 平成 年 月 日
- 2. 建築場所

(理由)

第十八号の九様式(第三条の十一関係)(A4) 建築基準法第18条の2第4項の規定により読み替えて適用される 同法第6条の3第4項の規定による 適合しない旨の通知書	(注意) この証は、大切に保存しておいてください。	 申請年月日 平成 年 月 日 建築場所 建築物又はその部分の概要 構造計算適合性判定を行つた構造計算適合性判定員氏名 	記	下記による構造計算適合性判定申請書に記載の計画は、建築基準法第6条の3第1項に規定する特定構造計算基準又は特定増改築構造計算基準に適合していることを証明する。	指定構造計算適合性判定機関名	第 号 建築主 様	第十八号の八様式(第三条の十一関係)(A4) 建築基準法第18条の2第4項の規定により読み替えて適用される 同法第6条の3第4項の規定による 適合判定通知書	(備考)
(新設)							(新設)	

害を避けるため緊急の必要があるとき③その他裁決を経ないことにつき正当 も裁決がないとき②処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損 す。)。ただし、当該処分の取消しの訴えは、当該裁決を経た後でなければ から1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなりま の日から1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。)。ま 第十八号の十様式 な理由があるときを除きます。)。 裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内であつても、裁決の日 た、当該審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月 増改築構造計算基準に適合しないものであると判定しましたので、通知しま 由により建築基準法第6条の3第1項に規定する特定構造計算基準又は特定 して60日以内に (なお、この通知を受けた日の翌日から起算して60日以内であつても、処分 建築主 提起することができません (①審査請求があつた日から3か月を経過して となります。)、処分の取消しの訴えを提起することができます(なお、 なお、この処分に不服があるときは、この通知を受けた日の翌日から起算 別添の構造計算適合性判定申請書及び添付図書に記載の計画は、 (田田) を被告として(訴訟において (第三条の十一関係) 建築審査会に対して審査請求をすることができます 指定構造計算適合性判定機関 (A4)蔟 を代表する者は 平迟 舥 併 下記の理 耳 프 甲草

建築基準法第18条の2第4項の規定により読み替えて適用される

(備考) 八号の十一様式(第三条の十一関係)(A4) 建築基準法第18条の2第4項の規定により読み替えて適用される 同法第6条の3第6項の規定による 適合するかどうかを決定することができない旨の通知書	平成 年 月 日	빤	下記による構造計算適合性判定申請書は、下記の理由により建築基準法第18条の2第4項の規定により読み替えて適用される同法第6条の3第4項に規定する期間内に同項の通知書を交付できないので、下記期間の範囲内において同項の期間を延長することを、同条第5項の規定により通知します。	指定構造計算適合性判定機関	第平成年	同法第6条の3第5項に規定する期間を延長する旨の通知書
(新設)			#法第 第4項 囲内に ます。	- 田	月日	

平成 併 且 耳音

建築主

蔟

指定構造計算適合性判定機関

下記による構造計算適合性判定申請書は、

下記の理由により建築基準法

프

の日から1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。)。ま た、当該審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月 の規定により読み替えて適用される同法第6条の3第6項の規定により通知 蔨 6 して60日以内に (なお、この通知を受けた日の翌日から起算して60日以内であつても、処分 [合するかどうかを決定することができないので、同法第18条の2第4項 条の3第1項に規定する特定構造計算基準又は特定増改築構造計算基準に なお、この処分に不服があるときは、この通知を受けた日の翌日から起算 を被告として(訴訟において 建築審査会に対して審査請求をすることができます を代表する者は

害を避けるため緊急の必要があるとき③その他裁決を経ないことにつき正当 も裁決がないとき②処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損 す。)。ただし、当該処分の取消しの訴えは、当該裁決を経た後でなければ から1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなりま な理由があるときを除きます。)。 裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内であつても、裁決の日 提起することができません (①審査請求があった日から3か月を経過して となります。)、処分の取消しの訴えを提起することができます(なお、

쀤

申請年月日 平成 併 耳 Ш

2 建築場所

((新設)
第十九号様式(第四条、第四条の四の二関係)(A4) 完了検査申請書 (路) (注意) 1. ~4. (略) 5. 第四面関係 ①~④ (略) ⑤ 「特定天井に用いる材料の種類並びに当該特定天井の構造及び施工状況」は、建築基準法施行令第39条第3項、第81条第1項第3号、第82条	第十九号様式(第四条、第四条の四の二関係)(A4) 完了検査申請書 (略) (注意) 1. ~4. (略) 5. 第四面関係 ①~④ (略)

ついて記載してください。	て記載してください。
⑥~⑪ (略)	⑥~⑪ (略)
第二十一号様式(第四条の四関係)(A4)	第二十一号様式(第四条の四関係)(A4)
建築基準法第7条第5項の規定による	建築基準法第7条第5項の規定による
検査済証	検査済証
(略)	(略)
下記に係る工事は、建築基準法第7条第4項の規定による検査の結果、建築基準法第6条第1項(建築基準法 <u>第6条の4第1項</u> の規定により読み替えて適用される同法第6条第1項)の建築基準関係規定に適合していることを証明する。 (略)	下記に係る工事は、建築基準法第7条第4項の規定による検査の結果、建築基準法第6条第1項(建築基準法 <u>第6条の3第1項</u> の規定により読み替えて適用される同法第6条第1項)の建築基準関係規定に適合していることを証明する。 (略)
第二十四号様式(第四条の六関係)(A4)	第二十四号様式(第四条の六関係)(A4)
検査済証を交付できない旨の通知書	検査済証を交付できない旨の通知書
(略)	(略)
下記に係る工事は、建築基準法第7条の2第1項の規定による検査の結果	下記に係る工事は、建築基準法第7条の2第1項の規定による検査の結果
、建築基準法第6条第1項(建築基準法 <u>第6条の4第1項</u> の規定により読み	、建築基準法第6条第1項(建築基準法 <u>第6条の3第1項</u> の規定により読み
替えて適用される同法第6条第1項)の建築基準関係規定に適合しているこ	替えて適用される同法第6条第1項)の建築基準関係規定に適合しているこ
第二十六号様式(第四条の八、第四条の十一の二関係)(A4)	第二十六号様式(第四条の八、第四条の十一の二関係)(A4)
中間検査申請書	中間検査申請書
(略)	(略)
(注意)	(注意)
1. ~4. (略)	1. ~4. (略)
5. 第四面関係	5. 第四面関係

- (5) いて記載してください。 の5第7号又は<u>第137条の2第1号イ(3)</u>の規定の適用を受ける部分につ 況」は、建築基準法施行令第39条第3項、第81条第1項第3号、 「特定天井に用いる材料の種類並びに当該特定天井の構造及び施工状 第82条
- 6 ~ (I)

第二十八号様式 (第四条の十関係) (A4)

建築基準法第7条の3第5項の規定による中間検査合格証

規定により読み替えて適用される同法第6条第1項)の建築基準関係規定に 磊 . る検査の結果、建築基準法第6条第1項(建築基準法<u>第6条の4第1項</u>の 下記による特定工程に係る工事は、建築基準法第7条の3第4項の規定に

第二十一 ・号様式(第四条の十三関係) (A4) 適合していることを証明する。

建築基準法第7条の4第3項の規定による中間検査合格証

規定により読み替えて適用される同法第6条第1項)の建築基準関係規定に 適合していることを証明する。 よる検査の結果、建築基準法第6条第1項(建築基準法<u>第6条の4第1項</u>の 下記による特定工程に係る工事は、建築基準法第7条の4第1項の規定に

第三十三号様式(第四条の十六関係)(A 4)

仮使用認定申請書

(第一面)

建築基準法第7条の6第1項第1号(同法第87条の2又は第88条第1項若

(5)

の5第7号又は<u>第137条の2第1号へ</u>の規定の適用を受ける部分につい 況」は、建築基準法施行令第39条第3項、 て記載してください。 「特定天井に用いる材料の種類並びに当該特定天井の構造及び施工状 第81条第1項第3号、第82条

6 ~ (I)

第二十八号様式(第四条の十関係) (A4)

建築基準法第7条の3第5項の規定による中間検査合格証

適合していることを証明する, 規定により読み替えて適用される同法第6条第1項)の建築基準関係規定に よる検査の結果、建築基準法第6条第1項 下記による特定工程に係る工事は、建築基準法第7条の3第4項の規定に (建築基準法<u>第6条の3第1項</u>の

第三十 ·号様式 (第四条の十三関係) (A4)

建築基準法第7条の4第3項の規定による中間検査合格証

(器)

適合していることを証明する 規定により読み替えて適用される同法第6条第1項)の建築基準関係規定に よる検査の結果、建築基準法第6条第1項(建築基準法<u>第6条の3第1項</u>の 下記による特定工程に係る工事は、建築基準法第7条の4第1項の規定に

第三十三号様式(第四条の十六関係)(A4)

仮使用承認申請書

(第一面)

しくは第2項において準用する場合を含む。)の規定による仮使用の<u>認定</u>を | しくは第2項において準用する場合を含む。)の規定による仮使用の<u>承認</u>を 建築基準法第7条の6第1項第1号(同法第87条の2又は第88条第1項若

申請します。

(器)

仮使用の認定を申請する建築物等

(瑟

	(略)	(略)	(略)		
	※特記	※認定番号	※決裁欄	(略)	(路)
프				印	
		格	※審查担当者	※建築主事	※受付欄

(第二面)

1. 建築主、設置者又は築造主】~【11. 備考】 (略)

- (注意) 1· 第一面関係 ① (略)
- ② 「仮使用の認定を申請する建築物等」の欄は、該当するチェックボックスに「レ」マークを入れてください。建築基準法第88条第1項に規定する工作物のうち同法施行令第138条第2項第1号に掲げるものにあっては、「工作物(昇降機)」のチェックボックスに「レ」マークを入れてください。
- ③ (器)
- 2 · 第二面関係
- ①~④ (器)
- ⑤ 4欄は建築物又は工作物(昇降機を除く。)について、5欄は昇降機 又は建築設備について仮使用の認定を受けようとする場合に記入してく ださい。
- 6~8 (器)

申請します。

(悪

、 (<u>仮使用の承認</u>を申請する建築物等)

(瑟

	(器)	(略)	(略)		
	※特記	※承認番号	※決裁欄	(略)	(略)
Ħ				印	
		щķ	※審查担当者	※建築主事	※受付欄

(第二面)

建築主、設置者又は築造主】~【11:備考】 (略)

(注意)

 $1 \cdot$

- 第一面関係
 (略)
- ② 「<u>仮使用の承認</u>を申請する建築物等」の欄は、該当するチェックボックスに「レ」マークを入れてください。建築基準法第88条第1項に規定する工作物のうち同法施行令第138条第2項第1号に掲げるものにあっては、「工作物(昇降機)」のチェックボックスに「レ」マークを入れてください。
- ③ (器)
- 2·第二面関係
- ①~④ (器)
- 3 4欄は建築物又は工作物(昇降機を除く。)について、5欄は昇降機 又は建築設備について<u>仮使用の承認</u>を受けようとする場合に記入してく ださい。
- ⑥~⑧ (器)

(注意) 1· 第一面関係 ① (略)	工事完了予定年月日】 平成 年 月 日 仮使用期間】~【10·備考】 (略)	(第二面) (第二面) (第二面) (第二面) (第二面) (第二面) (第二面) (第二面) (第二面) (略) (略) (略) (略) (略) (略) (略) (略) (略) (略	※受付欄 ※決裁欄 ※認定番号 ※特記 (略) (略) (略) (略)	【 <u>仮使用の認定</u> を申請する建築物等】 (略)	申請者氏名 印	平成年月日	建築主事又は指定確認検査機関 様	仮使用認定申請書 (第一面) 建築基準法 <u>第7条の6第1項第2号</u> (同法第87条の2又は第88条第1項若 しくは第2項において準用する場合を含む。)の規定による仮使用の <u>認定</u> を 申請します。	第三十四号様式(第四条の十六関係)(A4)
(注意) 1·第一面関係 ① (略)	仮使用期	【1. 建築主、設	(器)	【仮使用の承認る (略)			建築主事	建築基準法 <u>第7</u> しくは第2項には 申請します。	第三十四号様式
]~【9· 備老】	(注票錄判及基團語	(略)	【 <u>仮使用の承認</u> を申請する建築物等】 (略)			燕	(第四条の十 7条の6第1 おいて準用す	(第四条の十六関係
	(路)	(第二面)	(略)	<u> </u>		平成		<u>仮使用承認申請書</u> (第一面) <u>項第1号</u> (同法第87条の ろ場合を含む。)の規定と	(A4)
		※】 (器)	(帮)		申請者氏名	成年月		2 又は第88条第 1 エ による仮使用の <u>承</u> 記	
]	丑	Ш		耳 忍若 名	

- \bigcirc する工作物のうち同法施行令第138条第2項第1号に掲げるものにあつ クスに「レ」マークを入れてください。建築基準法第88条第1項に規定 てください。 ては、 「仮使用の認定を申請する建築物等」の欄は、該当するチェックボッ 「工作物 (昇降機) 」のチェックボックスに「レ」トークを入れ
- \odot (器)
- 2 · 第二面関係
- (器)
- (5) だない。 又は建築設備について<u>仮使用の認定</u>を受けようとする場合に記入してく 4欄は建築物又は工作物(昇降機を除く。)について、5欄は昇降機
- 6
- 9 6欄及び<u>9欄</u>は、 できるだけ具体的に書いてください。

第三十五号様式 (第四条の十六関係) (A4)

仮使用認定通知書

舥 甲鱼

平成

併

耳

建築主、

設置者又は築造主

蔟

建築主、 設置者又は築造主 蔟

特定行政庁 平

場合を含む。)の規定による<u>仮使用を認定</u>しましたので、通知します。 第1号(同法第87条の2又は第88条第1項若しくは第2項において準用する 下記に係る<u>仮使用の認定</u>の申請については、建築基準法第7条の6第1項

> (V) する工作物のうち同法施行令第138条第2項第1号に掲げるものにあつ てください。 クスに「レ」マークを入れてください。建築基準法第88条第1項に規定 ては、「工作物 「<u>仮使用の承認</u>を申請する建築物等」の欄は、該当するチェックボッ (昇降機)」のチェックボックスに「レ」マークを入れ

- \odot (瑟
- 2 第二面関係
- (1) (4) (器)
- (5) ださい。 又は建築設備について<u>仮使用の承認</u>を受けようとする場合に記入してく 4欄は建築物又は工作物(昇降機を除く。)について、5欄は昇降機
- 6 (器)
- 9 6欄及び8欄は、 できるだけ具体的に書いてください。

第三十五号様式(第四条の十六関係) (A4)

仮使用承認通知書

侢 耳 耳神

平成

徭

特定行政庁 正

場合を含む。)の規定による<u>仮使用を承認</u>しましたので、通知します。 第1号(同法第87条の2又は第88条第1項若しくは第2項において準用する 下記に係る<u>仮使用の承認</u>の申請については、建築基準法第7条の6第1項

함	下記に係る仮使用の認定の申請については、建築基準法第7条の6第1項第2号(同法第87条の2又は第88条第1項若しくは第2項において準用する場合を含む。)の規定による仮使用を認定しましたので、通知します。	指定確認検査機関名	第 号 建築主、設置者又は築造主 様	仮使用認定通知書	第三十五号の三様式(第四条の十六関係)(A4)	下記に係る <u>仮使用の認定</u> の申請については、建築基準法 <u>第7条の6第1項第2号</u> (同法第87条の2又は第88条第1項若しくは第2項において準用する場合を含む。)の規定による <u>仮使用を認定</u> しましたので、通知します。(略)	建築主事	第 号 建築主、設置者又は築造主 様	仮使用認定通知書	第三十五号の二様式(第四条の十六関係)(A4)
			11 7		(新設)	 下記に係る仮使用の承認の申請については、建築基準法第7条の6第1項 第1号(同法第87条の2又は第88条第1項若しくは第2項において準用する場合を含む。)の規定による仮使用を承認しましたので、通知します。 (略) 	[] 建築主事 印	第	仮使用承認通知書	第三十六号様式(第四条の十六関係)(A4)

 建築主、設置者又は築造主氏名 確認済証番号 第 号 	記	下記に係る仮使用の認定の申請について、建築基準法第7条の6第1項第2号(同法第87条の2又は第88条第1項若しくは第2項において準用する場合を含む。)の規定による仮使用を認定したので、同法第7条の6第3項(同法第87条の2又は第88条第1項若しくは第2項において準用する場合を含む。)の規定により報告します。	第 号平成 年 月 日 平定行政庁 様 指定確認検査機関名 印	建築基準法第7条の6第3項の規定による 仮使用認定報告書	第三十五号の四様式(第四条の十六の二関係)(A4)	(注意) この通知書は、大切に保存しておいてください。	 敷地の地名地番又は設置する建築物若しくは工作物の所在地及び名称 仮に使用し、又は使用させることができる建築物、建築設備若しくは工作物又はその部分の概要 仮使用認定のための審査を行つた確認検査員氏名 (条件)
					(新設)		

	なお、この処分に不服があるときは、この通知を受けた日の翌日から起算して60日以内に 建築審査会に対して審査請求をすることができます (なお、この通知を受けた日の翌日から起算して60日以内であつても、処分の日から1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。)。ま
	下記による仮使用認定通知書に記載の建築物は、建築基準法第7条の6第1項第2号の国土交通大臣が定める基準に適合しないことを認めましたので、通知します。これにより下記による仮使用認定通知書はその効力を失います。
	第 号平成 年 月 日 平
	建築基準法第7条の6第4項の規定による 適合しないと認める旨の通知書
(新設)	第三十五号の五様式(第四条の十六の三)(A4)
	1 1. 仮使用認定通知書交付年月日 平成 年 月 日
	9. 仮使用認定のための審査を行った確認検査員氏名 10. 仮使用認定通知書番号 第 号
	4. 仮使用期間 平成 年 月 日から 平成 年 月 日まで
	作物又はその部分の概要 7 仮伸田の田淦
	仮に使用し、又は使用させる
	4. 催認済証父付者 5. 敷봬の봬名봬番又は設置する建築物若しくは工作物の所在봬及び名称
	3. 確認済証交付年月日 平成 年 月 日

以内に 4 ω • 2 第三十六号様式(第四条の十六の三) 経過しても裁決がないとき②処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる た、当該審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月 <u>ა</u> <u>'</u> つき正当な理由があるときを除きます。)。 著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき③その他裁決を経ないことに なければ、提起することができません(①審査請求があつた日から3か月を くなります。)。ただし、当該処分の取消しの訴えは、当該裁決を経た後で 裁決の日から1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができな (田田) (なお、裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内であつても、 指定確認検査機関 敷地の地名地番又は設置する建築物若しくは工作物の所在地及び名称 仮使用し、又は使用させることができることとした建築物、建築設備若 仮使用認定通知書交付者 仮使用認定通知書交付年月日 仮使用認定通知書番号 しくは工作物又はその部分の概要 となります。)、処分の取消しの訴えを提起することができます 建築基準法第7条の6第4項の規定による を被告として(訴訟において 適合しないと認める旨の通知書 蔟 쏌 平成 徭 (A4)併 耳 平块 导目 を代表する者は 併 且 导量

第三十六号の二の三様式 <u>(第四条の三十九関係)</u> (A4)	第三十六号の二の三様式 <u>(第四条の二十八関係)</u> (A4)
登録建築設備検査資格者講習修了証明書	登録建築設備検査資格者講習修了証明書
(略)	(略)
第三十六号の二の二様式 <u>(第四条の三十七関係)</u> (A4)	第三十六号の二の二様式 <u>(第四条の二十六関係)</u> (A4)
登録昇降機検査資格者講習修了証明書	登録昇降機検査資格者講習修了証明書
(略)	(略)
第三十六号の二様式 <u>(第四条の二十五関係)</u> (A4)	第三十六号の二様式 <u>(第四条の二十三関係)</u> (A4)
登録調査資格者講習修了証明書	登録調査資格者講習修丁証明書
(略)	(略)
	はし定な、選挙を選挙を選挙を選挙を選挙を選挙を選挙を選挙を選挙を選挙を選挙を選挙を選挙を選
	特定行政庁 印

第三十六号の二の四様式(第五条関係)(A4) 定期調査報告書

(器)

(注意)

- ・・2・ (器
- · 第二面関係
- ①~⑥ (器)
- ② 4欄は、建築基準法施行令第108条の3第2項に規定する耐火性能検証法により耐火に関する性能が検証されたときは「耐火性能検証法」のチェックボックスに、同令第108条の3第5項に規定する防火区画検証法により遮炎に関する性能が検証されたときは「防火区画検証法」のチェックボックスに、同令第129条の2第3項に規定する階避難安全検証法により階避難安全性能が検証されたときは「階遅難安全検証法」のチェックボックスに、同令第129条の2の2第3項に規定する階避難安全検証法」のチェックボックスに、同令第129条の2の2第3項に規定する全館避難安全検証法」のチェックボックスに、代せて階避難安全性能が検証されたときは「全館避難安全検証法」のチェックボックスに、それぞれ「レ」マークを入れ、「階避難安全検証法」のチェックボックスに、併せて階避難安全性能を検証した階を記入してください。建築基準法第68条の25第1項の規定による構造方法等の認定又は建築基準法第38条の規定による認定を受けている建築物のうち、当該適用について特に報告が必要なものについては「その他」のチェックボックスに「レ」マークを入れ、その概要を記入してください。

・5・(器)

第三十七号様式(第六条の三、第十一条の四関係)(A4) 建築基準法令による処分等の概要書

> 第三十六号の二の四様式(第五条関係)(A 4) 定期調査報告書

(器)

(注意)

- 1. · 2. (路
- 第二面関係
- ①~⑥ (略)

9

4欄は、建築基準法施行令第108条の3第2項に規定する耐火性能検証法により耐火に関する性能が検証されたときは「耐火性能検証法」のチェックボックスに、同令第108条の3第5項に規定する防火区画検証法」のチェックボックスに、同令第108条の3第5項に規定する防火区画検証法により遮炎に関する性能が検証されたときは「防火区画検証法」のチェックボックスに、同令第129条の2第3項に規定する階避難安全検証法」のチェックボックスに、同令第129条の2の2第3項に規定する階避難安全検証法」のチェックボックスに、同令第129条の2の2第3項に規定する全館避難安全検証法」のチェックボックスに、保せて階避難安全性能を検証した階を記入してください。建築基準法第68条の26第1項の規定による構造方法等の認定又は建築基準法の一部を改正する法律(平成10年法律第100号)による改正前の建築基準法第38条の規定による認定を受けている建築物のうち、当該適用について特に報告が必要なものについては「その他」のチェックボックスに「レ」マークを入れ、その概要を記入してください。のチェックボックスに「レ」マークを入れ、その概要を記入してください。

4· • 5·

第三十七号様式(第六条の三、第十一条の四関係)(A4) 建築基準法令による処分等の概要書

(1. 建築確認)

(構造計算適合性判定)

【イ・<u>適合判定通知書</u>交付者】

【口·<u>適合判定通知書</u>番号】 第

卓

、 交付年月日】 平成 年 月 日

(器)

第三十八号様式(第七条関係)

(表面)

建築物等

立入檢查証

(裏面)

この証票を携帯する者は、建築基準法により建築物等に立入検査をする職権を行う者で、その関係条文は次のとおりであります。

建築基準法抜粋

第12条第7項 建築主事又は特定行政庁の命令若しくは建築主事の委任を受けた当該市町村若しくは都道府県の職員にあつては第6条第4項、第6条の2第6項、第7条第4項、第7条の3第4項、第9条第1項又は第10項若しくは第13項、第10条第1項から第3項まで、前条第1項又は第90条の2第1項の規定の施行に必要な限度において、建築監視員にあっては第9条第1項の規定の施行に必要な限度において、当該建築物、建築物の敷地、建築材料等を製造した者の工場、営業所、事務所、倉庫その他の事業場、建築工事場又は建築物に関する調査をした者の営業所、

(1. 建築確認)

(構造計算適合性判定)

【イ・判定結果通知書交付者】

【口·<u>判定結果通知書</u>番号】 第

ハ· 交付年月日】 平成 年 月

Ш

卓

(器)

第三十八号様式(第七条関係)

(表面

(器)

建築物、建築工事場等

立入檢查証

(器)

(裏面)

この証票を携帯する者は、建築基準法により建築物<u>、建築工事場</u>等に立 入検査をする職権を行う者で、その関係条文は次のとおりであります。 建築基準法抜粋

第12条第6項 建築主事又は特定行政庁の命令若しくは建築主事の委任を受けた当該市町村若しくは都道府県の職員にあつては第6条第4項、第6条の2第11項、第7条第4項、第7条の3第4項、第9条第1項、第10項若しくは第13項、第10条第1項から第3項まで、前条第1項又は第90条の2第1項の規定の施行に必要な限度において、建築監視員にあっては第9条第10項の規定の施行に必要な限度において、当該建築物、建築物の敷地区は建築工事場に立ち入り、建築物、建築物の敷地区は建築工事場に立ち入り、建築物、建築がの敷地、建築計図書その他建築物に関する工事に関係がある物件を

事務所その他の事業場に立ち入り、建築物、建築物の敷地、建築設備、建築材料、建築材料等の製造に関係がある物件、設計図書その他建築物に関する工事に関係がある物件者しくは建築物に関する調査に関係がある物件者しくは建築物に関する調査に関係がある物件を検査し、若しくは試験し、又は建築物若しくは建築物の敷地の所有者、管理者若しくは占有者、建築主、設計者、建築材料等を製造した者、工事監理者、工事施工者若しくは建築物に関する調査をした者に対し必要な事項について質問することができる。ただし、住居に立ち入る場合においては、あらかじめ、その居住者の承諾を得なければならない。

第13条 建築主事、建築監視員若しくは特定行政庁の命令若しくは建築主事の委任を受けた当該市町村若しくは都道府県の職員が<u>第12条第7項</u>の規定によって建築物、建築物の敷地若しくは建築工事場に立ち入る場合又は建築監視員が第9条の2(第90条第3項において準用する場合を含む。)の規定による権限を行使する場合においては、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

2 <u>第12条第7項</u>の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたもの と解釈してはならない。

第三十九号様式(第七条関係)

(景

(裏面)

この証票を携帯する者は、建築基準法により建築物等に立入検査をするとともに、違反建築物に対し工事の停止又は使用禁止若しくは使用制限を命ずる職権を行う者で、その関係条文は次のとおりであります。

建築基準法抜粋

第9条の2 (略)

第12条第7項 建築主事又は特定行政庁の命令若しくは建築主事の委任を

検査し、若しくは試験し、又は建築物若しくは建築物の敷地の所有者、管理者若しくは占有者、建築主、設計者、工事監理者<u>若しくは工事施工</u> 査に対し必要な事項について質問することができる。ただし、住居に立ち入る場合においては、あらかじめ、その居住者の承諾を得なければならない。

第13条 建築主事、建築監視員若しくは特定行政庁の命令若しくは建築主事の委任を受けた当該市町村若しくは都道府県の職員が<u>前条第6項</u>の規定によつて建築物、建築物の敷地若しくは建築工事場に立ち入る場合又は建築監視員が第9条の2(第90条第3項において準用する場合を含む。)の規定による権限を行使する場合においては、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

2 <u>前条第6項</u>の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

第三十九号様式(第七条関係)

(器)

(裏面)

この証票を携帯する者は、建築基準法により建築物、建築工事場等に立入検査をするとともに、違反建築物に対し工事の停止又は使用禁止若しくは使用制限を命ずる職権を行う者で、その関係条文は次のとおりであります。

建築基準法抜粋

第9条の2 (略

第12条第6項 建築主事又は特定行政庁の命令若しくは建築主事の委任を

90条の2第1項の規定の施行に必要な限度において、 受けた当該市町村若しくは都道府県の職員にあつては第6条第4項、 対し必要な事項について質問することができる。ただし、住居に立ち入 所有者、 の他の事業場、 築物の敷地、建築材料等を製造した者の工場、 10項若しくは第13項、第10条第1項から第3項まで、 る場合においては、あらかじめ、その居住者の承諾を得なければならな <u>る物件</u>を検査し、若しくは試験し、又は建築物若しくは建築物の敷地の に関する工事に関係がある物件<u>若しくは建築物に関する調査に関係があ</u> 建築材料、 事務所その他の事業場に立ち入り、建築物、建築物の敷地、 ては第9条第10項の規定の施行に必要な限度において、 <u>た者、工事監理者、工事施工者若しくは建築物に関する調査をした者</u>に 条の2第6項、 管理者若しくは占有者、建築主、設計者、建築材料等を製造し 建築材料等の製造に関係がある物件、 建築工事場又は建築物に関する調査をした者の営業所、 第7条第4項、 第7条の3第4項、第9条第1項、 営業所 設計図書その他建築物 建築監視員にあつ 前条第1項又は第 当該建築物、 事務所、 建築設備、 倉庫そ . 建 第 第

第13条 建築主事、建築監視員若しくは特定行政庁の命令若しくは建築主事の委任を受けた当該市町村若しくは都道府県の職員が<u>第12条第7項</u>の規定によって建築物、建築物の敷地若しくは建築工事場に立ち入る場合又は建築監視員が第9条の2(第90条第3項において準用する場合を含む。)の規定による権限を行使する場合においては、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

2 <u>第12条第7項</u>の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

築物の敷地又は建築工事場に立ち入り、建築物、建築物の敷地、 90条の2第1項の規定の施行に必要な限度において、 受けた当該市町村若しくは都道府県の職員にあつては第6条第4項、 らない。 ち入る場合においては、あらかじめ、その居住者の承諾を得なければな <u> 者</u>に対し必要な事項について質問することができる。ただし、 管理者若しくは占有者、建築主、 検査し、若しくは試験し、又は建築物若しくは建築物の敷地の所有者、 10項若しくは第13項、第10条第1項から第3項まで、 6条の2第11項、第7条第4項、 ては第9条第10項の規定の施行に必要な限度において、当該建築物、建 建築材料、設計図書その他建築物に関する工事に関係がある物件を 設計者、工事監理者者しくは工事施工 第7条の3第4項、 第9条第1項、 前条第1項又は第 建築監視員にあつ 住居に立 建築設 徭

第13条 建築主事、建築監視員若しくは特定行政庁の命令若しくは建築主事の委任を受けた当該市町村若しくは都道府県の職員が<u>前条第6項</u>の規定によって建築物、建築物の敷地若しくは建築工事場に立ち入る場合又は建築監視員が第9条の2(第90条第3項において準用する場合を含む。)の規定による権限を行使する場合においては、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

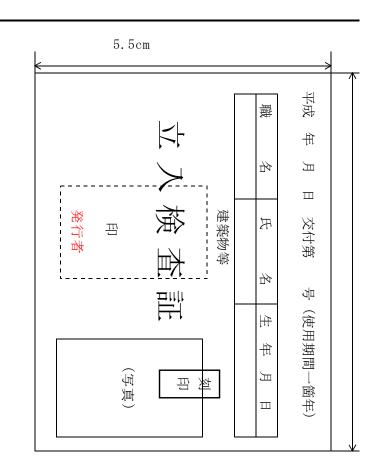
<u>前条第6項</u>の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

0

第三十九号の二様式(第七条関係)

(表面)

8.5cm



この証票を携帯する者は、建築基準法により建築物等に立入 検査をする職権を行う者で、その関係条文は次のとおりであり ます。

(裏面)

ます。
建築基準法抜粋
第15条の2 国土交通大臣は、第1条の目的を達成するため特に必要があると認めるときは、建築物若しくは建築物の敷地の所有者、管理者若しくは占有者、建築主、設計者、建築材料等を製造した者、工事監理者、工事施工者、建築物に関する調査をした者若しくは第68条の10第1項の型式適合認定、第68条の25第1項の構造方法等の認定若しくは第68条の26の特殊構造方法等認定(以下この項において「型式適合認定等

設備若しくは用途、建築材料等の受取若しくは引渡しの状況 いては、あらかじめ、その居住者の承諾を得なければならな 指 等を受けた者の事務所その他の事業場に立ち入り、建築物、 の敷地、建築材料等を製造した者の工場、営業所、事務所、 の他の物件の提出を求め、又はその職員に、建築物、建築物 築物に関する調査の状況に関する報告若しくは帳簿、書類そ 式適合認定等に関係がある物件を検査させ、若しくは試験さ ある物件、建築物に関する調査に関係がある物件若しくは型 係がある物件、設計図書その他建築物に関する工事に関係が 建築物の敷地、 倉庫その他の事業場、建築工事場、建築物に関する調査をし 」という。)を受けた者に対し、建築物の敷地、構造、建築 質問させることができる。ただし、住居に立ち入る場合にお た者の営業所、事務所その他の事業場若しくは型式適合認定 、工事監理者、工事施工者、建築物に関する調査をした者若 建築物に関する工事の計画若しくは施工の状況若しくは建 くは型式適合認定等を受けた者に対し必要な事項について 、しくは占有者、建築主、設計者、建築材料等を製造した者 若しくは建築物若しくは建築物の敷地の所有者、管理者 建築設備、建築材料、建築材料等の製造に関

- 2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す 証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。
- 第1項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められた ものと解釈してはならない。

■法第18条第2項の規定による

第四十二号様式(第八条の二関係)

(A4)

建築基準法第18条第2項の規定による計画通知書 (建築物)

第四十二号様式(第八条の二関係)(A 4)

建築基準法第18条第2項の規定による計画通知書(建築物)

1. 通知年月日 平成 年 月 日付け第 号 2. 建築場所、設置場所又は築造場所 3. 建築物、建築設備若しくは工作物又はその部分の概要		下記の計画は、建築基準法第18条第3項(同法第6条の4第1項の規定により読み替えて適用される同法第6条第1項)の建築基準関係規定に適合していることを証明する。 なお、当該計画が同法第18条第4項ただし書に規定する特定構造計算基準 又は特定增改築構造計算基準に適合するかどうかの審査を同項ただし書に規定する建築主事が行つたものである。	建築主事 印	選 男 号 建築主、設置者又は築造主 様	第四十二号の三様式(第八条の二関係)(A4) 建築基準法第18条第3項の規定による 確認済証	(注意)1. 第2面から<u>第6面</u>までとして別記第2号様式の第2面から<u>第6面</u>までに 記載すべき事項を記載した書類を添えてください。2. 別記第2号様式の(注意)に準じて記入してください。	(略)
1. 通知年月日 平成 年 月 日付け第 号 2. 建築場所、設置場所又は築造場所 3. 建築物、建築設備若しくは工作物又はその部分の概要	記	下記の計画は、建築基準法第18条第3項(同法第6条の3第1項の規定に より読み替えて適用される同法第6条第1項)の建築基準関係規定に適合し ていることを証明する。	建築主事 印	第 号 建築主、設置者又は築造主 様	第四十二号の三様式(第八条の二関係)(A 4) 建築基準法第18条第3項の規定による 確認済証	(注意)1. 第2面から<u>第5面</u>までとして別記第2号様式の第2面から<u>第5面</u>までに 記載すべき事項を記載した書類を添えてください。2. 別記第2号様式の(注意)に準じて記入してください。	(略)

第四十二号の六様式(第八条の二関係)(A 4) 建築基準法 <u>第18条第14項</u> の規定による 適合するかどうかを決定することができない旨の通知書 (略)	第四十二号の五様式 (第八条の二関係) (A4) 建築基準法第18条第 3 項の規定による 適合しない旨の通知書 (略) 別添の確認申請書及び添付図書に記載の計画は、下記の理由により建築基準法第18条第 3 項 (同法 <u>第 6 条の 4 第 1 項</u> の規定により請み替えて適用され る同法第 6 条第 1 項) の建築基準関係規定に適合しないことを認めましたの (略) (略) (略) 第四十二号の五様式 (第八条の二関係) (A4) 建築基準法第18条第 3 項の規定による 適合しない旨の通知書 (略) (略) (略) (略) (略)	第四十二号の四様式 (第八条の二関係) (A4) 建築基準法第 6条第4項に規定する 規間を延長する旨の通知書 (略) 下記の計画は、下記の理由により建築基準法第 6条第4項に規定する期間 で記の計画は、下記の理由により建築基準法第 6条第4項に成立することを、同法第18条第11項の規定により通知します。 (略)	5. 適合判定通知書の交付年月日 5. 構造計算適合性判定の結果を記載した通知書の交付年月 6. 適合判定通知書の交付者 6. 構造計算適合性判定の結果を記載した通知書の交付者 (注意) この証は、大切に保存しておいてください。 (注意) この証は、大切に保存しておいてください。 注 不要な文字は、抹消してください。 (注意) この証は、大切に保存しておいてください。
(A 4) <u>2項</u> の規定による ことができない旨の通知書	五様式(第八条の二関係)(A4) 建築基準法第18条第3項の規定による 適合しない旨の通知書 申請書及び添付図書に記載の計画は、下記の理由により建築基 3項(同法 <u>第6条の3第1項</u> の規定により読み替えて適用され 第1項)の建築基準関係規定に適合しないことを認めましたの	四様式(第八条の二関係)(A4) 建築基準法第6条第4項に規定する 期間を延長する旨の通知書 は、下記の理由により建築基準法第6条第4項に規定する期間 を交付できないので、下記期間の範囲内において同項の期間を を、同法 <u>第18条第11項</u> の規定により通知します。	<u>と通知書の交付年月日</u> <u>と通知書の交付者</u> <u>^てください。</u>

14項 いて準用する場合を含む。)の規定により通知します。 関係規定に適合するかどうかを決定することができないので、同法第18条第 第1項の規定により読み替えて適用される同法第6条第1項)の建築基準 下記の計画は、下記の理由により建築基準法第6条第1項(同法第6条の (同法第87条第1項、 第87条の2又は第88条第1項若しくは第2項にお

第四十二号の十二の二様式 (第八条の二関係) (A4)

建築基準法第18条第4項の規定による

計画通知書

(第一面)

適用される場合を含む。)の規定により計画を通知します。 建築基準法第18条第4項 (同法第18条の2第4項の規定により読み替えて

知事又は指定構造計算適合性判定機関

蔟

徭

併 耳

导目

1

平成

通知者官職

프

設計者氏名

※手数料欄

※與白欄 併 耳 声 Ш ※決裁欄 平成 舥 ※適合判定通知書番号欄 併 且 声 Ш

平成

舥

(注意)

係員印

係員印

12項 いて準用する場合を含む。)の規定により通知します。 関係規定に適合するかどうかを決定することができないので、同法第18条第 3第1項の規定により読み替えて適用される同法第6条第1項)の建築基準 下記の計画は、下記の理由により建築基準法第6条第1項(同法第6条の (同法第87条第1項、 第87条の2又は第88条第1項若しくは第2項にお

(翠)

(新設)

- 1. 第2面及び第3面として別記第18号の2様式の第2面及び第3面に記載 すべき事項を記載した書類を添えてください。
- 2. 別記第18号の2様式の(注意)に準じて記入してください。

第四十二号の十二の三様式 (第八条の二関係) (A4)

建築基準法第18条第4項の規定による

計画変更通知書

(第一面)

適用される場合を含む。)の規定により計画の変更を通知します。 建築基準法第18条第4項(同法第18条の2第4項の規定により読み替えて

知事又は指定構造計算適合性判定機関

蔟

徭

平成 併 瓦 导目印

프

設計者氏名

通知者官職

【適合判定通知書番号】

【計画を変更する建築物の直前の構造計算適合性判定】

【適合判定通知書交付年月日】 平成 併 耳

Ш

【適合判定通知書交付者】

【計画変更の概要】

※手数料欄		
※受付欄	※決裁欄	※適合判定通知書番号欄
平成 年 月 日		平成 年 月 日
第 号		第 号
係員印		係員印

(新設)

(注意) 別記第18号の3様式の(注意)に準じて記入してください。		
第四十二号の十二の四様式(第八条の二関係)(A4) 建築基準法第18条第7項の規定による	(新設)	
適合判定通知書第	7 10	
平成	年月日	
建築主 様		
知事	日	
下記の計画は、建築基準法第6条の3第1項に規定する特定構造計算基準又は特定増改築構造計算基準に適合していることを証明する。	造計算基準	
빰		
 通知年月日 平成 年 月 日付け第 号 建築場所 建築物又はその部分の概要 		
(注意) この証は、大切に保存しておいてください。		
第四十二号の十二の五様式(第八条の二関係)(A4) 建築基準法第18条第7項の規定による 適合しない旨の通知書	(新設)	
第 平成	年月日	
建築主 様 知事	町	

(備考)	(延長する期間)	(ユー)	 通知年月日 平成 年 月 建築場所 		下記の計画は、下記の理由により建築基準法第1間内に同項の通知書を交付できないので、下記期間期間を延長することを、同条第8項の規定により通	建築主		第四十二号の十二の六様式(第八条の二関係) 建築基準法第18条第8項 期間を延長する旨の通	(ユー)	別添の構造計算適合性判定申請書及び添付図書に記載の計画は、 由により建築基準法第6条の3第1項に規定する特定構造計算基準 増改築構造計算基準に適合しないものであると判定しましたので、 す。
] 目付け第 号	iii	下記の計画は、下記の理由により建築基準法第18条第7項に規定する期間内に同項の通知書を交付できないので、下記期間の範囲内において同項の期間を延長することを、同条第8項の規定により通知します。	知事 印	第 平成 年 月 日	(A4) に規定する ¹ 5知書		別添の構造計算適合性判定申請書及び添付図書に記載の計画は、下記の理由により建築基準法第6条の3第1項に規定する特定構造計算基準又は特定増改築構造計算基準に適合しないものであると判定しましたので、通知します。
								(新設)		

第四十二号の十二の十様式(第八条の二関係)(A4)	別添の構造計算適合性判定申請書及び添付図書に記載の計画は、下記の理由により建築基準法第6条の3第1項に規定する特定構造計算基準又は特定増改築構造計算基準に適合しないものであると判定しましたので、通知します。 (理由)	第四十二号の十二の九様式 (第八条の二関係) (A4) 建築基準法第18条の2第4項の規定により読み替えて適用される 同法第18条第7項の規定による 適合しない旨の通知書 第 号 早成 年 月 日 建築主 指定構造計算適合性判定機関 印	下記の計画は、建築基準法第6条の3第1項に規定する特定構造計算基準 又は特定増改築構造計算基準に適合していることを証明する。 記 1. 通知年月日 平成 年 月 日付け第 号 2. 建築場所 3. 建築物又はその部分の概要 4. 構造計算適合性判定を行つた構造計算適合性判定員氏名 (注意) この証は、大切に保存しておいてください。
(新設)		(新設)	

第四十二号の十二の十一様式(第八条の二関係) 建築基準法第18条の2第4項の規定により 同法第18条第9項の規定 適合するかどうかを決定することがで	(備考)	(延長する期間)	(理由)	 通知年月日 平成 建築場所 		下記の計画は、下記の理由により建築基準法第18条の2第4項の規定により読み替えて適用される同法第18条第7項に規定する期間内に同項の通知書を交付できないので、下記期間の範囲内において同項の期間を延長することを、同条第8項の規定により通知します。	建築主指定構		同法第1期間を
(A4))読み替え による きない旨の				年 月 日付け第	빤	下記の計画は、下記の理由により建築基準法第18条の2第4項の規定にり読み替えて適用される同法第18条第7項に規定する期間内に同項の通書を交付できないので、下記期間の範囲内において同項の期間を延長するとを、同条第8項の規定により通知します。	様 指定構造計算適合性判定機関	第	8条第8項に規定する 延長する旨の通知書
が た を				Δļπ		2 第 4 項の規定に 別間内に同項の通 5 期間を延長する	哥	第 号 月 日	
(新設)									

第四十二号の十四様式(第八条の二関係)(A4) 工事完了通知書 (第一面) 工事を完了しましたので、建築基準法第87条第1項において準用する同法	第四十二号の十四様式(第八条の二関係)(A4) 工事完了通知書 (第一面) 工事を完了しましたので、建築基準法第87条第1項において準用する同法
第四十二号の十三様式(第八条の二関係)(A4) 工事完了通知書 (略) 工事を完了しましたので、建築基準法 <u>第18条第14項</u> (同法第87条の2又は 第88条第1項若しくは第2項において準用する場合を含む。)の規定により 、通知します。 (略)	第四十二号の十三様式(第八条の二関係)(A4) 工事完了通知書 (略) 工事を完了しましたので、建築基準法 <u>第18条第16項</u> (同法第87条の2又は 第88条第1項若しくは第2項において準用する場合を含む。)の規定により 、通知します。 (略)
	(理由) (備考)
	記 1. 通知年月日 平成 年 月 日付け第 号 2. 建築場所
	下記の計画は、下記の理由により建築基準法第6条の3第1項に規定する特定構造計算基準又は特定増改築構造計算基準に適合するかどうかを決定することができないので、同法第18条の2第4項の規定により読み替えて適用される同法第18条第9項の規定により通知します。
	建築主 平成 年 月 日 様 おお は は は は は は は は は は は は は は は は は

第四十二号の十七様式(第八条の二関係)(A4) 特定工程工事終了通知書 (第一面) 特定工程に係る工事を終えましたので、建築基準法 <u>第18条第19項</u> (同法第 特) 87条の2又は第88条第1項において準用する場合を含む。)の規定により、 87条の 通知します。	第四十二号の十六様式(第八条の二関係)(A4) 建築基準法 <u>第18条第18項</u> の規定による 検査済証 (略) 下記に係る工事は、建築基準法 <u>第18条第17項</u> (同法第87条の2又は第88条 第1項若しくは第2項において準用する場合を含む。)の規定による検査の 第1項結果、同法第18条第3項(同法 <u>第6条の4第1項</u> の規定により読み替えて適 結果、用される同法第6条第1項)の建築基準関係規定に適合していることを証明 用されする。 (略)	第四十二号の十五様式 (第八条の二関係) (A4)	<u>第18条第16項</u> の規定により、通知します。 <u>第188</u> (略)
第四十二号の十七様式(第八条の二関係)(A4) 特定工程工事終了通知書 (第一面) 特定工程に係る工事を終えましたので、建築基準法 <u>第18条第17項</u> (同法第87条の2又は第88条第1項において準用する場合を含む。)の規定により、通知します。	第四十二号の十六様式(第八条の二関係)(A4) 建築基準法 <u>第18条第16項</u> の規定による 検査済証 (略) 下記に係る工事は、建築基準法 <u>第18条第15項</u> (同法第87条の2又は第88条 第1項若しくは第2項において準用する場合を含む。)の規定による検査の 結果、同法第18条第3項(同法 <u>第6条の3第1項</u> の規定により読み替えて適 用される同法第6条第1項)の建築基準関係規定に適合していることを証明 する。 (略)	第四十二号の十五様式(第八条の二関係)(A4) 検査済証を交付できない旨の通知書 (略) 下記に係る工事は、建築基準法 <u>第18条第15項</u> (同法第87条の2又は第88条 第1項若しくは第2項において準用する場合を含む。)の規定による検査の 結果、下記の理由により同法 <u>第18条第16項</u> に規定する検査済証を交付できな いので、通知します。	<u>第18条第14項</u> の規定により、通知します。 (略)

第四十二号の十八様式 中間検査合格証を交付できない旨の通知書 (第八条の二関係) (A4)

(器)

下記による特定工程に係る工事は、建築基準法<u>第18条第20項</u>(同法第87条の2又は第88条第1項において準用する場合を含む。)の規定による検査の結果、下記の理由により同法<u>第18条第21項</u>に規定する中間検査合格証を交付できないので通知します。

Į,

第四十二号の十九様式(第八条の二関係)(A4)

建築基準法<u>第18条第21項</u>の規定による

中間検査合格証

(累)

下記による特定工程に係る工事は、建築基準法<u>第18条第21項</u>(同法第87条の2又は第88条第1項において準用する場合を含む。)の規定による検査の結果、同法第6条第1項(同法<u>第6条の4第1項</u>の規定により読み替えて適用される同法第6条第1項)の建築基準関係規定に適合していることを証明する。

(瑟

第四十二号の二十様式 (第八条の二関係) (A4)

仮使用認定申請書

(第一面)

建築基準法<u>第18条第24項第1号</u>(同法第87条の2又は第88条第1項若しくは第2項において準用する場合を含む。)の規定による<u>仮使用の認定</u>を申請します。

(器)

第四十二号の十八様式(第八条の二関係)(A4)

中間検査合格証を交付できない旨の通知書

(器)

下記による特定工程に係る工事は、建築基準法<u>第18条第18項</u>(同法第87条の2又は第88条第1項において準用する場合を含む。)の規定による検査の結果、下記の理由により同法<u>第18条第19項</u>に規定する中間検査合格証を交付できないので通知します。

第四十二号の十九様式(第八条の二関係)(A4)

建築基準法<u>第18条第19項</u>の規定による

中間検査合格証

(MX)

下記による特定工程に係る工事は、建築基準法<u>第18条第19項</u>(同法第87条の2又は第88条第1項において準用する場合を含む。)の規定による検査の結果、同法第6条第1項(同法<u>第6条の3第1項</u>の規定により読み替えて適用される同法第6条第1項)の建築基準関係規定に適合していることを証明する。

(器)

第四十二号の二十様式 (第八条の二関係) (A4)

(第一面)

建築基準法<u>第18条第22項第1号</u>(同法第87条の2又は第88条第1項若しくは第2項において準用する場合を含む。)の規定による<u>仮使用の承認</u>を申請します。

(器)

(略) (略) 平成 年 ※特記 ※決裁欄 ※認定番号		【仮使用の承認を(略)	<u> 承認</u> を申請する建築物等】	製物等】		
年 ※特記		(略) (略)		(略)		
	(<u>1)</u>	12.4		炎欄	※承認番号	※特記
月日 (略) (略)	(器)	(略)		(略)	(略)	(略)
() () () () () () () () () ()		(略)				
(略)		(略)				
第四十二号の二十一様式(第八条の二関係)(A4)	第四	第四十二号の二十	の二十一様式(第八条の二関係)	(条の二関作	系)(A 4)	
<u>仮使用認定申請書</u> (第一面)			Ŀ	<u>仮使用承認申請書</u> (第一面)	<u>申請書</u>)	
建築基準法 <u>第18条第24項第2号</u> (同法第87条の2又は第88条第1項若しくは第2項において準用する場合を含む。)の規定による <u>仮使用の認定</u> を申請します。 (略)	~ C Ã	東 型 通 準	<u>条第22項第</u>] 準用する場合	<u>[号</u> (同法) }천含む。)	法 <u>第18条第22項第1号</u> (同法第87条の2又は第88条第1項若しく おいて準用する場合を含む。)の規定による <u>仮使用の承認</u> を申請	88条第1項 <u>使用の承</u> 認
【仮使用の <u>認定</u> を申請する建築物等】 (略)	(現	【仮使用の <u>承認</u> を (略)	承認を申請する建築物等】	寫物等】		
※受付欄 ※決裁欄 ※ <u>認定番号</u> ※特記		※受付欄	※決裁欄		※承認番号	※特記
(略)		(略)				

(略)	(既)
第四十二号の二十二様式(第八条の二関係)(A4)	第四十二号の二十二様式(第八条の二関係)(A4)
仮使用認定通知書 (略) 下記に係る <u>仮使用の認定</u> の申請については、建築基準法 <u>第18条第24項第1</u> <u>号</u> (同法第87条の2又は第88条第1項若しくは第2項において準用する場合を含む。)の規定による <u>仮使用を認定</u> しましたので、通知します。 (略)	仮使用承認通知書 (略) 下記に係る仮使用の承認の申請については、建築基準法 <u>第18条第22項第1</u> 号 (同法第87条の2又は第88条第1項若しくは第2項において準用する場合を含む。)の規定による <u>仮使用を承認</u> しましたので、通知します。 (略)
第四十二号の二十三様式(第八条の二関係)(A4)	第四十二号の二十三様式(第八条の二関係)(A4)
<u>仮使用認定通知書</u> (略) 下記に係る <u>仮使用の認定</u> の申請については、建築基準法 <u>第18条第24項第2</u> <u>号</u> (同法第87条の2又は第88条第1項若しくは第2項において準用する場合を含む。)の規定による <u>仮使用を認定</u> しましたので、通知します。 (略)	仮使用承認通知書 (略) 下記に係る <u>仮使用の承認</u> の申請については、建築基準法 <u>第18条第22項第1</u> <u>号</u> (同法第87条の2又は第88条第1項若しくは第2項において準用する場合を含む。)の規定による <u>仮使用を承認</u> しましたので、通知します。 (略)
第四十三号様式(第十条の四関係)(A4) 許可申請書(建築物) (第一面) (略) (第二面) 【1. 地名地番】~【9. 建築面積】 (略)	第四十三号様式(第十条の四関係)(A4) 許可申請書(建築物) (第一面) (略) (第二面) 【1. 地名地番】~【9. 建築面積】 (略)
【10. 延べ面積】 (申請部分)(申請以外の部分)(合計) 【イ. 建築物全体】 (略) 【ロ. 地階の <u>住宅又は老人ホーム、福祉ホームその他これらに類するもの</u>	【10. 延べ面積】 (申請部分)(申請以外の部分)(合計) 【イ. 建築物全体】 (略) 【ロ. 地階の <u>住宅</u> の部分】 (略)

の部分】 暴

【ハ.エレベーターの昇降路の部分】~【ヌ.住宅の部分】

老人ホーム、 福祉ホームその他これらに類するものの部分】

延べ面積】 U. 容積率 (器)

(F

11. 建築物の数】 7 (15. 徧 析 (器)

(第三面

(注意)

磊

 $1. \cdot 2.$

第二面関係

◎ 10欄の「□」に建築物の地階でその天井が地盤面からの高さ1メー するものの用途に供する部分、 ル以下に<u>あるものの住宅又は老人ホーム、福祉ホームその他これらに</u>類 「ハ」にエレベーターの昇降路の部分、

に専ら防災のために設ける備蓄倉庫の用途に供する部分、「ト」に蓄電 誘導車路、操車場所及び乗降場を含む。)の用途に供する部分、「へ」 動車車庫その他の専ら自動車又は自転車の停留又は駐車のための施設(供する部分、「ル」に老人ホーム、福祉ホームその他これらに類するも 備を設ける部分、「リ」に貯水槽を設ける部分、「ヌ」に住宅の用途に 池(床に据え付けるものに限る。)を設ける部分、「チ」に自家発電設 <u>のの用途に供する部分</u>のそれぞれの床面積を記入してください。 「二」に共同住宅の共用の廊下又は階段の用に供する部分、「ホ」に自

(<u>1</u> 地階のエレベーターの昇降路の部分<u>又は共同住宅の</u>共用の廊下<u>若しくは</u> は、10欄の「ロ」の床面積は、その地階<u>の住宅又は老人ホーム、</u> <u>ームその他これらに類するもの</u>の用途に供する部分の床面積から、その 住宅又は老人ホーム、福祉ホームその他これらに類するものについて

> ? エレベーターの昇降路の部分】~【ヌ. 住宅の部分 (翠

7 延べ面積】 7 容積率】 磊

11. 建築物の数】 7 15.備光】 (瑟

第三面

(翠

(注意)

 $1. \cdot 2.$ (瑟

ω. 第二面関係

(器)

のための施設(誘導車路、操車場所及び乗降場を含む。)の用途に供す 昇降路の部分、 」に自家発電設備を設ける部分、「リ」に貯水槽を設ける部分、 る部分、「へ」に専ら防災のために設ける備蓄倉庫の用途に供する部分 分、「ホ」に自動車車庫その他の専ら自動車又は自転車の停留又は駐車 ル以下に<u>あるものの住宅</u>の用途に供する部分、「ハ」にエレベーターの に住宅の用途に供する部分のそれぞれの床面積を記入してください。 10欄の「ロ」に建築物の地階でその天井が地盤面からの高さ1メー ト」に蓄電池(床に据え付けるものに限る。)を設ける部分、「チ 「二」に共同住宅の共用の廊下又は階段の用に供する部

4 途に供する部分の床面積から、その地階のエレベーターの昇降路の部分 <u>及び</u>共用の廊下<u>又は</u>階段の用に供する部分の床面積を除いた面積としま <u>共同住宅</u>については、10欄の「¤」の床面積は、その地階<u>の住宅</u>の用

階段の用に供する部分の床面積を除いた面積とします。

5

10欄の「<math>
u」の延べ面積及び「 $ot \overline{2}$ 」の容積率の算定の基礎となる延べ

(5) の3分の1を超える場合においては、敷地内の建築物の住宅及び老人ホ は、6欄「ホ」(2)によることとします。 適用する場合においては、「 \overline{D} 」の容積率の算定の基礎となる敷地面積 面積)を除いた面積とします。また、建築基準法第52条第12項の規定を 各階の床面積の合計にそれぞれ(1)から(5)までに定める割合を乗じて得た める割合を乗じて得た面積を超える場合においては、敷地内の建築物の 敷地内の建築物の<u>住宅及び老人ホーム、</u> 面積は、各階の床面積の合計から「ロ」に記入した床面積(この面積が じ、敷地内の建築物の各階の床面積の合計にそれぞれ(1)から(5)までに定 ベーターの昇降路の部分又は共同住宅の共用の廊下若しくは階段の用に <u>の共用の廊下若しくは階段の用に供する部分を除く。)</u>の床面積の合計 <u>るもの</u>の用途に供する部分<u>(エレベーターの昇降路の部分又は共同住宅</u> **共する部分を除く。** (これらの面積が、次の(1)から(5)までに掲げる建築物の部分の区分に応 $10欄の「<math>\overline{2}$ 」の延べ面積及び「 $\overline{2}$ 」の容積率の算定の基礎となる延べ - ニ」に記入した床面積並びに「ホ」から「リ」までに記入した床面積 福祉ホームその他これらに類するものの用途に供する部分(エレ $\underline{)}$ の床面積の合計の3分の1の面積)、「ハ」及び 福祉ホームその他これらに類す

> の床面積の合計にそれぞれ(1)から(5)までに定める割合を乗じて得た面積 から(5)までに掲げる建築物の部分の区分に応じ、敷地内の建築物の各階

す。また、建築基準法第52条第12項の規定を適用する場合においては、 ぞれ(1)から(5)までに定める割合を乗じて得た面積)を除いた面積としま を超える場合においては、敷地内の建築物の各階の床面積の合計にそれ

「

| の容積率の算定の基礎となる敷地面積は、6欄「ホ」(2)によるこ

面積の合計の3分の1の面積)、「ハ」及び「ニ」に記入した床面積並 超える場合においては、敷地内の建築物の住宅の用途に供する部分の床 敷地内の建築物の<u>住宅</u>の用途に供する部分の床面積の合計の 3 分の 1 を 面積は、各階の床面積の合計から「ロ」に記入した床面積(この面積が

びに「ホ」から「リ」までに記入した床面積(これらの面積が、次の(1)

 $(1) \sim (5)$

6 の「2」は、百分率を用いてください。 6欄の「ハ」、「ニ」、 「〜」及び「ト」、9欄の「ロ」並びに10欄

6

6欄の「ハ」、

11

「〜」及び「ト」、9欄の「ロ」並びに10欄

(器)

9

(瑟 (瑟

「<u>ヲ</u>」は、百分率を用いてください。

(3)

第四十八号様式(第十条の四の二関係) (A4)

認定申請書

(第一面)

器

(第二面)

【1. 地名地番】~【9. 建築面積】 (器)

第四十八号様式(第十条の四の二関係)

認定申請書

(第一面)

【1. 地名地番】~【9. 建築面積】 (悪)

(器)

ととします。

10.延べ面積】 (申請部分 (申請以外の部分)(合計

【イ. 建築物全体】 (思

【ロ・地階の住宅又は老人ホーム、 の部分】 (器) 福祉ホームその他これらに類するもの

> エレベーターの昇降路の部分】~【ヌ. 住宅の部分】

ンレ. 老人ホーム、 福祉ホームその他これらに類するものの部分】

V. 延べ面積】 U. 容積率 (器)

11.

建築物の数】~

(15.

備光]

(器)

(第三面)

(器)

1. · 2.

(瑟

第二面関係

(注意)

(E) ル以下に<u>あるものの住宅又は老人ホーム、福祉ホームその他これらに類</u> 10欄の「ロ」に建築物の地階でその天井が地盤面からの高さ1メー (器)

に専ら防災のために設ける備蓄倉庫の用途に供する部分、「ト」に蓄電 誘導車路、操車場所及び乗降場を含む。)の用途に供する部分、「へ」 動車車庫その他の専ら自動車又は自転車の停留又は駐車のための施設(供する部分、「ル」に老人ホーム、 備を設ける部分、「リ」に貯水槽を設ける部分、「ヌ」に住宅の用途に 池 (床に据え付けるものに限る。) を設ける部分、「チ」に自家発電設 するものの用途に供する部分、 のの用途に供する部分のそれぞれの床面積を記入してください。 「ニ」に共同住宅の共用の廊下又は階段の用に供する部分、「ホ」に自 「ハ」にエレベーターの昇降路の部分、 福祉ホームその他これらに類するも

4 住宅又は老人ホーム、 福祉ホームその他にれらに類するものにしいて

> [10. 延べ面積] (申請部分

) (申請以外の部分) (合計

建築物全体】

【ロ. 地階の住宅の部分】 (器)

> エフベーターの昇降路の部分】~ W . 住宅の部分】

(器)

77. 延べ面積】 9. 容積率】 磊

11. 建築物の数】 7 (15.備光】 (翠

(第三面)

(晃

(注意)

 $1. \cdot 2.$ (悪)

第二面関係

[] [] [] (器)

(E) のための施設(誘導車路、操車場所及び乗降場を含む。)の用途に供す 昇降路の部分、 に住宅の用途に供する部分のそれぞれの床面積を記入してください。 」に自家発電設備を設ける部分、「リ」に貯水槽を設ける部分、 る部分、「へ」に専ら防災のために設ける備蓄倉庫の用途に供する部分 分、「ホ」に自動車車庫その他の専ら自動車又は自転車の停留又は駐車 ル以下に<u>あるものの住宅</u>の用途に供する部分、「へ」にエレベーターの 10欄の「ロ」に建築物の地階でその天井が地盤面からの高さ1メー 「ト」に蓄電池(床に据え付けるものに限る。)を設ける部分、「チ |二]に共同住宅の共用の廊下又は階段の用に供する部

<u>共同住宅</u>については、10欄の「ロ」の床面積は、その地階<u>の住宅</u>の用

4

は、10欄の「ロ」の床面積は、その地階<u>の住宅又は老人ホーム、福祉ホームその他これらに類するもの</u>の用途に供する部分の床面積から、その地階のエレベーターの昇降路の部分<u>又は共同住宅の</u>共用の廊下<u>若しくは</u>階段の用に供する部分の床面積を除いた面積とします。

(5) の3分の1を超える場合においては、敷地内の建築物の住宅及び老人ホ は、6欄「ホ」(2)によることとします。 適用する場合においては、「ワ」の容積率の算定の基礎となる敷地面積 面積)を除いた面積とします。また、建築基準法第52条第12項の規定を 各階の床面積の合計にそれぞれ(1)から(5)までに定める割合を乗じて得た める割合を乗じて得た面積を超える場合においては、敷地内の建築物の の共用の廊下若しくは階段の用に供する部分を除く。)_の床面積の合計 敷地内の建築物の住宅及び老人ホーム、 面積は、各階の床面積の合計から「ロ」に記入した床面積(この面積が じ、敷地内の建築物の各階の床面積の合計にそれぞれ(1)から(5)までに定 <u> 供する部分を除く。)</u>の床面積の合計の3分の1の面積)、「ハ」及び ベーターの昇降路の部分又は共同住宅の共用の廊下若しくは階段の用に <u>るもの</u>の用途に供する部分<u>(エレベーターの昇降路の部分又は共同住宅</u> (これらの面積が、次の(1)から(5)までに掲げる建築物の部分の区分に応 「ニ」に記入した床面積並びに「ホ」から「リ」までに記入した床面積 $10欄の「<math>\overline{2}$ 」の延べ面積及び「 $\overline{2}$ 」の容積率の算定の基礎となる延べ 福祉ホームその他これらに類するものの用途に供する部分(エレ 福祉ホームその他これらに類す

(1)~(5) (路

⑤ 6欄の「ハ」、「ニ」、「へ」及び「ト」、9欄の「ロ」並びに10欄の「2」は、百分率を用いてください。

(器)

· (器

第四十九号の三様式 (第十条の四の四関係)

(A4)

指定申請書一面)・(第二面)

福祉ホ <u>及び</u>共用の廊下<u>又は</u>階段の用に供する部分の床面積を除いた面積としま 途に供する部分の床面積から、その地階のエレベーターの昇降路の部分

⑤ 10欄の「<u>ル</u>」の延べ面積及び「<u>フ</u>」の容積率の算定の基礎となる延べ面積は、各階の床面積の合計から「ロ」に記入した床面積(この面積が敷地内の建築物の<u>住宅</u>の用途に供する部分の床面積の合計の3分の1を超える場合においては、敷地内の建築物の<u>住宅</u>の用途に供する部分の床面積の合計の3分の1の面積)、「ハ」及び「二」に記入した床面積並びに「ホ」から「リ」までに記入した床面積(これらの面積が、次の(1)から(5)までに掲げる建築物の部分の区分に応じ、敷地内の建築物の各階の床面積の合計にそれぞれ(1)から(5)までに定める割合を乗じて得た面積を超える場合においては、敷地内の建築物の各階の床面積の合計にそれぞれ(1)から(5)までに定める割合を乗じて得た面積をお。また、建築基準法第52条第12項の規定を適用する場合においては、「<u>フ</u>」の容積率の算定の基礎となる敷地面積は、6欄「ホ」(2)によることとします。

[)~(5) (器)

⑥ 6欄の「ハ」、「ニ」、「ヘ」及び「ト」、9欄の「ロ」並びに10欄の「フ」は、百分率を用いてください。

(器)

4. (累)

第四十九号の三様式(第十条の四の四関係)(A4)

指定申請書

§一面) · (第二面)

(第二面)

(器)

(第三面)

- 【1. 敷地の番号】~【6. 敷地面積】 (略)
- 7. 現に存する建築物の容積率】
- 【イ. 建築物全体】 (略)
- 【ロ. 地階の住宅又は老人ホーム、福祉ホームその他これらに類するものの部分】 (略)
- 【ハ、エレベーターの昇降路の部分】~【ヌ、住宅の部分】 (略)
- 【ル. 老人ホーム、福祉ホームその他これらに類するものの部分】
- [7]. 延べ面積]・【7. 容積率】 (略)
- 【8. 現に存する建築物に係る許可・認定等】~【10. 備考】 (略)

(注意)

- 1. ~ 3. (器)
- · 第三面関係
- ①~② (器)
- ③ 7欄の「ロ」は建築物の地階でその天井が地盤面からの高さ1メートル以下にあるものの住宅又は老人ホーム、福祉ホームその他これらに類するものの用途に供する部分、「ハ」にエレベーターの昇降路の部分、

「二」に共同住宅の共用の廊下又は階段の用に供する部分、「ホ」に自動車車庫その他の専ら自動車又は自転車の停留又は駐車のための施設(誘導車路、操車場所及び乗降場を含む。)の用途に供する部分、「へ」に専ら防災のために設ける備蓄倉庫の用途に供する部分、「ト」に蓄電池(床に据え付けるものに限る。)を設ける部分、「チ」に自家発電設備を設ける部分、「リ」に貯水槽を設ける部分、「ヌ」に住宅の用途に供する部分、「ル」に老人ホーム、福祉ホームその他これらに類するものの用途に供する部分のそれぞれの床面積を記入してください。

④ 住宅又は老人ホーム、福祉ホームその他これらに類するものについて

(器)

(第三面)

- 【1.敷地の番号】~【6.敷地面積】 (略)
- . 現に存する建築物の容積率】
- . 建築物全体】 (略)
- 【ロ. 地階の住宅の部分】 (略)
- 【ハ、エレベーターの昇降路の部分】~【ヌ、住宅の部分】 (略)
- 【<u>ル</u>. 延べ面積】・【<u>ヲ</u>. 容積率】 (略)
- 【8. 現に存する建築物に係る許可・認定等】~【10. 備考】

(翠

(注意)

- 1. ~ 3. (器)
- 4. 第三面関係

[] [] []

(器)

- (3) 7欄の「ロ」に建築物の地階でその天井が地盤面からの高さ1メートル以下に<u>あるものの住宅</u>の用途に供する部分、「ハ」にエレベーターの昇降路の部分、「二」に共同住宅の共用の廊下又は階段の用に供する部分、「ホ」に自動車車庫その他の専ら自動車又は自転車の停留又は駐車のための施設(誘導車路、操車場所及び乗降場を含む。)の用途に供する部分、「ト」に蓄電池(床に据え付けるものに限る。)を設ける部分、「チ」に自家発電設備を設ける部分、「リ」に貯水槽を設ける部分、「ヌ」に住宅の用途に供する部分のそれぞれの床面積を記入してください。
- <u>共同住宅</u>については、7欄の「ロ」の床面積は、その地階<u>の住宅</u>の用

4

は7欄の「ロ」の床面積は、その地階<u>の住宅又は老人ホーム、福祉ホームその他これらに類するもの</u>の用途に供する部分の床面積から、その地階のエレベーターの昇降路の部分<u>又は共同住宅の</u>共用の廊下<u>若しくは</u>階段の用に供する部分の床面積を除いた面積とします。

(5)

(5) 築物の各階の床面積の合計にそれぞれ(1)から(5)までに定める割合を乗じ の3分の1を超える場合においては、敷地内の建築物の住宅及び老人ホ 分に応じ、敷地内の建築物の各階の床面積の合計にそれぞれ(1)から(5)ま 床面積(これらの面積が、次の(1)から(5)までに掲げる建築物の部分の区 敷地内の建築物の住宅及び老人ホーム、 面積は、各階の床面積の合計から「ロ」に記入した床面積(この面積が て得た面積)を除いた面積とします。 」及び「ニ」に記入した床面積並びに「ホ」から「リ」までに記入した の共用の廊下若しくは階段の用に供する部分を除く。)_の床面積の合計 でに定める割合を乗じて得た面積を超える場合においては、敷地内の建 <u> 供する部分を除く。)</u>の床面積の合計の3分の1の面積)の合計、 ベーターの昇降路の部分又は共同住宅の共用の廊下若しくは階段の用に <u>るもの</u>の用途に供する部分<u>(エレベーターの昇降路の部分又は共同住宅</u> 7欄の「<math>2」の延べ面積及び「2」の容積率の算定の基礎となる延べ 福祉ホームその他これらに類するものの用途に供する部分(エレ 福祉ホームその他これらに類す

(1)~(5) (略)

16 (略)

⑰ 6欄の「ハ」、「二」、「へ」及び「ト」並びに7欄の「型」は、百分率を用いてください。

第四十九号の七様式(第十条の四の七関係)(A4)

(第一面)

指定取消申請書

認

(第二面

途に供する部分の床面積から、その地階のエレベーターの昇降路の部分 <u>及び</u>共用の廊下<u>又は</u>階段の用に供する部分の床面積を除いた面積としま ナ

7欄の「<u>ル</u>」の延べ面積及び「<u>ヲ</u>」の容積率の算定の基礎となる延べ面積は、各階の床面積の合計から「ロ」に記入した床面積(この面積が敷地内の建築物の<u>住宅</u>の用途に供する部分の床面積の合計の3分の1を超える場合においては、敷地内の建築物の<u>住宅</u>の用途に供する部分の床面積の合計の3分の1の面積)の合計、「ハ」及び「ニ」に記入した床面積並びに「ホ」から「リ」までに記入した床面積(これらの面積が、次の(1)から(5)までに掲げる建築物の部分の区分に応じ、敷地内の建築物の各階の床面積の合計にそれぞれ(1)から(5)までに定める割合を乗じて得た面積を超える場合においては、敷地内の建築物の各階の床面積の合計にそれぞれ(1)から(5)までに定める割合を乗じて得た面積とします。

1)~(5) (略)

16 (略)

⑩ 6欄の「ハ」、「ニ」、「へ」及び「ト」並びに7欄の「芝」は、百分率を用いてください。

第四十九号の七様式(第十条の四の七関係)(A 4)

指定取消申請書

(第一面)

(瑟

(第二面)

【1. 敷地の番号】~【6. 敷地面積】 (略)

- 7. 現に存する建築物の容積率】
- 【イ・海粼物全体】 (略)
- 【ロ. 地階の住宅又は老人ホーム、福祉ホームその他これらに類するものの部分】 (略)
- 【ハ. エレベーターの昇降路の部分】~【ヌ. 住宅の部分】 (略)
- 【ル.老人ホーム、福祉ホームその他これらに類するものの部分】
- <u>7</u>. 延べ面積】・【<u>7</u>. 容積率】 (略)
- 【8.その他必要な事項】・【9.備考】 (略)

(注意)

- 1. 2. (縣)
- · 第二面関係
- ①~② (器)
- (3) 7欄の「ロ」は建築物の地階でその天井が地盤面からの高さ1メートル以下に<u>あるものの住宅又は老人ホーム、福祉ホームその他これらに類するもの</u>の用途に供する部分、「ハ」にエレベーターの昇降路の部分、「ニ」に共同住宅の共用の廊下又は階段の用に供する部分、「ホ」に自動車車庫その他の専ら自動車又は自転車の停留又は駐車のための施設(誘導車路、操車場所及び乗降場を含む。)の用途に供する部分、「へ」に専ら防災のために設ける備蓄倉庫の用途に供する部分、「ト」に書電池(床に据え付けるものに限る。)を設ける部分、「チ」に自家発電設備を設ける部分、「リ」に貯水槽を設ける部分、「ヌ」に住宅の用途に供する部分、「ル」に老人ホーム、福祉ホームその他これらに類するも供する部分、「ル」に老人ホーム、福祉ホームその他これらに類するも
- <u>のの用途に供する部分</u>のそれぞれの床面積を記入してください。 (4) 住宅又は老人ホーム、福祉ホームその他これらに類するものについて は、7欄の「ロ」の床面積は、その地階<u>の住宅又は老人ホーム、福祉ホームその他これらに類するもの</u>の用途に供する部分の床面積から、その

- 【1. 敷地の番号】~【6. 敷地面積】 (略)
- 【7. 現に存する建築物の容積率】
- . 建築物全体】 (略
- 【ハ、エレベーターの昇降路の部分】~【ヌ、住宅の部分】

(器

- 【<u>ル</u>. 延べ面積】・【<u>フ</u>. 容積率】 (略)
- (8. その他必要な事項]・【9. 備考】 (略)

(注意)

- 1. ・2. (器)
- 3. 第二面関係

(L)

[] [2]

(翠

- 一て欄の「ロ」に建築物の地階でその天井が地盤面からの高さ1メートル以下に<u>あるものの住宅</u>の用途に供する部分、「ハ」にエレベーターの昇降路の部分、「ニ」に共同住宅の共用の廊下又は階段の用に供する部分、「ホ」に自動車庫その他の専ら自動車又は自転車の停留又は駐車のための施設(誘導車路、操車場所及び乗降場を含む。)の用途に供する部分、「へ」に専ら防災のために設ける備蓄倉庫の用途に供する部分、「ト」に蓄電池(床に据え付けるものに限る。)を設ける部分、「チ」に自家発電設備を設ける部分、「リ」に貯水槽を設ける部分、「ヌ」に住宅の用途に供する部分のそれぞれの床面積を記入してください。
- ④ 共同住宅については、7欄の「ロ」の床面積は、その地階<u>の住宅</u>の用途に供する部分の床面積から、その地階のエレベーターの昇降路の部分及び共用の廊下又は階段の用に供する部分の床面積を除いた面積としま

地階のエレベーターの昇降路の部分<u>又は共同住宅の</u>共用の廊下<u>若しくは</u>階段の用に供する部分の床面積を除いた面積とします。

(5) 築物の各階の床面積の合計にそれぞれ(1)から(5)までに定める割合を乗じ の3分の1を超える場合においては、敷地内の建築物の住宅及び老人ホ 分に応じ、敷地内の建築物の各階の床面積の合計にそれぞれ(1)から(5)ま 床面積(これらの面積が、次の(1)から(5)までに掲げる建築物の部分の区 」及び「ニ」に記入した床面積並びに「ホ」から「リ」までに記入した 敷地内の建築物の住宅及び老人ホーム、 面積は、各階の床面積の合計から「ロ」に記入した床面積(この面積が て得た面積)を除いた面積とします。 の共用の廊下若しくは階段の用に供する部分を除く。 でに定める割合を乗じて得た面積を超える場合においては、敷地内の建 供する部分を除く。 ベーターの昇降路の部分又は共同住宅の共用の廊下若しくは階段の用に <u>るもの</u>の用途に供する部分<u>(エレベーターの昇降路の部分又は共同住宅</u> 7欄の「2」の延べ面積及び「2」の容積率の算定の基礎となる延べ 福祉ホームその他これらに類するものの用途に供する部分(エレ)_の床面積の合計の3分の1の面積)の合計、 福祉ホームその他これらに類す)_の床面積の合計

(1)~(5) (路)

(略)

⑰ 6欄の「ハ」、「二」、「ヘ」及び「ト」並びに7欄の「型」は、百分率を用いてください。

第五十号の五様式 (第十条の五の五関係) (A4)

型式部材等製造者認証申請書

(累)

建築基準法第68条の11第1項 建築基準法<u>第68条の22第1項</u> (同法第88条第1項において準用する場合を

含む。)の規定による認証を受けたいので、次のとおり申請します。この申請書及び添付図書に記載の事項は、事実に相違ありません。

あり

्व

(5)

面積は、各階の床面積の合計から「ロ」に記入した床面積(この面積が 面積は、各階の床面積の合計から「ロ」に記入した床面積(この面積が 敷地内の建築物の住宅の用途に供する部分の床面積の合計の3分の1を 超える場合においては、敷地内の建築物の住宅の用途に供する部分の床 面積の合計の3分の1の面積)の合計、「ハ」及び「ニ」に記入した床 面積並びに「ホ」から「リ」までに記入した床面積(これらの面積が、 次の(1)から(5)までに掲げる建築物の部分の区分に応じ、敷地内の建築物 の各階の床面積の合計にそれぞれ(1)から(5)までに定める割合を乗じて得 た面積を超える場合においては、敷地内の建築物の各階の床面積の合計 にそれぞれ(1)から(5)までに定める割合を乗じて得た面積 とします。

(1)~(5) (器)

(路) (路)

⑦ 6欄の「ハ」、「ニ」、「へ」及び「ト」並びに7欄の「<u>ヲ</u>」は、百分率を用いてください。

第五十号の五様式(第十条の五の五関係)(A4)

型式部材等製造者認証申請書

建築基準法第68条の11第1項 建築基準法<u>第68条の23第1項</u>

含む。)の規定による認証を受けたいので、次のとおり申請します。この申請書及び添付図書に記載の事項は、事実に相違ありません。

第五十号の八様式(第十条の五の十一関係)(A4) 認証型式部材等製造者等変更届出書 (略) 建築基準法第68条の11第2項 建築基準法第68条の22第2項において準用する同法第68条の11第2項 法第88条第1項において準用する場合を含む。)で定める事項に下記のとお同法第88条第1項においてで、同法第68条の16 り変更がありましたので、同法第68条の22第2項において準用する同法第68条の16	第五十号の七様式 (第十条の五の七関係) (A4) 認証しない旨の通知書 (略) 上記による申請については、下記の理由により 建築基準法第68条の11第1 項 (同法第88条第1項において準用する場合を含む。)の規定による型式部 項 (同法第88条第1項において準用する場合を含む。)の規定による型式部 (略)	第五十号の六様式(第十条の五の七関係)(A4) 型式部材等製造者認証書 (略) 建築基準法第68条の11第1項 (同法第88条第1項において準用する場合を 建築基準法 <u>第68条の22第1項</u> 含む。)の規定に基づき、下記のとおり型式部材等製造者としての認証をす る。
第五十号の八様式(第十条の五の十一関係)(A4) 認証型式部材等製造者等変更届出書 (略) 建築基準法第68条の11第2項 建築基準法第68条の23第2項において準用する同法第68条の11第2項 法第88条第1項において準用する場合を含む。)で定める事項に下記のとお同法第88条第1項において準用する場合を含む。)で定める事項に下記のとおの変更がありましたので、同法第68条の23第2項において準用する同法第68条の16	第五十号の七様式 (第十条の五の七関係) (A4) 認証しない旨の通知書 (略) 上記による申請については、下記の理由により 建築基準法第68条の11第1項 (同法第88条第1項において準用する場合を含む。)の規定による型式部項 (同法第88条第1項において準用する場合を含む。)の規定による型式部 (略)	第五十号の六様式(第十条の五の七関係)(A4) 型式部材等製造者認証書 (略) 建築基準法第68条の11第1項 (同法第88条第1項において準用する場合を き築基準法 <u>第68条の23第1項</u> 合む。)の規定に基づき、下記のとおり型式部材等製造者としての認証をす る。

(略) 第五十号の九様式(第十条の五の十二関係)(A4) 製造事業廃止届出書 (略) 建築基準法第68条の17第1項 下記の製造の事業を廃止するので、建築基準法第68条の22第2項において 準用する同法第68条の17第1項 (同法第88条第1項において準用する場合を 含む。)の規定により、届け出ます。 (略)	(略) 第五十号の九様式 (第十条の五の十二関係) (A4) 製造事業廃止届出書 (略) 建築基準法第68条の17第1項 下記の製造の事業を廃止するので、建築基準法 <u>第68条の23第2項</u> において進用する同法第68条の17第1項 (同法第88条第1項において進用する場合を含む。)の規定により、届け出ます。 (略)
関係) (A4) 認定申請書	第五十号の十一様式(第十条の五の二十一関係)(A4) 構造方法等の認定申請書 (略)
建築基準法 下記について、建築基準法施行令 第 条 第 項第 号 の 建築基準法施行規則	建築基準法 下記について、建築基準法施行令 第 条 第 項第 号 の 建築基準法施行規則
規定による認定を受けたいので、同法 <u>第68条の25第1項</u> (同法第88条第1項 において準用する場合を含む。)の規定により、申請します。この申請書及 じ添付図書に記載の事項は、事実に相違ありません。 (略)	規定による認定を受けたいので、同法 <u>第68条の26第1項</u> (同法第88条第1項 において準用する場合を含む。)の規定により、申請します。この申請書及 び添付図書に記載の事項は、事実に相違ありません。 (略)
第五十号の十二様式(第十条の五の二十二関係)(A4) 認定書 (略)	第五十号の十二様式(第十条の五の二十二関係)(A4) 認定書 (略)
下記の構造方法等については、建築基準法 <u>第68条の25第1項</u> (同法第88条 第1項において準用する場合を含む。)の規定に基づき、建築基準法施行令 強級其準法施行令 (下記の構造方法等については、建築基準法 <u>第68条の26第1項</u> (同法第88条 建築基準法 第1項において準用する場合を含む。)の規定に基づき、建築基準法施行令

(注意) ① 申請者が法人である場合には、代表者の氏名も併せて記載してください	 認定を受けようとする構造方法又は建築材料の名称 認定を受けようとする構造方法又は建築材料の内容 備考 	記	下記について、建築基準法第38条(同法第67条の2、第67条の4及び第88条第1項において準用する場合を含む。)の規定による認定を受けたいので、同法第68条の26(同法第88条第1項において準用する場合を含む。)の規定により、申請します。この申請書及び添付図書に記載の事項は、事実に相違ありません。	申請者の住所又は 主たる事務所の所在地 申請者の氏名又は名称 印	国土交通大臣 様	特殊構造方法等認定申請書	別記第五十号の十四様式(第十条の五の二十三関係)(A4)	第 条 第 項第 号 の規定に適合するものであることを認 則 める。 (略)
							(新設)	第 条 第 項第 号 の規定に適合するものであることを認 則 める。 (略)

(注意) この認定書は、大切に保存しておいてください。	1. 認定番号2. 認定をした構造方法又は建築材料の名称3. 認定をした構造方法又は建築材料の内容	恺	下記の構造方法又は建築材料については、建築基準法第38条(同法第67条の2、第67条の4及び第88条第1項において準用する場合を含む。)の規定に基づき、下記の規定に適合するものと同等以上の効力があるものであることを認める。	申請者 様 目土交通大臣 印	別記第五十号の十五様式(第十条の五の二十四関係)(A4) 特殊構造方法等認定書	。 ② 氏名(法人の場合にあつては、代表者の氏名)の記載を自署で行う場合においては、押印を省略できます。 ③ 不要な文字は、抹消してください。 ④ 備考欄には、当該申請以外に構造方法等の認定又は特殊構造方法等認定を受けようとしている旨を記載する等所要の事項を記入してください。 ⑤ この申請書の右上に手数料の額に相当する収入印紙(消印をしていないものに限る。)を貼り付けてください。
					(新設)	

申請者 送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内であつても、処分又は決定の 処分の取消しの訴えを提起することができます(なお、この通知又は決定の 国を被告として(訴訟において国を代表する者は法務大臣となります。)、 の日から1年を経過すると異議申立てをすることができなくなります。)。 第38条 別記第五十号の十六様式 日から1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなり は、これに対する決定の送達を受けた日)の翌日から起算して6か月以内に また、この通知を受けた日(当該処分につき異議申立てをした場合において なお、この通知を受けた日の翌日から起算して60日以内であつても、処分 用する場合を含む。)の規定による認定をしないこととしましたので、通知 2 して60日以内に国土交通大臣に対して異議申立てをすることができます(上記による構造方法又は建築材料については、下記の理由により建築基準法)H 4 なお、この処分に不服があるときは、 申請年月日 当該申請に係る構造方法又は建築材料の名称 (同法第67条の2、 特殊構造方法等認定をしない旨の通知書 併 蔟 (第十条の五の二十四関係) 田 第67条の4及び第88条第1項において準 Ш この通知を受けた日の翌日から起 国土交通大臣 (A4)併 舥 耳 프 耳鱼

(理由)	
第五十一号様式(第十条の七関係)(A4) 建築基準適合判定資格者登録申請書 (略)	第五十一号様式(第十条の七関係)(A4) 建築基準適合判定資格者登録申請書 (略)
(略)	(略)
ふりがな 生年 <u>明・大・昭・平 年 月 日生</u> 性別 男 口 氏 名 月日	ふりがな 生年 <u>明・大・昭 年 月 日生</u> 性別 男 口 氏 名 月日 女 口
(略)	(略)
第五十八号様式(第十条の十二関係)(A4)	第五十八号様式(第十条の十二関係)(A4)
建築基準法第77条の39第3号に係る届出書 (<u>第77条の59第6号</u> 関係) (略)	建築基準法第77条の39第3号に係る届出書 (<u>第77条の59第5号</u> 関係) (略)
第五十九号様式(第十条の十二関係)(A 4)	第五十九号様式(第十条の十二関係)(A4)
建築基準法第77条の39第3号に係る届出書 (<u>第77条の59第7号</u> 関係) (略)	建築基準法第77条の39第3号に係る届出書 (<u>第77条の59第6号</u> 関係) (略)
第六十号の二様式(第十条の十五の四関係)(A4)	(新設)

構造計算適合判定資格者登録申請書

[記入注意] 数字は、算用数字を用い、※欄は記入せず、口のある欄は 該当する口の中にレ印を付けてください。

私は、 抄本)及 私は、	構造計算. び登記事. 下記事項	適合判項証明 が真実	保御報報を発売している。	私は、構造計算適合判定資格者の登録を受けたいので、戸籍謄本(抄本)及び登記事項証明書を添え申請します。 私は、下記事項が真実で、かつ正確であることを誓います。	が い は は に は に に に に に に に に に に に に に	声響響	**
平成	年	川	Ш	氏名(署	 <u>%</u>		! ! ! !
地方整備局長 北海道開発局長	地方整備局長 海道開発局長			爂			
ふりがな 氏 名			年明	明大昭平年 月 胜	生 性別	口备	女□
本籍							
現住所	⊣						
勤務先の名称							
勤務先の所在地	⊣						
略 歴 等							

	余 頃	欠格条		檢	
6 б	ω 4	υ	2 1	定	
・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ り ・ り ・ り ・	糖は血のある。	。 なある とのある 中 田 田 田 田 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	後見 もこれ 禁 盤 じ く は		構造計
又は木造建築士り消されたことにの消されたことにの消されたことにの消されたことにの消されたことにで懲戒免職のに存むにというを受けたことに構造計算適合性判定に構造計算適合とはありますからを終れいのなる必要を	構造計算適合判定 がありますか。 取り消されたこ 薄築十決第10条第	きまれ、 サイプを 日 日 日 日 日 日 ト	始又は に該当 上の刑 建築士	格格	算適合#
世築士の免 たことがあたことがあたことがあたことがあたことがあたことがあたことがあたさらがあたます。 は世紀の集	判別に、 対別に ない ない とっと といい はんしょく	か。 あるときは、その男 その勢行を終わり、 年月日 年月日	後見開始又は保佐開始の審判 もこれに該当するとみなされ 禁錮以上の刑に処せられたこ しくは建築士法の規定により	道 道	川定資格
築土又は木造建築土の免許を取り消されたこか。 取り消されたことがあるときは、その年月 取り消されたことがあるときは、その年月 公務員で懲戒免職の処分を受けたことがあり 処分を受けたことがあるときは、その年月 標造計算適合性判定の業務禁止処分を受け、 間中に構造計算適合判定資格者の登録の消服 たことはありますか。	構造計算適合判定資格者の登録の消影がありますか。 がありますか。 取り消されたことがあるときは、そ	その罪及び刑	後見開始又は保佐開始の審判(禁治産又は準禁 もこれに該当するとみなされます。)を受けて 禁錮以上の刑に処せられたこと又は建築基準法 しくは建築士法の規定により刑に処せられたこ	2	構造計算適合判定資格者検定に合格した時期
いない、はおいいは、これでは、これでしている。	録の消除の処分 きは、その年月 きは、その年月	作 ゆ 必 返	(禁治) ます。) と又は と又は		- A - A - A - C - A - C - A - C - C - C - C - C - C - C - C - C - C
おおれたいれるとなっている。これもなっている。これをある。これを必ずる。これは、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、	来の処分 その年よ	すること	を受い を受い 車築基対 せられた	在 忠	
1、1、1、1、1、1、1、1、1、1、1、1、1、1、1、1、1、1、1、	構造計算適合判定資格者の登録の消除の処分を受けたことがありますか。 がありますか。 取り消されたことがあるときは、その年月日 連築十法第10条第1項の規定により、一級建築十、二級連	1	(禁治産又は準禁治産の宣告 ます。)を受けていますか。 と又は建築基準法令の規定若 刑に処せられたことがありま	平成第	平成
が	あるる。なるので、	が ス 二 十	* 50 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0	1	
		月 之	いない口	月	
			á á	和 田	併

第六十号の三様式 (第十条の十五の六関係) (A4) 構造計算適合判定資格者登録証 本 籍 地 (氏 名) 登録番号 第 号	準法施行規則第10条の15の3各号のいずれがて登録を受けようとする場合には、略歴等欄に、 かに該当する職歴等を具体的に記入すること。		※登録 平成年月日 番号 年月日 受付番号	登 経 戸 登 合名 欠 剧 名 登 ※経由庁記載欄 録 由 籍 記 格 簿 格 申 簿 録 責任者 (職氏名) 手 庁 照 照 者 照 審 審 登 証 数 合 合 合 查 查 錄 発 行
(第十条の十五の六関係) (A4) 構造計算適合判定資格者登録証 本 籍 地 (氏 名) 登録番号 第 号	建築基準法施行規則第10条の15の3各号のいずれかにまる者として登録を受けようとする場合には、略歴等欄に、当まのいずれかに該当する職歴等を具体的に記入すること。	収入印紙貼付欄(消印してはならない。)	緑平成年月日※	田 籍 記 格 角 名 欠 里 名 强 超
(第十条の十五の六関係) (A4) 構造計算適合判定資格者登録証 本籍地 (氏 名) 等録番号 第 号	築基準法施行規則第10条の15の3各号のいずれかにまとして登録を受けようとする場合には、略歴等欄に、当まずれかに該当する職歴等を具体的に記入すること。	収入印紙貼付欄 (消印してはならない。)	緑平成年月日※	四 路 企 名 名 图 題 記 格 簿 路 由 路 衛
(第十条の十五の六関係) (A4) 構造計算適合判定資格者登録証 本籍地 (氏 名) 等録番号 第 号	準法施行規則第10条の15の3各号のいずれかにまて登録を受けようとする場合には、略歴等欄に、当まかに該当する職歴等を具体的に記入すること。	収入印紙貼付欄 (消印してはならない。)	緑平成年月日※	路 配 照 合 企 格 衛 的 好 解 單 年 華 有 名 無 难 数 錄 証 錄 証 幾 注 発 ,
(A4) S者登録記 X 籍 地 (氏 名) 年 月 日生	施行規則第10条の15の3各号のいずれかに 録を受けようとする場合には、略歴等欄に、当記 該当する職歴等を具体的に記入すること。	収入印紙貼付欄(消印してはならない。)	緑平成年月日※	名簿照合父格審查副申審查名簿登錄証発行
(A4) \$者發錄記 X 籍 地 (氏 名) (氏 名)	規則第10条の15の3各号のいずれかに 受けようとする場合には、略歴等欄に、当記する職歴等を具体的に記入すること。	収入印紙貼付欄 印してはならない。)	緑平成年月日※	欠格審查 副申審查名簿 登錄 登錄 避錄 証発行
(A4) \$者發錄記 X 籍 地 (氏 名) (氏 名)	第10条の15の3各号のいずれかにまようとする場合には、略歴等欄に、当記職歴等を具体的に記入すること。	(印紙貼付欄) (はならない。)	ш ж	副申審查名簿登錄登錄記錄証発行
(A4) 各者登録証 K 籍 地 (氏 名) (氏 名)	0条の15の3各号のいずれかにまとする場合には、略歴等欄に、当ま等を具体的に記入すること。	(別の) (別の) (別の) (別の) (別の) (別の) (別の) (別の)	ш ж	名簿登録登録证条行
(A4) A者登録証 K 籍 地 (氏 名) (氏 名)	の15の3各号のいずれかにまる場合には、略歴等欄に、当ま る場合には、略歴等欄に、当ま 具体的に記入すること。 	f欄	ш ж	登録証発行※
((年 月 日 生 号	5 の 3 各号のいずれかにま合には、略歴等欄に、当ま的に記入すること。		**	*
((年 月 日 生 号	3 各号のいずれかに は、略歴等欄に、当 記入すること。		※都道府県受付番号	※経由庁記載
月 (名 日 () () ()	りいずれかに誌 整等欄に、当記 ること。		号遍	
名 田 (4 年 中	でれかに請 翼に、 当請			\$ 1.7 THILL
名 田 (4 年 中	単記			(大名)
 -		ļi I		巴
	だ該当す当該各号			
(新設)				

凝	1. 淡			地方北海道		登録事項でおい	第六十号	 	平成	建築基準を受けた	
樂				地方整備局長 _殿 北海道開発局長		[に下記の ハて準用す	トの四様式 構造	 	千	建築基準法第77条の66第 録を受けたことを証する。	
 				骤		登録事項に下記のとおり変更がありましたので、建築基準法第2項において準用する同法第77条の60の規定により申請します。	第六十号の四様式(第十条の十五の六関係)(A4) 構造計算適合判定資格者登録事項変更申請書	; ; ; ; ; ; ;	Я	建築基準法第77条の66第1項の規定により、構造計算適合判定資格者の登を受けたことを証する。	
項一変	الله الله		-#			毛がありま 7条の60の)十五の六 明定資格者	北	ш	頁の規定に	
		※ ※	申請者住所		I-JI	したので、規定によっ	関係)(』登録事項	地方整備局長 北海道開発局長		より、構	
)		登録番号 第	- M	II	平成年	建築基準の申請しま	(A 4) 項変更申請書	H H		告計算適合	
更 年 月		(署 名)			Д	建築基準法第77条の66第 申請します。	-p-T	名)		`判定資格	
Ш					Ш	の66第)		者の登	
							(新設)				
								1 1 1 1 1 1 1 1 1			
								: 			
								I I			
								1 1 1 1 1 1 1 1 1			

			类	譱
で囲む)	(該当するものを○で囲む)	有・無(登録証の訂正	※ ※
	⊣।	┯	勤務先の所在地	勤務
			勤務先の名称	勤務
			籍地	*
			別	強
	⊣।	┯	所	帝
			が な A	が民

2. 変更の理由

収入印紙貼付欄

(消印してはならない。)

備考1 登録証の訂正を受けない場合には、収入印紙は、貼らないこと。 2 本籍地及び氏名の変更を申請する場合には、戸籍謄本又は戸籍

	æ <u>Ř</u>	2 生 年 月	1 共		地方整備局長 北海道開発局長	私は、このたび登録証を汚損、亡失しましたので、10条の15の6において読み替えて準用する同規則第10より、下記のとおり再交付を申請します。	第六十号の五様式(第十条の十五の六関係) 構造計算適合判定資格者登録記	抄本を添付すること。 3 登録証の訂正を受ける場合には、当記4 変更事項以外は記載しなくてもよい。
	別	ш	がな A	中請者住所 年 夕	平成 年 月 日	私は、このたび登録証を汚損、亡失しましたので、建築基準法施行規則第10条の15の6において読み替えて準用する同規則第10条の11第1項の規定により、下記のとおり再交付を申請します。	様式(第十条の十五の六関係)(A 4) 構造計算適合判定資格者登録証再交付申請書	抄本を添付すること。 登録証の訂正を受ける場合には、当該登録証を添付すること。 変更事項以外は記載しなくてもよい。
							(新設)	

年 住 用続人氏名 (署 名) 本人との続柄	地方整備局長 _殿 北海道開発局長	下記の者は、平成 年 月 日死亡いたしましたので、建築基準法第77条の66第2項において準用する同法第77条の61の規定により届け出ます。	第六十号の六様式(第十条の十五の六関係)(A 4) 構造計算適合判定資格者死亡届出書	収入印紙貼付欄 (消印してはならない。)	8 汚損又は亡失の理由(具体的に詳しく記入のこと。)	7 汚損又は亡失の年月日	6 登 錄 年 月 日	5 登 錄 番 号
		終基 9 届	(新設)					

빤	
ふり ガジな	
1	
2 生 年 月 日	
3 本 籍 地	
4 登 錄 番 号	
5 登錄年月日	
備考 戸籍謄本又は戸籍抄本を添付すること。	
第六十号の七様式(第十条の十五の六関係)(A4) 構造計算適合判定資格者に係る後見開始審判届出書	(新設)
下記の者は、平成 年 月 日後見開始審判を受けましたので	
、建築基準法第77条の66第2項において準用する同法第77条の61の規定により届け出ます。	
平成 年 月 日	
成年後見人又は保佐人	
╗	
(

平成 年 月 日 地方整備局長 北海道開発局長	第六十号の八様式(第十条の十五の六関係)(A4) 建築基準法第77条の66第2項において準用する 同法第77条の61第3号に係る届出書 (第77条の66第2項において準用する第77条の59第3号関係) 私はこのたび、禁錮以上の刑に処せられ、又は建築基準法令の規定若 しくは建築士法の規定により刑に処せられたので、建築基準法第77条の 66第2項において準用する同法第77条の61の規定により、下記のとおり 届け出ます。	記 1 氏 名 2 生 年 月 日 3 本 籍 地 4 登 録 番 号 5 登 録 年 月 日 備考 登記事項証明書を添付すること。
	(新設)	

\$r 5	—————————————————————————————————————	第六十- 利は 77条の6 とおり	2000年 医建分型 医生物 医甲基甲状腺 医生物
	地方整備局長殿北海道開発局長	第六十号の十様式(第十条の十五の六関係)(A4) 建築基準法第77条の66第2項において準用する 同法第77条の61第3号に係る届出書 (第77条の66第2項において準用する第77条の59第7号関 私はこのたび、公務員で懲戒免職の処分を受けたので、建築基準法第77条の66第2項において準用する同法第77条の61の規定により、下記のとおり届け出ます。	在
かな	数	泉式(第十条の十五の六関係)(A4) 建築基準法第77条の66第2項において準用する 同法第77条の61第3号に係る届出書 (第77条の66第2項において準用する第77条の59第7号関係) バ、公務員で懲戒免職の処分を受けたので、建築基準法第 領において準用する同法第77条の61の規定により、下記の ミす。	籍 地 男 年 月 日 日 年 月 日 日 日 日 日 日 日 日 日 計 さ わ た 計 土 免 許 生 免 許 の 種別 と の ま み か み か み か り り り り り り り り り り り り り り
	#	第十条の十五の六関係)(A4) 長準法第77条の66第2項において準月 同法第77条の61第3号に係る届出書 条の66第2項において準用する第77 務員で懲戒免職の処分を受けたので いて準用する同法第77条の61の規定	
	申請者住所 〒	関係)(A 第 2 項にお 3 号に係る ハて準用す に分を受け 第77条の6	
	坂 年 後 4	(A4) (A4) 系る届出書 系る第17条 明する第77条 受けたので、 の61の規定に	
	民	する :の59第7 建築基準	
	ш	明 法 誤 (
		(新設)	

年 録録成受 号 コン 方道 年年 録録免け の の下 整開 年 離た 十 た記 備発 用 毎日の年・一 ひの 同同 月 毎月の年・一 以の 同同 月 月 毎 ・ン ・ショ 長 長 横 ・ シュ 長 長 長 横 ・ シュ 長 長	ω 4	2	1						1.1			R,		徭	I I	7	6	<u>ي</u>	4	ω	2	_
(A4) 除申請書 録を消除したいので、登録証 平成 年 月 日 平成 年 月 日	14 本	#	氏	\$					北海	去		私添はえ		六 十	P.	數	澎	滋	\forall	袹	1	K
(A4) 除申請書 録を消除したいので、登録証 平成 年 月 日 平成 年 月 日				C					道開	方整		6 F		号の	受け							
(A4) 除申請書 録を消除したいので、登録証 平成 年 月 日 平成 年 月 日	解								発局:	備同:		たび、割の	~	+	た年	殿の	年月		離			
(A4) 除申請書 録を消除したいので、登録証 平成 年 月 日 平成 年 月 日	型 津	Ш	₩	がな					AM Š	馬		、 を を を を	構造詞	様式	月日	処分			去	別	Ш	7
(教 設)				<i>'</i>	빤		申請者住所	⊣	,	XT-	平成 年 月	E資格者の登録を消除したいので 、	5計算適合判定資格者登録消除申請書 			}			I 立			
														(新設)								
															! ! ! ! !							
															1 1 1 1 1 1							
															1 1 1 1 1							
															; ; ; ; ;							
															! !							

(第三 耐火建築物等】 耐火建築物 □準耐火建築物 (A 度耐火建築物 (ロ一1) □準面	【2. 延べ面積】・【2. 延べ面積の甲請区域の面積に対する割合】 (略) 	世	(第二面) 地名地番】~【10. 建築面積】 (略)	第六十一号様式(第十条の十六関係)(A4) 認定申請書 (略)	5 登 録 番 号 6 登録年月日 7 消 除 理 由
耐火建築物】	【 <u>2</u> 2. 丝べ面積】・【 <u>2</u> . 丝べ面積の甲請区域の面積に対する割合】 (略) 	博】 物全体】 の住宅の ベーター。	(第二面) . 地名地番】~【10. 建築面積】 (略)	第六十一号様式(第十条の十六関係)(A4) 認定申請書 (第一面)	

(悪

(注意)

1. · 2.

(悪

- 3. 第二面関係
- ①~(3) (路)
- 降路の部分、「ニ」に共同住宅の共用の廊下又は階段の用に供する部分 高さ1メートル以下にあるものの住宅又は老人ホーム、福祉ホームその 内においては、11欄の「ロ」に建築物の地階でその天井が地盤面からの の規定に基づく条例により建築物の容積率の最高限度が定められた区域 らに類するものの用途に供する部分のそれぞれの床面積を記入してくだ 住宅の用途に供する部分、 部分、「〜」に専ら防災のために設ける備蓄倉庫の用途に供する部分、 <u>他これらに類するもの</u>の用途に供する部分、「ハ」にエレベーターの昇 に自家発電設備を設ける部分、 ための施設(誘導車路、操車場所及び乗降場を含む。)の用途に供する 「ト」に蓄電池 都市計画区域内、準都市計画区域内及び建築基準法第68条の9第1項 「ホ」に自動車車庫その他の専ら自動車又は自転車の停留又は駐車の (床に据え付けるものに限る。)を設ける部分、「チ」 「ル」に老人ホーム、福祉ホームその他これ 「リ」に貯水槽を設ける部分、「ヌ」に
- (6) 住宅又は老人ホーム、福祉ホームその他これらに類するものについては、11欄の「ロ」の床面積は、その地階<u>の住宅又は老人ホーム、福祉ホームその他これらに類するもの</u>の用途に供する部分の床面積から、その地階のエレベーターの昇降路の部分<u>又は共同住宅の</u>共用の廊下<u>若しくは</u>階段の用に供する部分の床面積を除いた面積とします。
- (1) 11欄の「<u>フ</u>」及び「<u>フ</u>」の延べ面積は、申請区域内の建築物の各階の 床面積の合計から「ロ」に記入した敷地ごとの床面積(この面積が敷地 内の建築物の住宅及び老人ホーム、福祉ホームその他これらに類するも <u>の</u>の用途に供する部分<u>(エレベーターの昇降路の部分又は共同住宅の共</u> <u>用の廊下若しくは階段の用に供する部分を除く。)</u>の床面積の合計の3

認

(注意)

1. · 2. (略)

3. 第二面関係

器

- 都市計画区域内、準都市計画区域内及び建築基準法第68条の9第1項の規定に基づく条例により建築物の容積率の最高限度が定められた区域内においては、11欄の「ロ」に建築物の密積率の最高限度が定められた区域方においては、11欄の「ロ」に建築物の地階でその天井が地盤面からの高さ1メートル以下に<u>あるものの住宅</u>の用途に供する部分、「ハ」にエレベーターの昇降路の部分、「ニ」に共同住宅の共用の廊下又は階段の用に供する部分、「ホ」に自動車車庫その他の専ら自動車又は自転車の停留又は駐車のための施設(誘導車路、操車場所及び乗降場を含む。)の用途に供する部分、「へ」に専ら防災のために設ける備蓄倉庫の用途に供する部分、「ト」に蓄電池(床に据え付けるものに限る。)を設ける部分、「チ」に自家発電設備を設ける部分、「リ」に貯水槽を設ける部分、「ヌ」に住宅の用途に供する部分のそれぞれの床面積を記入してください。
- 共同住宅については、11欄の「ロ」の床面積は、その地階<u>の住宅</u>の用途に供する部分の床面積から、その地階のエレベーターの昇降路の部分及び共用の廊下<u>又は</u>階段の用に供する部分の床面積を除いた面積とします。

5

11欄の「<u>ル</u>」及び「<u>ヲ</u>」の延べ面積は、申請区域内の建築物の各階の 床面積の合計から「ロ」に記入した敷地ごとの床面積(この面積が敷地 内の建築物の<u>住宅</u>の用途に供する部分の床面積の合計の3分の1を超え る場合においては、敷地内の建築物の<u>住宅</u>の用途に供する部分の床面積 の合計の3分の1の面積)の合計、「ハ」及び「ニ」の合計欄に記入し

6

分の1を超える場合においては、敷地内の建築物の<u>住宅及び老人ホーム</u>、福祉ホームその他これらに類するものの用途に供する部分(エレベーターの昇降路の部分又は共同住宅の共用の廊下若しくは階段の用に供する部分で「ニ」の昇降路の部分又は共同住宅の共用の廊下若しくは階段の用に供する部分で「ニ」の合計欄に記入した床面積の合計の3分の1の面積)の合計、「ハ」及び「ニ」の合計欄に記入した床面積(これらの面積が、次の(1)から(5)までに掲げる建築物の部分の区分に応じ、敷地内の建築物の各階の床面積の合計にそれぞれ(1)から(5)までに定める割合を乗じて得た面積を超える場合においては、敷地内の建築物の各階の床面積の合計にそれぞれ(1)から(5)までに定める割合を乗じて得た面積)を除いた面積とします。また、建築基準法第52条第12項の規定を適用する場合においては、「フ」の申請区域の面積は、7欄「ホ」(2)によることとします。

(1)~(5) (路)

(野) (野)

② 7欄の「ハ」、「二」、「へ」及び「ト」、10欄の「ロ」並びに11欄の「ワ」は、百分率を用いてください。

1. 第三面関係

①~④ (器)

(5) 4欄は、「耐火建築物」、「準耐火建築物(イー1)」(建築基準法第2条第9号の3イに規定する準耐火建築物で、同法施行令<u>第129条の2の3第1項第1号口</u>に掲げる技術的基準に適合するものをいう。)、「準耐火建築物(イー2)」(同法第2条第9号の3イに規定する準耐火建築物(準耐火建築物(ロー1)」(同令第109条の3第1号に掲げる技術的基準に適合する準耐火建築物(ロー2)」(同条第2号に掲げる技術的基準に適合する準耐火建築物(ロー2)」(同条第2号に掲げる技術的基準に適合する準耐火建築物(ロー2)、「耐火構造建築物」(同法第27条第1項の規定に適合する特殊建築物(特定避難時間倒壊等防止建築物を除く。)をいう。)、「特定避難時間倒壊等防止建築物を除く。)をいう。)、「特定避難時間倒壊等防止建築物を除く。)をいう。)、「特定避難時間倒壊等防止運築物を除く。)をいう。)、「特定避難時間倒壊等防止運築物を除く。)をいう。)、「特定避難時間倒壊等防止運築物を除く。)をいう。)、「特定避難時間倒壊等防止運築物を除く。)をいう。)、「特定避難時間倒壊等防止運業物を除く。)をいう。)、「特定避難時間倒壊等防止運業物を除く。)をいう。)、「特定避難時間倒壊等防止運業物を除く。)をいう。)、「特定避難時間倒壊等防止運業物を除く。)をいう。)、「特定避難時間倒壊等防止運業的を除く。)をいう。)、「特定避難時間倒壊等防止運業的を除く。)をいう。)、「特定避難時間倒速等防止運業的を除く。)をいう。)、「特定避難時間回域を対してくれるのできませる。

た床面積並びに「ホ」から「リ」までの合計欄に記入した床面積(これらの面積が、次の(1)から(5)までに掲げる建築物の部分の区分に応じ、敷地内の建築物の各階の床面積の合計にそれぞれ(1)から(5)までに定める割合を乗じて得た面積を超える場合においては、敷地内の建築物の各階の床面積の合計にそれぞれ(1)から(5)までに定める割合を乗じて得た面積)を除いた面積とします。また、建築基準法第52条第12項の規定を適用する場合においては、「<u>ヲ</u>」の申請区域の面積は、7欄「ホ」(2)によることとします。

(1)~(5) (器)

即~(19) (器)

) 7欄の「ハ」、「ニ」、「へ」及び「ト」、10欄の「ロ」並びに11 の「<u>ヲ</u>」は、百分率を用いてください。

4. 第三面関係

①~④ (器)

⑤ 4欄は、「耐火建築物」、「準耐火建築物(イー1)」(建築基準法第2条第9号の3イに規定する準耐火建築物で、同法施行令<u>第115条の2の2第1項第1号</u>に掲げる技術的基準に適合するものをいう。)、「準耐火建築物(イー2)」(同法第2条第9号の3イに規定する準耐火建築物(準耐火建築物(イー1)に該当するものを除く。)をいう。)、「準耐火建築物(ロー1)」(同令第109条の3第1号に掲げる技術的基準に適合する準耐火建築物(ロー2)」(同条第2号に掲げる技術的基準に適合する準耐火建築物をいう。)又は「その他」のうち該当する<u>ものを記入し</u>てください。

(注意)	【12. 用途地域】~【19. 備考】 (略) (第三面) (略) 【4. 耐火建築物等】 □耐火建築物(ロー1) □準耐火建築物(ロー2) □準耐火建築物(ロー2) □準耐火建築物(ロー2) □ 耐火構造建築物 □特定避難時間倒壊等防止建築物 □その他 (略)	()()()()()()()()()()()()()(の部分】 (略) 【ハ・エレベーターの昇降路の部分】~【ヌ・住宅の部分】 (略) 【ル・老人ホーム、福祉ホームその他これらに類するものの部分】	【11. 延べ面積】 (合計) (合計 (合計) (合計) (イ. 建築物全体】 (略) (本語) (和語	(略) (第二面) 【1. 地名地番】~【10. 建築面積】 (略)	第六十一号の二様式(第十条の十六関係)(A4) 許可申請書 (第一面)	⑥ (略)
(注意)	【12. 用途地域】~【19. 備考】 (略) (第三面) (略) (4. 耐火建築物】	- 【 <u>ル</u> . 延べ面積】・【 <u>ヲ</u> . 延べ面積の申請区域の面積に対する割合】 略)	【ハ、エレベーターの昇降路の部分】~【ヌ、住宅の部分】 (略)	【11. 延べ面積】 (合計 【イ. 建築物全体】 (略) 【ロ. 地階の住宅の部分】 (略)	(略) (第二面) 【1. 地名地番】~【10. 建築面積】 (略)	第六十一号の二様式(第十条の十六関係)(A4) 許可申請書 (第一面)	⑥ (略)

. . 7. (順)

3. 第二面関係 (略)

- の規定に基づく条例により建築物の容積率の最高限度が定められた区域 降路の部分、「ニ」に共同住宅の共用の廊下又は階段の用に供する部分 内においては、11欄の「ロ」に建築物の地階でその天井が地盤面からの らに類するものの用途に供する部分のそれぞれの床面積を記入してくだ 住宅の用途に供する部分、 部分、「〜」に専ら防災のために設ける備蓄倉庫の用途に供する部分、 ための施設(誘導車路、操車場所及び乗降場を含む。)の用途に供する 高さ1メートル以下に<u>あるものの住宅又は老人ホーム、</u> に自家発電設備を設ける部分、「リ」に貯水槽を設ける部分、「ヌ」に <u>他これらに類するもの</u>の用途に供する部分、「ハ」にエレベーターの昇 「ト」に蓄電池 都市計画区域内、準都市計画区域内及び建築基準法第68条の9第1項 「ホ」に自動車車庫その他の専ら自動車又は自転車の停留又は駐車の (床に据え付けるものに限る。)を設ける部分、「チ」 「ル」に老人ホーム、福祉ホームその他これ 福祉ホームその
- (6) 住宅又は老人ホーム、福祉ホームその他これらに類するものについては、11欄の「ロ」の床面積は、その地階<u>の住宅又は老人ホーム、福祉ホームその他これらに類するもの</u>の用途に供する部分の床面積から、その地階のエレベーターの昇降路の部分<u>又は共同住宅の</u>共用の廊下<u>若しくは</u>階段の用に供する部分の床面積を除いた面積とします。
- ⑩ 11欄の「<u>ヲ</u>」及び「<u>フ</u>」の延べ面積は、申請区域内の建築物の各階の 床面積の合計から「ロ」に記入した敷地ごとの床面積(この面積が敷地 内の建築物の<u>住宅及び老人ホーム、福祉ホームその他これらに類するも</u> <u>の</u>の用途に供する部分<u>(エレベーターの昇降路の部分又は共同住宅の共</u> 用の廊下若しくは階段の用に供する部分を除く。)の床面積の合計の 3 分の1を超える場合においては、敷地内の建築物の<u>住宅及び老人ホーム</u> 、福祉ホームその他これらに類するものの用途に供する部分 (エレベー ターの昇降路の部分又は共同住宅の共用の廊下若しくは階段の用に供す

... 2. (略)

3. 第二面関係

①~(3) (器)

4

- 都市計画区域内、準都市計画区域内及び建築基準法第68条の9第1項の規定に基づく条例により建築物の容積率の最高限度が定められた区域内においては、11欄の「ロ」に建築物の密積率の最高限度が定められた区域内においては、11欄の「ロ」に建築物の地階でその天井が地盤面からの高さ1メートル以下に<u>あるものの住宅</u>の用途に供する部分、「ハ」にエレベーターの昇降路の部分、「ニ」に共同住宅の共用の廊下又は階段の用に供する部分、「ホ」に自動車車庫その他の専ら自動車又は自転車の停留又は駐車のための施設(誘導車路、操車場所及び乗降場を含む。)の用途に供する部分、「小」に専ら防災のために設ける備蓄倉庫の用途に供する部分、「ト」に書家発電設備を設ける部分、「リ」に貯水槽を設ける部分、「メ」に住宅の用途に供する部分のそれぞれの床面積を記入してください。
- <u>共同住宅</u>については、11欄の「ロ」の床面積は、その地階<u>の住宅</u>の用途に供する部分の床面積から、その地階のエレベーターの昇降路の部分及び共用の廊下又は階段の用に供する部分の床面積を除いた面積とします。

(5)

⑩ 11欄の「<u>ル</u>」及び「<u>ヲ</u>」の延べ面積は、申請区域内の建築物の各階の 床面積の合計から「ロ」に記入した敷地ごとの床面積(この面積が敷地 内の建築物の<u>住宅</u>の用途に供する部分の床面積の合計の 3 分の 1 を超え る場合においては、敷地内の建築物の<u>住宅</u>の用途に供する部分の床面積 の合計の 3 分の 1 の面積)の合計、「ハ」及び「ニ」の合計欄に記入し た床面積並びに「ホ」から「リ」までの合計欄に記入した床面積(これ らの面積が、次の(1)から(5)までに掲げる建築物の部分の区分に応じ、敷 地内の建築物の各階の床面積の合計にそれぞれ(1)から(5)までに定める割

<u>る部分を除く。)</u>の床面積の合計の3分の1の面積)の合計、「ハ」及び「二」の合計欄に記入した床面積並びに「ホ」から「リ」までの合計欄に記入した床面積(これらの面積が、次の(1)から(5)までに掲げる建築物の部分の区分に応じ、敷地内の建築物の各階の床面積の合計にそれぞれ(1)から(5)までに定める割合を乗じて得た面積を超える場合においては、敷地内の建築物の各階の床面積の合計にそれぞ、敷地内の建築物の各階の床面積の合計にそれぞる割合を乗じて得た面積)を除いた面積とします。また、建築基準法第52条第12項の規定を適用する場合においては、「<u>フ</u>」の申請区域の面積は、7欄「ホ」(2)によることとします。

(1)~(5) (累)

② 7欄の「ハ」、「二」、「へ」及び「ト」、10欄の「ロ」並びに11欄の「ワ」は、百分率を用いてください。

: 第三面関係

①~④ (器)

③ 4欄は、「耐火建築物」、「準耐火建築物(イー1)」(建築基準法第2条第9号の3イに規定する準耐火建築物で、同法施行令<u>第129条の2の3第1項第1号ロ</u>に掲げる技術的基準に適合するものをいう。)、「準耐火建築物(イー2)」(同法第2条第9号の3イに規定する準耐

火建築物(準耐火建築物(イー1)に該当するものを除く。)をいう。)、「準耐火建築物(ロー1)」(同令第109条の3第1号に掲げる技術的基準に適合する準耐火建築物をいう。)、「準耐火建築物をいう。)」(同条第2号に掲げる技術的基準に適合する準耐火建築物をいう。

)、「耐火構造建築物」(同法第27条第1項の規定に適合する特殊建築物(特定避難時間倒壊等防止建築物を除く。)をいう。)、「特定避難時間倒壊等防止建築物を除く。)をいう。)、「特定避難時間倒壊等防止建築物」又は「その他」のうち該当するチェックボックス全てに「レ」マークを入れてください。

⑥ (器)

合を乗じて得た面積を超える場合においては、敷地内の建築物の各階の床面積の合計にそれぞれ(1)から(5)までに定める割合を乗じて得た面積)を除いた面積とします。また、建築基準法第52条第12項の規定を適用する場合においては、「ル」の申請区域の面積は、7欄「ホ」(2)によることとします。

(1)~(5) (器

17)~19 (略)

② 7欄の「ハ」、「二」、「へ」及び「ト」、10欄の「ロ」並びに11欄の「<u>ラ</u>」は、百分率を用いてください。

· 第三面関係

①~④ (略)

⑤ 4欄は、「耐火建築物」、「準耐火建築物(イー1)」(建築基準法第2条第9号の3イに規定する準耐火建築物で、同法施行令<u>第115条の2の2第1項第1号</u>に掲げる技術的基準に適合するものをいう。)、「準耐火建築物(イー2)」(同法第2条第9号の3イに規定する準耐火建築物(準耐火建築物(イー1)に該当するものを除く。)をいう。)、「準耐火建築物(ロー1)」(同令第109条の3第1号に掲げる技術的基準に適合する準耐火建築物をいう。)、「準耐火建築物(ロー2)」(同条第2号に掲げる技術的基準に適合する準耐火建築物をいう。)又は「その他」のうち該当する<u>ものを記入し</u>てください。

⑥ (器)

(注意) 1. · 2. (略) 3. 第二面関係 ①~⑭ (略)	(第三面) 【4. 耐火建築物等】 □耐火建築物 □準耐火建築物(イー1) □準耐火建築物(イー2) □準耐火建築物(ロー1) □準耐火建築物(ロー2) □耐火構造建築 物 □特定避難時間倒壊等防止建築物 □その他 (略)	【12. 建築物の数】~【14. 備考】 (略)	【ロ. 地階の住宅又は老人ホーム、福祉ホームその他これらに類するものの部分】 (略) 【ハ. エレベーターの昇降路の部分】~【ヌ. 住宅の部分】 (略) 【ル. 老人ホーム、福祉ホームその他これらに類するものの部分】 【翌. 延べ面積】・【☑. 容積率】 (略)	【11. 延べ面積】 【イ. 建築物全体】 (略)	(第二面) (第二面) (第二面) (第二面) (第二面) (第二面) (略) (略) (略) (略) (略) (略) (略) (略) (略) (略	第六十五号様式(第十条の二十一関係) (A4) 第二十一関係) (A4) 認定取消申請書 (第一面) (第一面) (略)
(注意) 1. · 2. (略) 3. 第二面関係 ①~⑭ (略)	(略) 【4. 耐火建築物】	【12. 建築物の数】~【14. 備考】 (略)	【ロ. 地階の住宅の部分】(略) 【ハ. エレベーターの昇降路の部分】~【ヌ.住宅の部分】 (略) 【止. 延べ面積】・【 <u>ヲ</u> . 容積率】 (略)	【11. 延べ面積】 (略)	(第二面) 【1.敷地の番号】~【10.建築面積】 (略)	第六十五号様式(第十条の二十一関係) (A4) 認定取消申請書 (第一面) (略)

- (5) 内においては、11欄の「ロ」に建築物の地階でその天井が地盤面からの の規定に基づく条例により建築物の容積率の最高限度が定められた区域 降路の部分、「二」に共同住宅の共用の廊下又は階段の用に供する部分 住宅の用途に供する部分」 部分、「〜」に専ら防災のために設ける備蓄倉庫の用途に供する部分、 高さ1メートル以下に<u>あるものの住宅又は老人ホーム、</u> らに類するものの用途に供する部分のそれぞれの床面積を記入してくだ に自家発電設備を設ける部分、「リ」に貯水槽を設ける部分、「ヌ」に <u>他これらに類するもの</u>の用途に供する部分、「ハ」にエレベーターの昇 「ト」に蓄電池 「ホ」に自動車車庫その他の専ら自動車又は自転車の停留又は駐車の 都市計画区域内、準都市計画区域内及び建築基準法第68条の9第1項 (誘導車路、操車場所及び乗降場を含む。) の用途に供する (床に据え付けるものに限る。)を設ける部分、「チ」 「ル」に老人ホーム、福祉ホームその他これ 福祉ホームその
- (® 住宅又は老人ホーム、福祉ホームその他これらに類するものについては、11欄の「ロ」の床面積は、その地階<u>の住宅又は老人ホーム、福祉ホームその他これらに類するもの</u>の用途に供する部分の床面積から、その地階のエレベーターの昇降路の部分<u>又は共同住宅の</u>共用の廊下<u>若しくは</u>階段の用に供する部分の床面積を除いた面積とします。
- ② 11欄の「三」の延べ面積及び「三」の容積率の算定の基礎となる延べ面積は、各階の床面積の合計から「ロ」に記入した床面積(この面積が敷地内の建築物の住宅及び老人ホーム、福祉ホームその他これらに類するものの用途に供する部分(エレベーターの昇降路の部分又は共同住宅の出用の原下若しくは階段の用に供する部分を除く。)の床面積の合計の3分の1を超える場合においては、敷地内の建築物の住宅及び老人ホーム、福祉ホームその他これらに類するものの用途に供する部分(エレベーターの昇降路の部分又は共同住宅の共用の原下若しくは階段の用に供する部分の1の面積)、「ハ」及び「ニ」に記入した床面積がでに「ホ」から「リ」までに記入した床面積(これらの面積が、次の(1)から(5)までに掲げる建築物の部分の区分に応

- (5) の用途に供する部分、「へ」に専ら防災のために設ける備蓄倉庫の用途 高さ1メートル以下に<u>あるものの住宅</u>の用途に供する部分、「ハ」にエ 内においては、11欄の「ロ」に建築物の地階でその天井が地盤面からの の規定に基づく条例により建築物の容積率の最高限度が定められた区域 へがない。 る部分、「チ」に自家発電設備を設ける部分、 に供する部分、「ト」に蓄電池 停留又は駐車のための施設(誘導車路、操車場所及び乗降場を含む。) 用に供する部分、「ホ」に自動車車庫その他の専ら自動車又は自転車の フベーターの昇降路の部分、 都市計画区域内、準都市計画区域内及び建築基準法第68条の9第1項 「ヌ」に住宅の用途に供する部分のそれぞれの床面積を記入して 一二」に共同住宅の共用の廊下又は階段の (床に据え付けるものに限る。) を設け 一リ」に貯水槽を設ける
- 共同住宅については、11欄の「ロ」の床面積は、その地階<u>の住宅</u>の用途に供する部分の床面積から、その地階のエレベーターの昇降路の部分及び共用の廊下<u>又は</u>階段の用に供する部分の床面積を除いた面積とします。

6

⑩ 11欄の「<u>ル</u>」の延べ面積及び「<u>フ</u>」の容積率の算定の基礎となる延べ面積は、各階の床面積の合計から「ロ」に記入した床面積(この面積が敷地内の建築物の<u>住宅</u>の用途に供する部分の床面積の合計の3分の1を超える場合においては、敷地内の建築物の住宅の用途に供する部分の床面積の合計の3分の1の面積)、「ハ」及び「二」に記入した床面積並びに「ホ」から「リ」までに記入した床面積(これらの面積が、次の(1)から(5)までに掲げる建築物の部分の区分に応じ、敷地内の建築物の各階の床面積の合計にそれぞれ(1)から(5)までに定める割合を乗じて得た面積を超える場合においては、敷地内の建築物の各階の床面積の合計にそれぞれ(1)から(5)までに定める割合を乗じて得た面積を超える場合においては、敷地内の建築物の各階の床面積とします。また、建築基準法第52条第12項の規定を適用する場合においては、

面積)を除いた面積とします。また、建築基準法第52条第12項の規定を める割合を乗じて得た面積を超える場合においては、敷地内の建築物の は、8欄「ホ」(2)によることとします。 適用する場合においては、「<u>ワ</u>」の容積率の算定の基礎となる敷地面積 各階の床面積の合計にそれぞれ(1)から(5)までに定める割合を乗じて得た じ、敷地内の建築物の各階の床面積の合計にそれぞれ(1)から(5)までに定

 $(1) \sim (5)$

- の「2」は、百分率を用いてください。 8 欄の「ハ」、「ニ」、「〜」及び「ト」、<math>10 欄の「ロ」並びに<math>11 欄
- 第三面関係
- ①~③ (器)
- 第2条第9号の3イに規定する準耐火建築物で、同法施行令第129条の <u>時間倒壊等防止建築物」</u>又は「その他」のうち該当する<u>チェックボック</u> 火建築物(準耐火建築物(イー1)に該当するものを除く。)をいう。 203第1項第1号ロに掲げる技術的基準に適合するものをいう。)、 術的基準に適合する準耐火建築物をいう。)、「準耐火建築物(ロー2 ・、「準耐火建築物(ロー1)」(同令第109条の3第1号に掲げる技 4欄は、「耐火建築物」、「準耐火建築物(イー1)」(建築基準法 「準耐火建築物(イー2)」(同法第2条第9号の3イに規定する準耐 (特定避難時間倒壊等防止建築物を除く。)をいう。)、 (同条第2号に掲げる技術的基準に適合する準耐火建築物をいう。 「耐火構造建築物」(同法第27条第1項の規定に適合する特殊建築 「特定避難

5 · 6

ス全てに「レ」マークを入れてください。

第六十五号の二様式(第十条の二十一関係)

許可取消申請書

(第一面)

(器)

ととします。 「<u>ヲ</u>」の容積率の算定の基礎となる敷地面積は、 8襴 「ホ」(2)によるこ

 $(1) \sim (5)$

- \otimes 8欄の「ハ」、「ニ」、 「〜」及び「ト」、10欄の「ロ」並びに11欄
- 第三面関係
- (-) (3)
- 」(同条第2号に掲げる技術的基準に適合する準耐火建築物をいう。) 的基準に適合する準耐火建築物をいう。)、「準耐火建築物(ロー2) 、「準耐火建築物(ロー1)」(同令第109条の3第1号に掲げる技術 又は「その他」のうち該当する<u>ものを記入し</u>てください。 建築物(準耐火建築物(イー1)に該当するものを除く。)をいう。) 準耐火建築物(イー2)」(同法第2条第9号の3イに規定する準耐火 第2条第9号の3イに規定する準耐火建築物で、同法施行令<u>第115条の</u> <u>2の2第1項第1号</u>に掲げる技術的基準に適合するものをいう。)、 4欄は、「耐火建築物」、 「準耐火建築物(イー1)」(建築基準法

5· 6 (瑟

第六十五号の二様式(第十条の二十一関係) (A4)

許可取消申請書

(第一面)

(器)

敷地の番号】~ 10.建築面積】 (第二面) (器) 【1. 敷地の番号】~【10. 建築面積】 (第二面) (晃

延べ面積】

【イ. 建築物全体】 (器)

【ロ・地階の住宅又は老人ホーム、 の部分 (悪) 福祉ホームその他これらに類するもの

【ハ.エレベーターの昇降路の部分】~【ヌ.住宅の部分】 (翠)

老人ホーム、 福祉ホームその他これらに類するものの部分】

延べ面積】・ IJ. 容積率】 (器)

建築物の数】~ [14. 備光】 (器)

12.

(第三面)

□準耐火建築物(□一1) 口耐火建築物 耐火建築物等 □準耐火建築物(イ―1) □準耐火建築物(□-2) □準耐火建築物(イ−2) □耐火構造建築

□特定避難時間倒壊等防止建築物 口やの何

(注意)

 $1. \cdot 2.$ (瑟

3. 第二面関係

①~① (器)

の規定に基づく条例により建築物の容積率の最高限度が定められた区域 高さ1メートル以下にあるものの住宅又は老人ホーム、福祉ホームその 内においては、11欄の「ロ」に建築物の地階でその天井が地盤面からの <u>他これらに類するもの</u>の用途に供する部分、「ハ」にエレベーターの昇 都市計画区域内、準都市計画区域内及び建築基準法第68条の9第1項

延べ面積]

<u>,</u> 建築物全体】

【ロ・地階の住宅の部分】 (器)

> エレベーターの昇降路の部分】~【又. 住宅の部分】 (器)

77. 延べ面積】・ . | | 容積率】 (器)

建築物の数】~ 14. 備光】 (翠

12.

(第三面)

器4 耐火建築物】

(注意)

1. · 2. (瑟

ω • 第二面関係

(器)

レベーターの昇降路の部分、 高さ1メートル以下に<u>あるものの住宅</u>の用途に供する部分、「ハ」にエ の規定に基づく条例により建築物の容積率の最高限度が定められた区域 内においては、11欄の「ロ」に建築物の地階でその天井が地盤面からの 都市計画区域内、準都市計画区域内及び建築基準法第68条の9第1項 「ニ」に共同住宅の共用の廊下又は階段の

- (® 住宅又は老人ホーム、福祉ホームその他これらに類するものについては、11欄の「ロ」の床面積は、その地階<u>の住宅又は老人ホーム、福祉ホームその他これらに類するもの</u>の用途に供する部分の床面積から、その地階のエレベーターの昇降路の部分<u>又は共同住宅の</u>共用の廊下<u>若しくは</u>階段の用に供する部分の床面積を除いた面積とします。
- (5) 適用する場合においては、「ワ」の容積率の算定の基礎となる敷地面積 面積)を除いた面積とします。また、建築基準法第52条第12項の規定を める割合を乗じて得た面積を超える場合においては、敷地内の建築物の の3分の1を超える場合においては、敷地内の建築物の住宅及び老人ホ の共用の廊下若しくは階段の用に供する部分を除く。)_の床面積の合計 敷地内の建築物の住宅及び老人ホーム、 面積は、各階の床面積の合計から「ロ」に記入した床面積(この面積が 各階の床面積の合計にそれぞれ(1)から(5)までに定める割合を乗じて得た ベーターの昇降路の部分又は共同住宅の共用の廊下若しくは階段の用に <u>るもの</u>の用途に供する部分<u>(エレベーターの昇降路の部分又は共同住宅</u> じ、敷地内の建築物の各階の床面積の合計にそれぞれ(1)から(5)までに定 <u>供する部分を除く。)</u>の床面積の合計の3分の1の面積)、「ハ」及び <u>ーム、福祉ホームその他これらに類するもの</u>の用途に供する部分<u>(エレ</u> $11欄の「<math>\overline{2}$ 」の延べ面積及び「 $\overline{2}$ 」の容積率の算定の基礎となる延べ (これらの面積が、次の(1)から(5)までに掲げる建築物の部分の区分に応 「ニ」に記入した床面積並びに「ホ」から「リ」までに記入した床面積 福祉ホームその他これらに類す

用に供する部分、「ホ」に自動車車庫その他の専ら自動車又は自転車の停留又は駐車のための施設(誘導車路、操車場所及び乗降場を含む。)の用途に供する部分、「へ」に専ら防災のために設ける備蓄倉庫の用途に供する部分、「ト」に蓄電池(床に据え付けるものに限る。)を設ける部分、「チ」に自家発電設備を設ける部分、「リ」に貯水槽を設ける部分、「ヌ」に住宅の用途に供する部分のそれぞれの床面積を記入してください。

<u>共同住宅</u>については、11欄の「ロ」の床面積は、その地階<u>の住宅</u>の用途に供する部分の床面積から、その地階のエレベーターの昇降路の部分 及び共用の廊下<u>又は</u>階段の用に供する部分の床面積を除いた面積とします。

6

① 11欄の「<u>ル</u>」の延べ面積及び「<u>ヲ</u>」の容積率の算定の基礎となる延べ面積は、各階の床面積の合計から「ロ」に記入した床面積(この面積が敷地内の建築物の<u>住宅</u>の用途に供する部分の床面積の合計の3分の1を超える場合においては、敷地内の建築物の<u>住宅</u>の用途に供する部分の床面積の合計の3分の1の面積)、「ハ」及び「ニ」に記入した床面積並びに「ホ」から「リ」までに記入した床面積(これらの面積が、次の(1)から(5)までに掲げる建築物の部分の区分に応じ、敷地内の建築物の各階の床面積の合計にそれぞれ(1)から(5)までに定める割合を乗じて得た面積を超える場合においては、敷地内の建築物の各階の床面積の合計にそれぞれ(1)から(5)までに定める割合を乗じて得た面積でれ。また、建築基準法第52条第12項の規定を適用する場合においては、「<u>ヲ</u>」の容積率の算定の基礎となる敷地面積は、8欄「ホ」(2)によることとします。

は、8欄「ホ」(2)によることとします。

 $(1) \sim (5)$

- (18) の「<u>ワ</u>」は、百分率を用いてください。 8欄の「ハ」、「ニ」、 「〜」及び「ト」、10欄の「ロ」並びに11欄
- 第三面関係

(器)

第2条第9号の3イに規定する準耐火建築物で、同法施行令第129条の 203第1項第1号ロに掲げる技術的基準に適合するものをいう。)、 4欄は、「耐火建築物」、「準耐火建築物(イー1)」(建築基準法

術的基準に適合する準耐火建築物をいう。)、「準耐火建築物(ロー2 火建築物(準耐火建築物(イー1)に該当するものを除く。)をいう。 準耐火建築物(イー2)」(同法第2条第9号の3イに規定する準耐 「準耐火建築物(ロー1)」(同令第109条の3第1号に掲げる技 (同条第2号に掲げる技術的基準に適合する準耐火建築物をいう。

55· 66 磊

<u>時間倒壊等防止建築物」</u>又は「その他」のうち該当する<u>チェックボック</u>

(特定避難時間倒壊等防止建築物を除く。

|耐火構造建築物]

(同法第27条第1項の規定に適合する特殊建築

をこう。

ス全てに「レ」マークを入れてください。

第六十七号の三様式(第十条の二十三、第十条の二十四関係)

(A4)

全体計画認定申請書

(第一面) ~ (第三面

(器

(第四面)

工事の番号】~【4. 面積] (器)

5 延べ面積」

申請部分

全体)(既存改修部分)(本工事の分)

(申請以外の部分)(合計

(1) \sim (5)(器)

 \otimes 8欄の「ハ」、「ニ」、 「
フ」は、百分率を用いてください。 「〜」及び「ト」、10欄の「ロ」並びに11欄

4 第三面関係

的基準に適合する準耐火建築物をいう。)、「準耐火建築物(ロー2) 第2条第9号の3イに規定する準耐火建築物で、同法施行令第115条の 又は「その他」のうち該当するものを記入してください。 建築物(準耐火建築物(イー1)に該当するものを除く。)をいう。) 準耐火建築物(イー2)」(同法第2条第9号の3イに規定する準耐火 <u>2の2第1項第1号</u>に掲げる技術的基準に適合するものをいう。)、 4欄は、「耐火建築物」、 「準耐火建築物(ロー1)」(同令第109条の3第1号に掲げる技術 (同条第2号に掲げる技術的基準に適合する準耐火建築物をいう。 「準耐火建築物(イー1)」(建築基準法

5 · 6 (器)

第六十七号の三様式(第十条の二十三、第十条の二十四関係) (A4)

全体計画認定申請書

(第一面)~(第三面)

(瑟

(第四面)

【1. 工事の番号】~【4. 面積】 (磊

ე ე 延べ面積

申請部分

)(申請以外の部分)(合計)

全体)(既存改修部分)(本工事の分)

、「ホ」に自動車車庫その他の専ら自動車又は自転車の停留又は駐車の	降路の部分、「ニ」に共同住宅の共用の廊下又は階段の用に供する部分	<u>他これらに類するもの</u> の用途に供する部分、「ハ」にエレベーターの昇	高さ1メートル以下に <u>あるものの住宅又は老人ホーム、福祉ホームその</u>	内においては、5欄の「ロ」に建築物の地階でその天井が地盤面からの	の規定に基づく条例により建築物の容積率の最高限度が定められた区域	⑤ 都市計画区域内、準都市計画区域内及び建築基準法第68条の9第1項	①~④ (略)	5. 第四面関係	1. ~4. (略)	(注意)	(略)	(第六面)	() () () () () () () () () ()	建築物 □特定避難時間倒壊等防止建築物 □その他	□準耐火建築物(ロ―1) □準耐火建築物(ロ―2) □耐火構造	□耐火建築物 □準耐火建築物(イー1) □準耐火建築物(イー2)	[6. 耐火建築物等]	() () () () () () () () () ()	(第五面)	【6. 建築物の数】~【10. 備考】 (略)	【 2. 延べ面積】・【 2. 容積率】 (略)	【ル. 老人ホーム、福祉ホームその他これらに類するものの部分】 ()()()()()()()()()	の専力』 (略) 【ハ、エレベーターの昇降路の部分】~【ヌ、住宅の部分】 (略)	地階の住宅又は表	【イ. 建築物全体】 (略)
停留又は駐車のための施設(誘導車路、操車場所及び乗降場を含む。)	用に供する部分、「ホ」に自動車車庫その他の専ら自動車又は自転車の	レベーターの昇降路の部分、「ニ」に共同住宅の共用の廊下又は階段の	高さ 1 メートル以下に \underline{b} る \underline{b} のの住宅の用途に供する部分、「ハ」にエ	内においては、5欄の「ロ」に建築物の地階でその天井が地盤面からの	の規定に基づく条例により建築物の容積率の最高限度が定められた区域	⑤ 都市計画区域内、準都市計画区域内及び建築基準法第68条の9第1項	①~④ (昂)	5. 第四面関係	$1. \sim 4.$ (略)	(注意)	(略)	(第六面)	(略)				【6. 耐火建築物】	(略)	(第五面)	【6. 建築物の数】~【10. 備考】 (略)	【 <u>ル</u> . 延べ面積】・【 <u>ヲ</u> . 容積率】 (略)		【ハ、エレベーターの昇降路の部分】~【ヌ、住宅の部分】 (略)	地階の住宅の部分	【イ. 建築物全体】 (略)

ための施設(誘導車路、操車場所及び乗降場を含む。)の用途に供する部分、「〜」に専ら防災のために設ける備蓄倉庫の用途に供する部分、「ト」に蓄電池(床に据え付けるものに限る。)を設ける部分、「チ」に自家発電設備を設ける部分、「リ」に貯水槽を設ける部分、「メ」に住宅の用途に供する部分、「ル」に老人ホーム、福祉ホームその他これらに類するものの用途に供する部分のそれぞれの床面積を記入してくだ

(6) 住宅又は老人ホーム、福祉ホームその他これらに類するものについては、5欄の「ロ」の床面積は、その地階<u>の住宅又は老人ホーム、福祉ホームその他これらに類するもの</u>の用途に供する部分の床面積から、その地階のエレベーターの昇降路の部分<u>又は共同住宅の</u>共用の廊下<u>若しくは</u>階段の用に供する部分の床面積を除いた面積とします。

9

(J) の3分の1を超える場合においては、敷地内の建築物の住宅及び老人ホ 面積)を除いた面積とします。 める割合を乗じて得た面積を超える場合においては、敷地内の建築物の の共用の廊下若しくは階段の用に供する部分を除く。) の床面積の合計 敷地内の建築物の住宅及び老人ホーム、 面積は、各階の床面積の合計から「ロ」に記入した床面積(この面積が 各階の床面積の合計にそれぞれ(1)から(5)までに定める割合を乗じて得た ベーターの昇降路の部分又は共同住宅の共用の廊下若しくは階段の用に るものの用途に供する部分 (エレベーターの昇降路の部分又は共同住宅 <u>供する部分を除く。)</u>の床面積の合計の3分の1の面積)、「ハ」及び じ、敷地内の建築物の各階の床面積の合計にそれぞれ(1)から(5)までに定 (これらの面積が、次の(1)から(5)までに掲げる建築物の部分の区分に応 | 二」に記入した床面積並びに | ホ」から | リ」までに記入した床面積 5 欄の 福祉ホームその他これらに類するものの用途に供する部分(エレ 「<u>ヲ</u>」の延べ面積及び「<u>リ</u>」の容積率の算定の基礎となる延べ 福祉ホームその他これらに類す

また、建築基準法第52条第12項の規定を適用する場合においては、「 <u>ワ</u>」の<u>容積率の算定の基礎となる敷地面積</u>は、7欄「ホ」(2)によること レルます。

の用途に供する部分、「へ」に専ら防災のために設ける備蓄倉庫の用途に供する部分、「ト」に蓄電池(床に据え付けるものに限る。)を設ける部分、「チ」に自家発電設備を設ける部分、「リ」に貯水槽を設ける部分、「ヌ」に住宅の用途に供する部分のそれぞれの床面積を記入してください。

<u>共同住宅</u>については、5欄の「ロ」の床面積は、その地階<u>の住宅</u>の用途に供する部分の床面積から、その地階のエレベーターの昇降路の部分及び共用の廊下<u>又は</u>階段の用に供する部分の床面積を除いた面積とします。

6

5欄の「<u>ル</u>」の延べ面積及び「<u>ヲ</u>」の容積率の算定の基礎となる延べ面積は、各階の床面積の合計から「ロ」に記入した床面積(この面積が敷地内の建築物の<u>住宅</u>の用途に供する部分の床面積の合計の 3 分の 1 を超える場合においては、敷地内の建築物の<u>住宅</u>の用途に供する部分の床面積の合計の 3 分の 1 の面積)、「ハ」及び「ニ」に記入した床面積並びに「ホ」から「リ」までに記入した床面積(これらの面積が、次の(1)から(5)までに掲げる建築物の部分の区分に応じ、敷地内の建築物の各階の床面積の合計にそれぞれ(1)から(5)までに定める割合を乗じて得た面積を超える場合においては、敷地内の建築物の各階の床面積の合計にそれぞれ(1)から(5)までに定める割合を乗じて得た面積を超える場合においては、敷地内の建築物の各階の床面積の合計にそれぞれ(1)から(5)までに定める割合を乗じて得た面積とします。

また、建築基準法第52条第12項の規定を適用する場合においては、「 <u>フ</u>」の<u>敷地面積</u>は、7欄「ホ」(2)によることとします。

- (1)~(5) (路)
- ⊗~(3) (略)⊕ 4欄の「□」及び5欄の「□」は、百分率を用いてください。
- 15・66 (器)
- 6. 第五面関係
- ⑤ 6欄は、「耐火建築物」、「準耐火建築物(イー1)」(建築基準法第2条第9号の3イに規定する準耐火建築物で、同法施行令<u>第129条の2の3第1項第1号ロに掲げる技術的基準に適合するものをいう。)</u>

-)、「準耐火建築物(ロー1)」(同令第109条の3第1号に掲げる技術的基準に適合する準耐火建築物をいう。)、「準耐火建築物(ロー2)」(同条第2号に掲げる技術的基準に適合する準耐火建築物をいう。
-)<u>、「耐火構造建築物」(同法第27条第1項の規定に適合する特殊建築 物(特定避難時間倒壊等防止建築物を除く。)をいう。)、「特定避難 時間倒壊等防止建築物」又は「その他」のうち該当するチェックボック</u>
- ⑥~④ (器)

ス全てに「レ」マークを入れてください。

. (器)

別紙

建築物又は建築物の部分の用途の区分 用途を示す記号 (略) (略) 老人ホーム、福祉ホームその他これらに類するもの 08170	SAME	
(略)	建築物又は建築物の部分の用途の区分	用途を示す記号
	(略)	(略)
	き人ホーム、 <u>福祉ホーム</u> その他これらに類するもの	08170
	(略)	(略)

- (1) \sim (5) (器)
- (略)
- ④ 4欄の「ロ」及び5欄の「<u>ラ</u>」は、百分率を用いてください。
- (路) (路)
- 6. 第五面関係

⊕ ← ⊕6 #

- 第2条第9号の3イに規定する準耐火建築物(イー1)」(建築基準法第2条第9号の3イに規定する準耐火建築物で、同法施行令<u>第115条の2の2第1項第1号</u>に掲げる技術的基準に適合するものをいう。)、「準耐火建築物(イー2)」(同法第2条第9号の3イに規定する準耐火建築物(準耐火建築物(イー1)に該当するものを除く。)をいう。)、「準耐火建築物(ロー1)」(同令第109条の3第1号に掲げる技術的基準に適合する準耐火建築物をいう。)」(同条第2号に掲げる技術的基準に適合する準耐火建築物をいう。)又は「その他」のうち該当する<u>ものを記入し</u>てください。
- ⑥~④ (略)
- (器)

(略)	3 & B	老人ホーム、身体障!	(略)	建築物又は	別紙
		老人ホーム、 <u>身体障害者福祉ホーム</u> その他これらに類す		建築物又は建築物の部分の用途の区分	
(略)		08170	(略)	用途を示す記号	

 \bigcirc 建築基準法に基づく指定資格検定機関等に関する省令(平成十一年建設省令第十三号)(第二条関係)

(傍線部分は改正部分)

伞	建築確認	小荷物専用昇降機以外の建築設備(建築物の計	伞	建築確認	小荷物専用昇降機以外の建築設備(建築物の計
	(新設)		件	仮使用認定	
华	完了検査		件	中間検査	
伞	中間検査		午	完了検査	
伞	建築確認	床面積の合計が10,000㎡を超える建築物	午	建築確認	床面積の合計が10,000㎡を超える建築物
	(新設)		件	仮使用認定	
车	完了検査		牟	中間検査	
华	中間検査	の建築物	件	完了檢查	の建築物
件	建築確認	床面積の合計が2,000㎡を超え、10,000㎡以内	午	建築確認	床面積の合計が2,000㎡を超え、10,000㎡以内
	(新設)		件	仮使用認定	
华	完了檢查		午	中間検査	
华	中間検査	樂物	午	完了檢查	築物
牟	建築確認	床面積の合計が500㎡を超え、2,000㎡以内の建	午	建築確認	床面積の合計が500㎡を超え、2,000㎡以内の建
	(新設)	部分を有する建築物を除く。)	住	仮使用認定	部分を有する建築物を除く。)
牟	完了検査	第1項の認定を受けた型式に適合する建築物の	午	中間検査	第1項の認定を受けた型式に適合する建築物の
牟	中間検査	第1項第4号に掲げる建築物及び法第68条の10	午	完了檢查	第1項第4号に掲げる建築物及び法第68条の10
伞	建築確認	床面積の合計が500㎡以内の建築物(法第6条	伞	建築確認	床面積の合計が500㎡以内の建築物(法第6条
		する建築物の部分を有する建築物に限る。)			する建築物の部分を有する建築物に限る。)
	(新設)	認定に限る。以下同じ。)を受けた型式に適合	住	仮使用認定	認定に限る。以下同じ。)を受けた型式に適合
伞	完了検査	第1項の認定(令第136の2の11第1号に係る	午	中間検査	第1項の認定(令第136の2の11第1号に係る
伞	中間検査	第1項第4号に掲げる建築物及び法第68条の10	伞	完了検査	第1項第4号に掲げる建築物及び法第68条の10
伞	建築確認	床面積の合計が500㎡以内の建築物(法第6条	伞	建築確認	床面積の合計が500㎡以内の建築物(法第6条
	推定件数	業務の区分		推定件数	業務の区分
	+ 数	確認検査の業務の予定件数		缕	確認検査の業務の予定件数
		第二号様式(第十四条関係)			二号様式(第十四条関係)
		П			新

床面積の合計が500㎡を超え、2,000㎡以内の建 築物	床面積の合計が500㎡以内の建築物	業務の区分	第二号の二様式 (第十四条関係) 過去20事業年度以内における確認検査の実施件数 (略)	備考 1・2 (略) 3 建築確認、 <u>完了検査、中間検査又は仮</u> 理由を示す書類を添付すること。(指定 4 (略)	□		り名祭人。)	小荷物専用昇降機(建築物の計画に含まれるも	画に含まれるものを除く。)
	建築確認 件 完了檢查 件 由問檢查 件	実施件数	資金の実施件数	<u>中間検査又は仮使用認定</u> を行う件数の推定 ること。(指定の更新の場合を除く。)	定了檢查 件 中間檢查 件 仮使用認定 件		工工便具 中間検査 件 建築確認 件		<u>完了檢查</u> 件 <u>中間檢查</u> 件
床面積の合計が500㎡を超え、2,000㎡以内の建 築物	床面積の合計が500㎡以内の建築物	業務の区分	第二号の二様式 (第十四条関係) 過去20事業年度以内における確認検査の実施件数 (略)	備考 1・2 (略) (席) 3 建築確認、中間検査又は完了検査を行う件数の推定理由を示す書類を添付すること。(指定の更新の場合を除く。) 4 (略)	中		了任然人。	小荷物専用昇降機(建築物の計画に含まれるも のも応く)	画に含まれるものを除く。)
(新設) 建築確認 中間検査	建築確認 中間検査	実施件数	食査の実施件数	-う件数の推定理 ·を除く。)	中間検査 完了検査 (新設)	中間検査 完了検査 (新設)	完了檢查	建築確認	<u>中間検査</u> 完了検査
4年	4 年 年	7		1曲を示す書	千年年		中中	年	华

第四号様式(略)	備光				工作物	:	のを深へ。	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	画に含む	小荷物			床面積		X X	不国気の一の海路を	床面積(
(第十九条関係) 指定確認檢查機関業務区域増加認可申請書	(略)	中)	- ススチャラに回作の客路典) 整図百田車を持た	画に含まれるものを除く。)	小荷物専用昇降機以外の建築設備			床面積の合計が10,000㎡を超える建築物			口叫 3.4,000 III 6.6人	 	
業務 区域増加							9	かける		(建築物の計			車築物			, 000 III 8/17	10.000㎡以内	
11認可申請書		<u>完了検査</u> <u>中間検査</u> 仮使用認定	建築確認	中間検査	建築確認 完了検査	中間検査	完了検査	中間検査	完了検査	建築確認	<u>中間検査</u> 仮使用認定	完了檢查	建築確認	仮使用認定	中間検査	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	建築確認	后届田刻会
		4 4 4	中	车车	中	华	14	4	件	华	4 4	辛	个	件		产工	中上	<i>(</i> +)
第四号様式(第十九条関係) 指定確認核 (略)	備考 (略)	□			工作物	:	の	八許多田田見及蔡	画に含まれる	小荷物専用具			床面積の合語		※			
係) 忍檢査機関業務区域増加認		"							5ものを除く。)	小荷物専用昇降機以外の建築設備(建築物の計			合計が10,000㎡を超える建築物			日日 372,000 III 9 百个、10,000 III 273	+が2,000㎡や哲ツ、10,000㎡以内	
-九条関係) 指定確認検査機関業務区域増加認可申請書		計 中間検査 完了検査 (新設)	建築確認	完了検査 (新穀)	建築確認 <u>中間検査</u>	<u> </u>	A 18 20 E E 17 E P 4 2 E C			(建築物の計	<u>完了檢查</u> (新設)	中間検査	+が10,000㎡を超える建築物 夏	(新設)	<u> </u>	3-4, 000 名 名 、 10,000 次 7 3	+が2,000㎡や超シ、10,000㎡以内 -	(新型)

第十号の二様式(第三十一条の三関係) 指定構造計算適合性判定機関指定申請書	第十号の二様式(第三十一条の三関係) 指定構造計算適合性判定機関指定申請書
年 月 日	年 月 日
<u>国土交通大臣</u> 地方整備局長	知事 殿
申請者の住所又は 主たる事務所の所在地 申請者の氏名又は名称 印	申請者の住所又は 主たる事務所の所在地 申請者の氏名又は名称 印
建築基準法第18条の2第1項の指定を受けたいので、同法 <u>第77条の35の2</u> <u>第1項</u> の規定により、申請します。	建築基準法第18条の2第1項の指定を受けたいので、同法 <u>第77条の35の2</u> の規定により、申請します。
1 指定を受けようとする業務区域	
2 • 3 (略)	<u>1</u> · <u>2</u> (略)
備考(略)	備老(略)
第十号の二の二様式(第三十一条の三関係) 構造計算適合性判定の業務の予定件数	(新設)
業務の区分 推定件数	

2 - 1 - 1 - 1 - 1 - 1 - 1 - 1 - 1 - 1 -	デイ ご規圧する	を
m ² を超え、 0m ² を超え、 m ² 以内の建 m ² が超え、		000㎡を超え、
10, 年 年 年 年		2,0

件	☆ 計	
件	床面積の合計が50,000㎡を超える建 築物	
件	床面積の合計が10,000㎡を超え、5 0,000㎡以内の建築物	る部ガに挟る。) に適合するかどう かの判定
件		9 ののなによって確造計算によって確かめられる安全性かめられる安全性を有することに係
件		短
牟	床面積の合計が1,000㎡以内の建築 物	特定構造計算基準 又は特定増改築構 近半質は強度
件	床面積の合計が50,000㎡を超える建 築物	
件	床面積の合計が10,000㎡を超え、5 0,000㎡以内の建築物	性を有することに係る部分に限る。)に適合するかどうかの判定
	117	なる

全地

この用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

名称 <u>又は住所</u> を変更するので、建築基準法第77条の35の5第2項 <u>又は第77条の35の8第2項</u> の規定により、次のとおり届け出ます。 1 変更後の名称 <u>又は住所</u> 2 変更しようとする年月日 3 変更の理由	申請者の住所又は 主たる事務所の所在地 申請者の氏名又は名称 印	<u>国土交通大臣</u> <u>地方整備局長</u>	年 月 日	第十号の三様式 <u>(第三十一条の四、三十一条の六関係)</u> 指定構造計算適合性判定機関名称等変更届出書	2 申請の日の属する事業年度の前事業年度から起算して過去20事業 年度以内において行った構造計算適合性判定の件数を記載すること。ただし、建築基準法の一部を改正する法律(平成26年法律第54号。以下「改正法」という。)の施行の際現に改正法附則第1条の規定による改正前の建築基準法第18条の2第1項の規定による指定を受けている場合は、改正法の施行の日(平成27年6月1日)から起算して20年を経過するまでの間は、平成27年6月1日から申請の日の属する事業年度の前日までの間において行った構造計算適合性判定の件数を記載すること。 3 各事業年度ごとの構造計算適合性判定の実施件数の内訳を記載した書類を添付すること。
名称 <u>若しくは住所又は事務所の所在地</u> を変更するので、建築基準法第77条 の35の5第2項の規定により、次のとおり届け出ます。 1 変更後の名称 <u>若しくは住所又は事務所の所在地</u> 2 変更しようとする年月日 3 変更の理由	申請者の住所又は 主たる事務所の所在地 申請者の氏名又は名称 印	知事 殿	年 月 日	第十号の三様式 <u>(第三十一条の四関係)</u> 指定構造計算適合性判定機関変更届出書	

第十号の三の三様式(第三十一条の六関係)	国土交通大臣 地方整備局長 殿 知事 申請者の住所又は 主たる事務所の所在地 申請者の氏名又は格称 印	第十号の三の二様式(第三十一条の四の二関係) 指定構造計算適合性判定機関業務区域変更認可申請書 年 月 日	備考 (略)
(新設)		(新設)	備兆 (略)

備考 (略) 第十号の六様式 (第三十一条の八関係) 指定構造計算適合性判定機関構造計算適合性判定業務規程変更認可申請書	備考 (略) 第十号の六様式 (第三十一条の八関係) 指定構造計算適合性判定業務規程変更認可申請書
構造計算適合性判定業務規定の認可を受けたいので、建築基準法 <u>第77条の3</u> 5の9第1項前段の規定により、別添のとおり申請します。	構造計算適合性判定業務規定の認可を受けたいので、建築基準法 <u>第77条の3</u> 5の12第 <u>1項前段</u> の規定により、別添のとおり申請します。
知事 殿 (略)	国土交通大臣 地方整備局長 殿 知事 (略)
年月	年月日
第十号の五様式(第三十一条の八関係) 指定構造計算適合性判定機関構造計算適合性判定業務規程認可申請書	第十号の五様式(第三十一条の八関係) 指定構造計算適合性判定機関構造計算適合性判定業務規程認可申請書
備老 (略)	備老 (略)
2 選任(解任)の理由	2 選任(解任)の理由
1 選任(解任)した構造計算適合性判定員の氏名及び略歴	1 選任(解任)した構造計算適合性判定員の氏名及び略歴
構造計算適合性判定員の選任(解任)をしたので、建築基準法 <u>第77条の35の7第3項</u> の規定により、次のとおり届け出ます。	構造計算適合性判定員の選任(解任)をしたので、建築基準法 <u>第77条の35</u> の9第3項の規定により、次のとおり届け出ます。
	(略)

建築基準法第7
知事 殿 (略) 構造計算適合性判定業務規定の変更の認可を受けたいので、 7条の35の9第1項後段の規定により、次のとおり申請します。 備考 (略)

第十一号様式(第三十二条関係)	構造計算適合性判定の業務の一部(全部)の休止(廃止)に係る許可を受けたいので、建築基準法 <u>第77条の35の18第1項</u> の規定により、次のとおり申請します。	国土交通大臣 地方整備局長 殿 知事 (略)	年 月 日	第十号の七様式(第三十一条の十二関係) 指定構造計算適合性判定機関業務休廃止許可申請書	備考 1 「委任都道府県知事」の欄には、建築基準法第18条の2第1項の規定により構造計算適合性判定を行わせることとした都道府県知事名を○○県知事等と記載すること。 2 「取り扱う建築物」の欄には、当該指定構造計算適合性判定機関が、構造計算適合性判定の業務の対象とする建築物として構造計算適合性判定業務規程において定めるものを記載すること。	35cm以上	委任都道府県知事 取り扱う建築物 八/
第十一号様式(第三十二条関係)	構造計算適合性判定の業務の一部(全部)の休止(廃止)に係る許可を受けたいので、建築基準法 <u>第77条の35の13第1項</u> の規定により、次のとおり申請します。	知事 殿 (略)	年月日	第十号の七様式(第三十一条の十二関係) 指定構造計算適合性判定機関業務休廃止許可申請書			

承認性能評価機関承認申請書	承認性能評価機関承認申請書
第三十六号様式 (第七十二条関係)	第三十六号様式(第七十二条関係)
指定性能評価機関指定申請書 (略) 建築基準法 <u>第68条の26第3項</u> の指定を受けたいので、同法第77条の56第2項において準用する同法第77条の36第2項の規定により、申請します。	指定性能評価機関指定申請書 (略) 建築基準法 <u>第68条の25第3項</u> の指定を受けたいので、同法第77条の56第2項において準用する同法第77条の36第2項の規定により、申請します。
第二十九号様式(第五十八条関係)	第二十九号様式(第五十八条関係)
(略)	(略)
建築基準法 <u>第68条の25第3項</u> の承認を受けたいので、同法第77条の54第2項において準用する同法第77条の36第2項の規定により、申請します。	建築基準法 <u>第68条の24第3項</u> の承認を受けたいので、同法第77条の54第2項において準用する同法第77条の36第2項の規定により、申請します。
(路)	(
第二十一号様式(第四十七条関係) 承認認定機関承認申請書	第二十一号様式(第四十七条関係) 承認認定機関承認申請書
(略)	(
建築基準法 <u>第68条の25第1項</u> の指定を受けたいので、同法第77条の36第2項の規定により、申請します。	建築基準法 <u>第68条の24第1項</u> の指定を受けたいので、同法第77条の36第2項の規定により、申請します。
(略)	(略)
指定認定機関指定申請書	指定認定機関指定申請書

(略)	(略)
建築基準法 <u>第68条の25第 6 項</u> の指定を受けたいので、同法第77条の57第 2	建築基準法 <u>第68条の26第6項</u> の指定を受けたいので、同法第77条の
項において準用する同法第77条の36第2項の規定により、申請します。	項において準用する同法第77条の36第2項の規定により、申請します
(略)	(略)

 \bigcirc 都市再生特別措置法施行規則(平成十四年国土交通省令第六十六号)(第三条関係)

(傍線部分は改正部分)

(第三面) (略) (注意) 1.・2. (略) 3. 第二面関係 ①~② (略) ③10欄の「ロ」に建築物の地階でその天井が地盤面からの高さ1メートル以下にあるものの住宅又は老人ホーム、福祉ホームその他これらに類す	【11. 建築物の数】~【15. 備考】 (略)	0 4	【10. 延べ面積】 (申請部分)(申請以外の部分)(合計) 【イ. 建築物全体】 (略) 【ロ. 地階の <u>住宅又は老人ホーム、福祉ホームその他これらに類するもの</u>	様式第一(第一条の十八第一項関係)(日本工業規格 A 4) 認定申請書 (第一面) (略) (第二面) 【1. 地名地番】~【9. 建築面積】 (略)	新
(第三面) (略) (注意) 1. ・2. (略) 3. 第二面関係 ①~② (略) 以下に <u>あるものの住宅</u> の用途に供する部分、「ハ」にエレベーターの昇	【11. 建築物の数】~【15. 備考】 (略)	路路路		様式第一(第一条の十八第一項関係)(日本工業規格A4) 認定申請書 (第一面) (略) (略) (第二面) (1. 地名地番】~【9. 建築面積】 (略)	旧

<u>るもの</u>の用途に供する部分、「ハ」にエレベーターの昇降路の部分、「ニ」に共同住宅の共用の廊下又は階段の用に供する部分、「ホ」に自動車車庫をの他の専ら自動車又は自転車の停留又は駐車のための施設(誘導車路、操車場所及び乗降場を含む。)の用途に供する部分、「ト」に蓄電池車ら防災のために設ける備蓄倉庫の用途に供する部分、「ト」に蓄電池(床に据え付けるものに限る。)を設ける部分、「チ」に自家発電設備を設ける部分、「リ」に貯水槽を設ける部分、「ヌ」に住宅の用途に供する部分、「ル」に老人ホーム、福祉ホームその他これらに類するものの用途に供する部分のそれぞれの床面積を記入してください。

(9)住宅又は老人ホーム、福祉ホームその他これらに類するものについては、10欄の「ロ」の床面積は、その地階<u>の住宅又は老人ホーム、福祉ホームその他これらに類するもの</u>の用途に供する部分の床面積から、その地階のエレベーターの昇降路の部分又は共同住宅の共用の廊下若しくは階段の用に供する部分の床面積を除いた面積とします。

 $⑤10欄の「<math>\overline{2}$ 」の延べ面積及び「 $\overline{2}$ 」の容積率の算定の基礎となる延べ面 積は、各階の床面積の合計から「ロ」に記入した床面積(この面積が敷 用する場合においては、「<u>ワ</u>」の<u>容積率の算定の基礎となる敷地面積</u>は 階の床面積の合計にそれぞれ(1)から(5)までに定める割合を乗じて得た面 る割合を乗じて得た面積を超える場合においては、敷地内の建築物の各 <u>する部分を除く。)</u>の床面積の合計の3分の1の面積)、「ハ」及び <u> 共用の廊下若しくは階段の用に供する部分を除く。)</u>の床面積の合計の <u>もの</u>の用途に供する部分<u>(エレベーターの昇降路の部分又は共同住宅の</u> 地内の建築物の住宅及び老人ホーム、 積)を除いた面積とします。また、建築基準法第52条第12項の規定を適 これらの面積が、次の(1)から(5)までに掲げる建築物の部分の区分に応じ ニ」に記入した床面積並びに「ホ」から「リ」までに記入した床面積(3分の1を超える場合においては、敷地内の建築物の住宅及び老人ホー <u>ーターの昇降路の部分又は共同住宅の共用の廊下若しくは階段の用に供</u> <u>ム、福祉ホームその他これらに類するもの</u>の用途に供する部分<u>(エレベ</u> 敷地内の建築物の各階の床面積の合計にそれぞれ(1)から(5)までに定め 福祉ホームその他これらに類する

降路の部分、「二」に共同住宅の共用の廊下又は階段の用に供する部分、「ホ」に自動車車庫その他の専ら自動車又は自転車の停留又は駐車のための施設(誘導車路、操車場所及び乗降場を含む。)の用途に供する部分、「へ」に専ら防災のために設ける備蓄倉庫の用途に供する部分、「ト」に蓄電池(床に据え付けるものに限る。)を設ける部分、「チ」に自家発電設備を設ける部分、「リ」に貯水槽を設ける部分、「ヌ」に住宅の用途に供する部分のそれぞれの床面積を記入してください。

⑩共同住宅については、10欄の「□」の床面積は、その地階<u>の住宅</u>の用途に供する部分の床面積から、その地階のエレベーターの昇降路の部分<u>及び</u>共用の廊下<u>又は</u>階段の用に供する部分の床面積を除いた面積とします。

(⑤10欄の「<u>ル</u>」の延べ面積及び「<u>フ</u>」の容積率の算定の基礎となる延べ面積は、各階の床面積の合計から「ロ」に記入した床面積(この面積が敷地内の建築物の<u>住宅</u>の用途に供する部分の床面積の合計の3分の1を超える場合においては、敷地内の建築物の住宅の用途に供する部分の床面積の合計の3分の1の面積)、「ハ」及び「ニ」に記入した床面積並びに「ホ」から「リ」までに記入した床面積(これらの面積が、次の(1)から(5)までに掲げる建築物の部分の区分に応じ、敷地内の建築物の各階の床面積の合計にそれぞれ(1)から(5)までに定める割合を乗じてほと面積を超える場合においては、敷地内の建築物の各階の床で、また、建築基準法第52条第12項の規定を適用する場合においては、「フ」の<u>敷地面積</u>は、6欄「ホ」(2)によることとします。

「<u>フ</u>」は、百分率を用いてください。 ⑰ (略) (1)〜(5) (略) (6欄の「ハ」、「ニ」、「〜」及び「ト」、9欄の「ロ」並びに10欄の 、6欄「ホ」(2)によることとします。

(1)〜(5) (略) (1)〜(5) (略) (1)〜(5) (略) 「<u>ヲ</u>」は、百分率を用いてください。 ⑰ (略)

(第三) (第三) (第三) (第三) (略) (略) (略) (略) (略) (略) (略) (略) (略) (略	の部分】 (略) 【ハ. エレベーターの昇降路の部分】~【ヌ. 住宅の部分】 (略) 【ル. 老人ホーム、福祉ホームその他これらに類するものの部分】 () () () () () () () () () (【9. 延べ面積】 (申請部分)(申請以外の部分)(合計) 【イ. 建築物全体】 (略) 【ロ. 地階の住宅又は老人ホーム、福祉ホームその他これらに類するもの	計り申請書 (第一面) (略) (略) (第二面) 建築物及びその敷地に関する事項 【1. 地名地番】~【8. 建築面積】 (略)	「
(第三 (第三 2. (略) 5二 画 関係 9 欄の「ロ」に 建築物の 地階でる	【ハ. エレベーターの昇降路の部分】~【ヌ. 住宅の部分】 (略) 【心. 延べ面積】・【 <u>ラ</u> . 容積率】 (略) 【10	【9. 延べ面積】 (申請部分)(申請以外の部分)(合計) 【イ. 建築物全体】 (略) (略) 【ロ. 地階の住宅の部分】 (略)	計り申請書 (第一面) (略) (略) (第二面) 建築物及びその敷地に関する事項 【1. 地名地番】~【8. 建築面積】 (略)	年 様式第15(第五十二条関係)

 \bigcirc

マンションの建替え等の円滑化に関する法律施行規則(平成十四年国土交通省令第百十六号)

(第四条関係)

(傍線部分は改正部分)

ル以下に<u>あるものの住宅又は老人ホーム、福祉ホームその他これらに類するもの</u>の用途に供する部分、「ハ」にエレベーターの昇降路の部分、

「二」に共同住宅の共用の廊下又は階段の用に供する部分、「ホ」に自動車車庫その他の専ら自動車又は自転車の停留又は駐車のための施設(誘導車路、操車場所及び乗降場を含む。)の用途に供する部分、「ト」に蓄電に専ら防災のために設ける備蓄倉庫の用途に供する部分、「ト」に蓄電池(床に据え付けるものに限る。)を設ける部分、「チ」に自家発電設備を設ける部分、「リ」に貯水槽を設ける部分、「ヌ」に住宅の用途にする部分、「ル」に老人ホーム、福祉ホームその他これらに類するものの用途に供する部分のそれぞれの床面積を記入すること。

- 住宅又は老人ホーム、福祉ホームその他これらに類するものについては、9欄の「ロ」の床面積は、その地階<u>の住宅又は老人ホーム、福祉ホームその他これらに類するもの</u>の用途に供する部分の床面積から、その地階のエレベーターの昇降路の部分<u>又は共同住宅の</u>共用の廊下<u>若しくは</u>階段の用に供する部分の床面積を除いた面積とする。
- の3分の1を超える場合においては、敷地内の建築物の住宅及び老人ホ 物の各階の床面積の合計にそれぞれ(1)から(5)までに定める割合を乗じ の共用の廊下若しくは階段の用に供する部分を除く。)_の床面積の合計 敷地内の建築物の住宅及び老人ホーム、 面積は、各階の床面積の合計から「ロ」に記入した床面積(この面積が て得た面積)を除いた面積とする。また、建築基準法第52条第12項の規 応じ、敷地内の建築物の各階の床面積の合計にそれぞれ(1)から(5)まで ベーターの昇降路の部分又は共同住宅の共用の廊下若しくは階段の用に <u>るもの</u>の用途に供する部分<u>(エレベーターの昇降路の部分又は共同住宅</u> に定める割合を乗じて得た面積を超える場合においては、敷地内の建築 <u>供する部分を除く。)</u>の床面積の合計の3分の1の面積)、「ハ」及び <u>ーム、福祉ホームその他これらに類するもの</u>の用途に供する部分<u>(エレ</u> (これらの面積が、次の(1)から(5)までに掲げる建築物の部分の区分に 「ニ」に記入した床面積並びに「ホ」から「リ」までに記入した床面積 9欄の「 $\overline{2}$ 」の延べ面積及び「 $\overline{2}$ 」の容積率の算定の基礎となる延べ 福祉ホームその他これらに類す

ル以下に<u>あるものの住宅</u>の用途に供する部分、「ハ」にエレベーターの昇降路の部分、「二」に共同住宅の共用の廊下又は階段の用に供する部分、「ホ」に自動車車庫その他の専ら自動車又は自転車の停留又は駐車のための施設(誘導車路、操車場所及び乗降場を含む。)の用途に供する部分、「へ」に専ら防災のために設ける備蓄倉庫の用途に供する部分、「ト」に蓄電池(床に据え付けるものに限る。)を設ける部分、「チ」に自家発電設備を設ける部分、「リ」に貯水槽を設ける部分、「ヌ」に自家発電設備を設ける部分、「リ」に貯水槽を設ける部分、「ヌ」に住宅の用途に供する部分のそれぞれの床面積を記入すること。

<u>共同住宅</u>については、9欄の「ロ」の床面積は、その地階<u>の住宅</u>の用途に供する部分の床面積から、その地階のエレベーターの昇降路の部分及び共用の廊下又は階段の用に供する部分の床面積を除いた面積とする。

٥

回 9欄の「<u>ル</u>」の延べ面積及び「<u>フ</u>」の容積率の算定の基礎となる延べ面積は、各階の床面積の合計から「ロ」に記入した床面積(この面積が敷地内の建築物の<u>住宅</u>の用途に供する部分の床面積の合計の3分の1を超える場合においては、敷地内の建築物の<u>住宅</u>の用途に供する部分の床面積の合計の3分の1の面積)、「ハ」及び「ニ」に記入した床面積並びに「ホ」から「リ」までに記入した床面積(これらの面積が、次の(1)から(5)までに掲げる建築物の部分の区分に応じ、敷地内の建築物の各階の床面積の合計にそれぞれ(1)から(5)までに定める割合を乗じて得た面積を超える場合においては、敷地内の建築物の各階の床面積の合計にそれぞれ(1)から(5)までに定める割合を乗じて得たる。また、建築基準法第52条第12項の規定を適用する場合においては、「<u>フ</u>」の容積率の算定の基礎となる敷地面積は、6欄「ホ」(2)によることとする。

面積は、6欄「ホ」(2)によることとする。 定を適用する場合においては、「 \underline{D} 」の容積率の算定の基礎となる敷地

(1)~(5) (略)

の「<u>ワ</u>」は、百分率を用いること。 6欄の「ハ」、「ニ」、「〜」及び「ト」、8欄の「ロ」並びに9欄

(1) \sim (5)

⑤ 6欄の「ハ」、「ニ」、「ヘ」及び「ト」、8欄の「ロ」並びに9欄 の「<u>ヲ</u>」は、百分率を用いること。 ⑥ (略)

- 125 -

別記様式第三 3. 第二面関係 1. · 2. (注意) (器) 10.(翠 【11. 建築物の数】~ ①~⑫ (器) ◎ 10欄の「□」に建築物の地階でその天井が地盤面からの高さ1メート (7 【イ. 建築物全体】 【ハ.エレベーターの昇降路の部分】~【ヌ.住宅の部分】 「ロ. 地階の<u>住宅又は老人ホーム、</u> の部分】 ル以下に<u>あるものの住宅又は老人ホーム、</u> 延べ面積】 地名地番】~【9. 老人ホーム、福祉ホームその他これらに類するものの部分 延べ面積】・ (器) (第六条第一項関係) (器) (15.(申請部分 7 (器) 建築面積】 備光】 容積率 認定申請書 (第三面) (第二面) (第一面) (日本工業規格A4) 新 福祉ホームその他これらに類するもの (器)) (申請以外の部分) (合計 (器) 福祉ホームその他にれらに類 3. 第二面関係 別記様式第三 $1. \cdot 2.$ 10.(翠) 【11. 建築物の数】~【15. (注意) (器) 【1. 地名地番】~【9. ①~① ◎ 10欄の「□」に建築物の地階でその天井が地盤面からの高さ1メート <u>\\ \\ \\ \\ \</u> 【 へ、エフベーターの昇降路の部分】~【 又、住宅の部分】 【ロ. 地階の住宅の部分】 【イ. 建築物全体】 ル以下に<u>あるものの住宅</u>の用途に供する部分、「ハ」にエレベーターの 延べ面積】 延べ面積】・【 7. (器) (器) (第六条第一項関係) (申請部分 建築面積】 無光 容積率 (器) 認定申請書 (第三面) (第一面) (第二面) (日本工業規格A4) 旧 (器)) (申請以外の部分) (合計 (器) (器) (翠)

 \bigcirc

津波防災地域づくりに関する法律施行規則

(平成二十三年国土交通省令第九十九号)

(第六条関係)

(傍線部分は改正部分)

<u>するもの</u>の用途に供する部分、「ハ」にエレベーターの昇降路の部分、「二」に共同住宅の共用の廊下又は階段の用に供する部分、「ホ」に自動車車庫その他の専ら自動車又は自転車の停留又は駐車のための施設(誘導車路、操車場所及び乗降場を含む。)の用途に供する部分、「ト」に蓄電池(床に据え付けるものに限る。)を設ける部分、「チ」に自家発電設備を設ける部分、「リ」に貯水槽を設ける部分、「チ」に住宅の用途に供する部分、「ル」に老人ホーム、福祉ホームその他これらに類するものの用途に供する部分のそれぞれの床面積を記入してください。

- (9) 住宅又は老人ホーム、福祉ホームその他これらに類するものについては、10欄の「ロ」の床面積は、その地階<u>の住宅又は老人ホーム、福祉ホームその他これらに類するもの</u>の用途に供する部分の床面積から、その地階のエレベーターの昇降路の部分又は共同住宅の共用の廊下若しくは階段の用に供する部分の床面積を除いた面積とします。
- (5) の3分の1を超える場合においては、敷地内の建築物の住宅及び老人ホ 適用する場合においては、「<u>ワ</u>」の<u>容積率の算定の基礎となる敷地面積</u> める割合を乗じて得た面積を超える場合においては、敷地内の建築物の の共用の廊下若しくは階段の用に供する部分を除く。)_の床面積の合計 敷地内の建築物の住宅及び老人ホーム、 面積は、各階の床面積の合計から「ロ」に記入した床面積(この面積が 面積)を除いた面積とします。また、建築基準法第52条第12項の規定を 各階の床面積の合計にそれぞれ(1)から(5)までに定める割合を乗じて得た ベーターの昇降路の部分又は共同住宅の共用の廊下若しくは階段の用に <u>るもの</u>の用途に供する部分<u>(エレベーターの昇降路の部分又は共同住宅</u> じ、敷地内の建築物の各階の床面積の合計にそれぞれ(1)から(5)までに定 <u>供する部分を除く。)</u>の床面積の合計の3分の1の面積)、「ハ」及び <u>ーム、福祉ホームその他これらに類するもの</u>の用途に供する部分<u>(エレ</u> $10欄の「<math>\overline{2}$ 」の延べ面積及び「 $\overline{2}$ 」の容積率の算定の基礎となる延べ (これらの面積が、次の(1)から(5)までに掲げる建築物の部分の区分に応 「ニ」に記入した床面積並びに「ホ」から「リ」までに記入した床面積 福祉ホームその他これらに類す

昇降路の部分、「二」に共同住宅の共用の廊下又は階段の用に供する部分、「ホ」に自動車車庫その他の専ら自動車又は自転車の停留又は駐車のための施設(誘導車路、操車場所及び乗降場を含む。)の用途に供する部分、「へ」に専ら防災のために設ける備蓄倉庫の用途に供する部分、「ト」に蓄電池(床に据え付けるものに限る。)を設ける部分、「チ」に自家発電設備を設ける部分、「リ」に貯水槽を設ける部分、「ヌ」に住宅の用途に供する部分のそれぞれの床面積を記入してください。

共同住宅については、10欄の「ロ」の床面積は、その地階<u>の住宅</u>の用途に供する部分の床面積から、その地階のエレベーターの昇降路の部分及び共用の廊下<u>又は</u>階段の用に供する部分の床面積を除いた面積とします。

4

- (図)10欄の「<u>ル</u>」の延べ面積及び「<u>ヲ</u>」の容積率の算定の基礎となる延べ面積は、各階の床面積の合計から「ロ」に記入した床面積(この面積が敷地内の建築物の<u>住宅</u>の用途に供する部分の床面積の合計の3分の1を超える場合においては、敷地内の建築物の<u>住宅</u>の用途に供する部分の床面積の合計の3分の1の面積)、「ハ」及び「ニ」に記入した床面積並びに「ホ」から「リ」までに記入した床面積(これらの面積が、次の(1)から(5)までに掲げる建築物の部分の区分に応じ、敷地内の建築物の各階の床面積の合計にそれぞれ(1)から(5)までに定める割合を乗じて得た面積を超える場合においては、敷地内の建築物の各階の床面積の合計にそれぞれ(1)から(5)までに定める割合を乗じて得た面積とします。また、建築基準法第52条第12項の規定を適用する場合においては、「<u>ヲ</u>」の<u>敷地面積</u>は、6欄「ホ」(2)によることとします。
- (1)~(5) (器)

4.	(17)	0	16		t)
(略)	(略)	の「 \overline{D} 」は、百分率を用いてください。	⑩ 6欄の「ハ」、「ニ」、「へ」及び「ト」、9欄の「ロ」並びに10欄	(1)~(5) (略)	は、6欄「ホ」(2)によることとします。
4.	(7)	0	16)		
() () () () () () () () () ()	(略)	の「 <u>ラ</u> 」は、百分率を用いてください。	6欄の「ハ」、「ニ」、「〜」及び「ト」、9欄の「ロ」並びに10欄		

	新		旧
第四号の二書式 構造計	第四号の二書式(第十七条の十四の二関係) 構造計算によつて建築物の安全性を確かめた旨の証明書 (略)	第四号の二書式(構造計貨 (略)	.書式(第十七条の十四の二関係) 構造計算によつて建築物の安全性を確かめた旨の証明書
(略)	(略)	(略)	() () () () () () () () () ()
建築物の区分	 建築基準法(以下「法」という。) <u>第20条第1項第</u> 1号に掲げる建築物 2 法<u>第20条第1項第2号</u>に掲げる建築物 3 法<u>第20条第1項第3号</u>に掲げる建築物 4 法<u>第20条第1項第4号</u>に掲げる建築物 	建築物の区分	 建築基準法(以下「法」という。) <u>第20条第1号</u>に 掲げる建築物 法<u>第20条第2号</u>に掲げる建築物 法<u>第20条第3号</u>に掲げる建築物 法<u>第20条第4号</u>に掲げる建築物
(略)	(略)	(略)	() () () () () () () () () () () () () (
(略)		(既各)	